

独立行政法人情報処理推進機構の
令和 7 年度における業務の実績に関する評価

令和 8 年 6 月

目 次

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式 3

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定様式 4

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式 5

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式 6

 I－1 Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 6

 I－2 デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進..... 34

 I－3 サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保..... 47

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式 73

 II 業務運営の効率化に関する事項..... 73

 III 財務内容の改善に関する事項..... 91

 IV その他業務運営に関する重要事項..... 105

（別添）中期目標、中期計画、年度計画 117

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人情報処理推進機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度（第五期）		
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		内閣総理大臣、経済産業大臣		
	法人所管部局	（経済産業省、デジタル庁で記載）	担当課、責任者	（経済産業省、デジタル庁で記載）
	評価点検部局	（経済産業省、デジタル庁で記載）	担当課、責任者	（経済産業省、デジタル庁で記載）
3. 評価の実施に関する事項				
（経済産業省、デジタル庁で記載）				
4. その他評価に関する重要事項				
（経済産業省、デジタル庁で記載）				

1. 全体の評価				
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画の達成に向けた令和7年度計画の目標を上回る成果が得られている。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	A	A
評価に至った理由	最も重要な「Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の3項目について、それぞれS評価（Ⅰ－1）、A評価（Ⅰ－2）、A評価（Ⅰ－3）であり、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについては令和7年度計画における所期の目標を達成しており、全体評価を引き下げる要因もなかったため。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各項目における評価は項目別調書のとおりであり、それらを総合的に勘案した結果、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているものと評価し、全体の評価をAとした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	法改正に基づくデジタル庁共管による業務やOpen Data Spaces（ODS）などのデータ連携に関する業務、次世代半導体の量産等に向けた金融支援業務、サイバー対処能力強化法の施行に向けた業務など、政府の方針に応じて柔軟かつ機敏に措置を講じ、かつ短期間で顕著な成果を挙げている。引き続き、令和8年度以降においても、情報処理技術者試験の新試験制度開始、サイバー対処能力強化法の施行、国等のデータを活用する事業者の安全管理に関連する新規業務の追加などが予定されており、機構として対応を進める予定。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	「Ⅲ 財務内容の改善に関する事項」 ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域SC（ソフトウェアセンター）の経営改善が不可欠であり、次年度においても、地域SCの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域SCの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
その他改善事項	なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(経済産業省、デジタル庁で記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(経済産業省、デジタル庁で記載)
その他特記事項	(経済産業省、デジタル庁で記載)

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項								
Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進		A○	A○	S○	-	-	I-1	
デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進		A○	B○	A○	-	-	I-2	
サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中で のサイバーセキュリティの確保		A○	S○	A○	-	-	I-3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。（経済産業省で記載）

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。（経済産業省で記載）

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化	B	B	B	-	-	II	
III. 財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善	B	B	B	-	-	III	
IV. その他業務運営に関する重要事項								
	その他の事項	B	B	B	-	-	IV	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－1	Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進		
関連する政策・施策	（経済産業省、デジタル庁で記載）	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情報処理の促進に関する法律（以下、「情促法」）第 51 条
当該項目の重要度、困難度	（経済産業省、デジタル庁で記載）	関連する政策評価・行政事業レビューシート	（経済産業省、デジタル庁で記載）

2. 主要な経年データ																		
中期目標／中期計画	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
	中期目標／中期計画	アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和 （アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	第五期中期目標期間終了時点で100点以上 ¹	5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、単年度では合計 20点の水準 令和7年度においては令和5年度からの累計で 60点以上	計画値	20 点	40 点	60 点	—		—	注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。	予算額（千円）	5,731,139	3,419,611	6,438,036	—	—
					実績値	20 点	40 点	60 点	—		—		決算額（千円）	2,516,264	2,980,783	4,428,738	—	—
													経常費用（千円）	2,569,690	3,014,039	4,318,453	—	—
													経常利益（千円）	7,649	49,234	120,936	—	—
													行政コスト（千円）	2,643,419	3,059,826	4,368,367	—	—
													行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
													従事人員数（人）	112	127	136	—	—
	未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起	第五期中期目標期間中の合計数延べ	令和7年度では 25 件以上	計画値	22 件	22 件	25 件											

¹ 領域毎に 20 点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で 100 点以上を目標の水準とする。5 つの領域で達成率 100% (B) を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率 150% (C)、200% (D) を目指すものとする。また、本来的には、(C)、(D) の状態は、利用する事業者数等を計測して評価することが適切と考えられるが、(B) に至る前に適切な目標値を定めることは困難である。そのため、領域毎に (B) を達成してから必要に応じて利用する事業者数等を年度計画において目標として定めるものとする。

＜達成率＞
A：50%（IPA が技術仕様等を提供している状態）
技術仕様等を整備して公表した場合
B：100%（技術仕様等に準拠したサービスが社会に提供されている状態）
認定・認証等を通じて「整備・公表した技術仕様等に準拠していること」が確認されたサービスが、2 社以上に対して提供された場合
C：150%（技術仕様等に準拠したサービスが国内で普及し始める状態）
整備・公表した技術仕様等への準拠が政府の関連する事業・制度等の要件になった場合
D：200%（技術仕様等に準拠したサービスが国際社会に普及し始める状態）
整備・公表した技術仕様等が国際標準化された場合

		業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数 （アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	130 件		実績値	23 件	34 件	29 件			
					達成度	104. 5%	154. 5%	116. 0%			
		デジタル経営改革に向け DX 推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）	第五期中期目標期間終了時点で 2,000 組織以上	市場における自律的普及が期待される理論値である大企業約 1.2 万社の約 16%に相当する水準が約 2,000 社 令和 7 年度では 220 組織以上	計画値	220 組織	220 組織	220 組織	—	—	
					実績値	265 組織	276 組織	246 組織	—	—	
					達成度	120. 4%	125. 5%	111. 8%	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価		
＜主な定量的指標＞ ①アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和について、令和7年度は下記のとおり20点を達成し令和5年度からの累計で60点（目標値比100%）を達成。また、5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施。 (実績の詳細) ―空間情報領域にて「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン（1.0版）」を公開（令和7年4月）（10点）。 DADCが中心となり、デジタル庁、経済産業省、国土交通省、国土地理院、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等との連携により、有識者検討会や実証事業の成果を基に空間IDの規格を策定し、実証事例や極域（北緯及び南緯85.0511度を超える領域）への対応を踏まえ、継続的にガイドラインの更新や情報公開を実施。 さらに、標準化団体であるOGC（Open Geospatial Consortium）に参画し、空間IDの国際標準化に向けた取組を開始。空間IDは、地球上のあらゆる空間を一意に識別する識別子であり、フィジカル空間の情報をサイバー空間上で把握することにより、デジタルツインの構築を支援し、時間情報を含む空間情報の効率的な統合と検索を実現。 ―自律移動ロボット領域にて「ドローン航路に係るガイドライン（1.1版）」を公開（令和7年7月）（10点）。 埼玉県秩父市においてドローン航路間の相互乗り入れの実証飛行が成功（令和8年3月）し、ドローンを飛行させる航路を共有する協調領域が実現。 ―「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン（1.0版）」および「ドローン航路に係るガイドライン（1.1版）」については、パブリックコメントを実施し、国民から寄せられたコメントを反映。	＜評価と根拠＞ 評価：S 根拠：左記のとおり、令和7年度計画における定量基準を達成。 また、定性面についても、以下のとおり令和7年度計画の目標を上回る顕著な成果を得ているものと評価。 データスペースの国際相互運用性の確保を念頭に、共通的な技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として「Open Data Spaces」をDADCが新たに提言し、産学官のステークホルダー間において国内外に推進することに合意。 さらに、国内におけるデータ連携の促進を目的として、デジタル庁及び経団連とともに「デジタルエコシステム官民協議会」の共同事務局を運営し、当該協議会の立ち上げ、関係者間の調整、議論の整理、会議運営等を通じて、官民連携に向けた協議の開始及び運営体制の構築に貢献。 加えて、次世代半導体の量産等に向け専門知識を有する金融支援体制を立ち上げ、関連諸規定の整備、投資契約及び株主間契約を締結し、Rapidus(株)への1,000億円の出資を実施したことにより、当初の想定を上回る32社から合計1,676億円の民間出資を誘引し、官民協調の次世代半導体の製造基盤の整備に向けた第一歩を成し遂げた。 ＜課題とその対応＞ [令和6年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）アーキテクチャ設計について、具体的なルール等を決めるなど「オペレーション」に関する取組は進んでいるものの、デジタル社会全体のデザインが描けていないのではないかと。 (課題、対応状況) ―これまで経済産業省と進めてきたウラノス・エコシステム・イニシアティブに関連して、デジタル社会を支えるためのデータスペースの共通的な技術コンセプトに係る「Open Data Spaces」を新たにDADCが提言。産学官のステークホルダー間において、本技術コンセプトを国内外に推進していくことを令和7年10月に合意し、デジタルエコシステム官民協議会（経団連、デジタル庁、経済産業省、総務省等）においても共有。 ○（有識者意見）今後も世界で存在感を示していくためにAISIの体制強化を続けてほしい。 (課題、対応状況)	(経済産業省、デジタル庁で記載)		
②未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	② 未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数29件（目標値比116.0%）を達成。 (実績の詳細) ―令和6年度未踏IT人材発掘・育成事業修了生による令和7年度の新たな社会価値創出：7件。 ―令和6年度未踏アドバンスト事業修了生による令和7年度の新たな社会価値創出：16件。				

③DX推進指標による自己診断 実施組織数（大企業に限る）	—令和6年度未踏ターゲット事業修了生による令和7年度の新たな社会価値創出：6件。 —未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ件数の増加に向け、各種イベントや情報発信を通して、未踏事業修了生のポテンシャルの高さを広く認知させ、新技術の創出やビジネスマッチングなどの新たな社会価値創出機会の増加を促進。	—令和7年12月の人工知能戦略本部においてAISIの抜本的強化について総理ご指示のあったところ、令和8年2月中旬から各省庁に人員派遣を依頼するとともに、AIに関する環境整備および推進に係る業務を行う特定任期付職員の公募に向けた準備を進め、官民両面からAISIの体制強化に取り組んでいる。
	③ DX推進指標による自己診断実施組織数（大企業に限る）について、246組織（目標値比111.8%）を達成。 （実績の詳細） —DX推進指標ベンチマークレポートやDX推進指標分析レポートの公開、DX情報提供Webサイト「DX SQUARE」とデジタル事例データベースの運営やセミナー登壇、講演などによる積極的な普及活動を進めた結果、自己診断実施組織数の目標を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・「第2期デジタルライフライン全国総合整備実現会議」及び普及戦略ワーキンググループの運営に対応し、アーリーハーベストプロジェクトを推進。 デジタルライフライン全国総合整備計画（令和6年6月）に基づき、アーキテクチャの具体化や社会実装の検証、アーキテクチャの更新など、デジタルライフライン実現化プロジェクトの取組を実施。 —「実証実験用車両情報連携システム仕様書（仮仕様）」（令和7年4月公開）に基づいた「自動運転サービス支援道」に係る実証実験を実施（令和8年3月）。 経済産業省、自動車OEM6社等が参加。 ・我が国産業の国際競争力の強化に資するため、複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的として、引き続き経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブを推進。 ・ウラノス・エコシステム・イニシアティブに係るデータスペースの社会実装を実現する技術コンセプトとして、新たに「Open Data Spaces（ODS）」を提言。 日本に複数あるデータスペースの主要な取組を、一つの共通的な技術コンセプトへ統合。 オープンで中立的な技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として策定。 ODSを我が国におけるデータスペースの取組の共通仕様と位置付け、国内外に推進することを、（一社）データ社会推進協議会（DSA）、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）、東京大学大学院情報学環と、令	

	和7年10月に合意し、公表。 さらに、産官学の協力の下、ODSの技術コンセプトの取りまとめを行い、国際的な相互運用性の確保のため、国内外での講演、ネットワーキング活動等を開始。ODSの技術コンセプトは、電動車向けバッテリートレーサビリティプラットフォームやドローン航路などに導入され、社会システムへの実装が進行。各産業、事業者で異なっていた技術コンセプトに対して、協調領域における共通の技術コンセプトとしてODSは機能。 ドローン航路においては、静岡県浜松市、埼玉県秩父市の上空に当該技術コンセプトを用いて、複数の航路を整備、開通し、新方式の物流を開始。地方の山間部へ、患者への医薬品の輸送などを既に実現。 ・令和7年度よりデジタル庁と共管化された機構のデータ連携業務について、緊密な連携の下、デジタル庁から受託した「令和7年度データ連携促進に向けたデータ標準等整備事業」を着実に実施。 ・国内におけるデータ連携の促進を目的として、デジタル庁及び経団連とともに「デジタルエコシステム官民協議会」の共同事務局を運営し、当該協議会の立ち上げ、関係者間の調整、議論の整理、会議運営等を実施。 ・ソフトウェアモダナイゼーションの推進について、日本社会や産業界の目指す方向性からのバックキャストで検討する「ソフトウェアモダナイゼーション委員会」において、昨今のソフトウェアを取り巻く動向と日本の現状を踏まえ、日本社会や産業界の目指す方向性を示した報告書「広がる可能性、迫る転換点 ～Software-Defined Societyへの加速～」や、Software-Defined Societyについて分かりやすく紹介するコンテンツ「あなたが創る、豊かな未来－Software-Defined Societyの実現に向かって」を公開（令和8年3月）。 また、重要テーマである要件定義の高度化、モデリング&シミュレーションに関して、仮説検証プロセスの実現に向けた上流工程及びモデリングの最新動向などを取りまとめた報告書「Software-Defined Societyに関する情報収集・分析等業務 調査報告書」を公開（令和8年3月）。 ・AI安全性確保に係る取組について、令和7年度中に複数の成果物を取りまとめ公表。 特に、「データ品質マネジメントガイドブック」（令和7年12月）及び「Chief AI Officerガイドブック」（令和8年3月）は、国内外からの注目度も高く、AI安全性における日本のプレゼンス向上に貢献。 また、民間事業者との連携強化に向けたワーキンググループにおいて、分野別（ヘルスケア、ロボティクス）のAI安全性の実証及び評価ガイドを取りまとめたほか、AIシステムの開発者や提供者によるAI安全性の評価活動を推進するための検討タスクフォースの設置など、国内における取組を充実させ	
--	--	--

	るとともに、各国AISI相当機関との議論を継続的に行い、国内外の関連機関等との関係構築及び深化を実現。 ・未踏事業における育成規模は令和7年度149人（前年度比16人増）に拡大。 また、令和7年度から未踏アドバンスト事業において二期制を開始。 さらに、未踏人材の活躍機会の拡大などに向け、（国研）産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）と量子コンピューティング技術の産業化を担う人材の育成及びこれによる量子技術の産業化の推進に向け、連携協定を締結。 ・DX認定制度において、申請3,356件（前年度比104%）、新規認定539社（前年度比120%）、更新575社（前年度比183%）と、認定件数が大幅に増加。 また、令和5年度に検討した審査業務効率化のためのBPR改善施策のうち、システム化による施策の一つとして認定申請方法のウェブフォームへの切替えを令和7年8月下旬に実施。 ・地域DXを促進するため、DX施策、人材育成、セキュリティ対策といった関連情報を、地域DX推進ラボを通じて一体提供。 ・情促法改正による業務追加を受けて、次世代半導体の量産等に向けた金融支援体制を新たに構築するとともに、経済産業省と連携して、選定事業者であるRapidus(株)に対して1,000億円の出資を実施。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<主な定量的指標> ①アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 <その他の指標> <評価の視点> ○アーキテクチャ政策実現に必要な様々な観点に対応した成果となっており、今後幅広く利活用が見込めるか。	<主要な業務実績> [定量的指標に係る実績] ① 累計60点（目標値比100%） [主な成果等] ○実施領域及び成果等の公表実績 ・人流・物流に関する、自律移動ロボット領域(1)、スマートビル領域(2)、空間情報領域(3)及び商流・金流に関する企業間取引分野（契約・決済領域(4)・サプライチェーン領域(5)）の5領域について、アーキテクチャ検討成果として報告書などを6件公表。 —定量的指標対象 「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン（1.0版）」（令和7年4月） 「ドローン航路に係るガイドライン（1.1版）」（令和7年7月） —定量的指標対象外 「実証実験用車両情報連携システム仕様書（仮仕様）」（令和7年4月） 「自動車ライフサイクルアセスメントにおけるデータ連携の仕組みに関するガイドラインα版」（令和7年4月） 「インフラ管理事業者向けインフラ管理DXガイドラインα版」（令和7年6月） 「データ連携の仕組みに関するガイドラインの手引き サプライチェーン共通編（1.0版）」（令和8年3月）	○実施領域及び成果等の公表実績 （各領域・成果物に係る取組の評価を参照のこと。）		
	○5領域におけるアーキテクチャ設計 ・自律移動ロボット領域(1)、空間情報領域(3)の実績 —「第2期デジタルライフライン全国総合整備実現会議」及び普及戦略ワーキンググループの運営に対応し、アーリーハーベストプロジェクトを推進。 デジタルライフライン全国総合整備計画（令和6年6月）に基づき、アーキテクチャの具体化や社会実装の検証、アーキテクチャの更新など、デジタルライフライン実現化プロジェクトの取組を実施。 —「実証実験用車両情報連携システム仕様書（仮仕様）」（令和7年4月公開）に基づいた「自動運転サービス支援道」に係る実証実験を実施（令和8年3月）。 経済産業省、自動車OEM6社等が参加。 —「ドローン航路に係るガイドライン（1.1版）」（令和7年7月、ドローン航路運営者向けの導入ガイドライン、ドローン航路運航事業者向けの運航ガイド	○5領域におけるアーキテクチャ設計 ・左記の取組が、デジタルライフライン全国総合整備計画における「自動運転サービス支援道」・「インフラ管理DX」・「奥能登版デジタルライフライン」に係る実証実験や「ドローン航路」の整備に繋がるなど、社会実装が着実に前進していることを高く評価。		

	ライン）を公開。 埼玉県秩父市においてドローン航路間の相互乗り入れの実証飛行が成功（令和8年3月）。 —「インフラ管理事業者向けインフラ管理DXガイドラインα版」を公開（令和7年6月）。 先行地域におけるデータ整備要件の定義、データ整備等を実施。 —奥能登版デジタルライフラインにおいて、人流把握のための住民参加型の実証「のとピット」を開始（令和8年2月）。 読み込み用二次元コードは800カ所以上に設置済、チェックインシステムへの登録者数が4,650人超（令和8年3月末時点）。 —空間情報領域では、「4次元時空間情報利活用のための空間IDガイドライン（1.0版）」を公開（令和7年4月）。 また、ユースケースや事例等を追加した1.1版及び英語版を令和7年10月に公開。2025年大阪・関西万博等でのPRを実施したほか、OGC（Open Geospatial Consortium）における国際標準化に係る活動を開始。 ・スマートビル領域(2)の実績 —スマートビル普及促進のための（一社）スマートビルディング共創機構の設立支援に貢献。 令和7年4月に設立登記され、本格的に活動開始。当該機構は100社を超える企業・団体が集うスマートビルに係る共創の場を新設。 ・企業間取引分野（サプライチェーン領域(5)）の実績 —2050年カーボンニュートラルに向けた社会実装を促進することを目的として、自動車ライフサイクルアセスメントを実施する上で必要となるデータスペースの基本的な設計要件を定義した「自動車ライフサイクルアセスメントにおけるデータ連携の仕組みに関するガイドラインα版」を公開（令和7年4月）。 —これまでに公開したサプライチェーン領域におけるデータ連携に共通する業務・機能要件を整理した「データ連携の仕組みに関するガイドラインの手引き サプライチェーン共通編（1.0版）」を公開（令和8年3月）。 サプライチェーン領域では、蓄電池の製品カーボンフットプリント、自動車のライフサイクルアセスメント等、ユースケースごとに個別ガイドラインの整備が進んでいるため、この手引きが各業界におけるガイドライン策定時に参照されることで品質の安定化と策定期間の短縮に寄与。 —欧州を中心に加速する化学物質規制及び循環型社会に係る規制などに対して、我が国のサプライチェーン情報連携の仕組みを確立するためのCMP（Chemical and Circular Management Platform）プロジェクトを推進。 また、NEDO事業「ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業」の「化学物質情報の流通に係るシステム開発事業」に	・左記の取組は、スマートビル領域のアーキテクチャに関して民間での自走に移行するとともに、当該機構は100社を超える企業・団体が集うコンソーシアムとして、共創の場を形成したことを評価。 ・左記のガイドライン及び手引きの公表により、サプライチェーン領域におけるデータ連携の仕組みが加速したことを評価。 ・CMPについて、化学物質情報の管理に係るトレーサビリティ確保等の更なる高度化と国際連携の強化を目指し、事業を着実に前進させたことを評価。	
--	--	---	--

	における、トレーサビリティ管理システム開発及びアプリケーション実証について、DADCが評価・検証を連携支援。 さらに、令和7年10月に設立されたCMPの開発・普及を行う「CMPコンソーシアム」の立ち上げを支援。		
	○<u>ウラノス・エコシステム関連活動の推進</u> ・我が国産業の国際競争力の強化に資するため、複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的として、引き続き経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブを推進。 ・ウラノス・エコシステム・イニシアティブに係るデータスペースの社会実装を実現する技術コンセプトとして、新たに「Open Data Spaces（ODS）」を提言。 日本に複数あるデータスペースの主要な取組を、一つの共通的な技術コンセプトへ統合。オープンで中立的な技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として策定。 ODSを我が国におけるデータスペースの取組の共通仕様と位置付け、国内外に推進することを、（一社）データ社会推進協議会（DSA）、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）、東京大学大学院情報学環と、令和7年10月に合意し、公表。 さらに、産官学の協力の下、ODSの技術コンセプトの取りまとめを行い、国際的な相互運用性の確保のため、国内外での講演、ネットワーキング活動等を開始。 ODSの技術コンセプトは、電動車向けバッテリートレーサビリティプラットフォームやドローン航路などに導入され、社会システムへの実装が進行。各産業、事業者で異なっていた技術コンセプトに対して、協調領域における共通の技術コンセプトとしてODSは機能。 ドローン航路においては、静岡県浜松市、埼玉県秩父市の上空に当該技術コンセプトを用いて、複数の航路を整備、開通し、新方式の物流を開始。地方の山間部へ、患者への医薬品の輸送などを既に実現。 ○<u>公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用</u> ・申請書の様式不備の削減による審査効率化を目的に、DX認定と合わせて申請方法を現状の申請書類（WordやExcel形式）のアップロードによる提出からウェブフォームへの入力へ変更するシステムを開発及び稼働、同時に関連する申請要領及び業務手順書等を更新（令和7年8月）。	○<u>ウラノス・エコシステム関連活動の推進</u> ・経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブの推進を継続しつつ、データスペースの技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として、「Open Data Spaces」を提言した点を評価。また、当該技術仕様を国内外に推進することを複数の組織と合意し、かつ国際相互運用性の確保に向け、国内外での講演やネットワーキング等の取組を開始した点を高く評価。 ○<u>公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用</u> ・左記の取組により、DX認定及び公益DPF認定で異なっていた申請及び公開方法を一元化させ、審査の効率性及び申請者の利便性を向上した点を評価。	

	○ビジョン検討やアーキテクチャ設計を行う領域などの拡大 ・化学物質情報管理の静脈系であるRMP（Recycle Management Platform リサイクルマネジメント情報プラットフォーム）プロジェクトについて、サーキュラーパートナーズ（事務局：経済産業省）での議論に参画。 令和8年度のプロジェクトチーム設置に向け準備（蓄電池、CMPに続くサプライチェーン領域の拡大）。	○ビジョン検討やアーキテクチャ設計を行う領域などの拡大 ・蓄電池、CMP（動脈系）に続くサプライチェーン領域としてRMP（静脈系）に取組を拡大し、民間企業や政府の意向を踏まえ、迅速に令和8年度のプロジェクトチーム設置に向け体制を準備したことを評価。	
	○社会にあるべきガバナンスの調査、その他 ・NEDOと連携し、当該機構の事業「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発」の成果を活用し、「ドローン航路システム」に求められる機能を参照・実装するためのオープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）を、DADC管理のもとGitHubで公開（令和7年5月）。 ・DADCは複数のガイドラインの策定・改訂やデータ連携システムの社会実装を促進しているところ、当該システムの運用管理を行う事業者及びガイドライン等を管理する組織・業界団体に対して求めるべきガバナンスの調査を実施。 ・アーキテクト人材育成に向けた取組として、Society5.0を実現する上で、国内に必要となるアーキテクト育成・循環の仕組みを構築するため、新規入構者に対するシステムズエンジニアリング研修を実施。 ○DADCの取組の発信 ・2025年大阪・関西万博に出展（令和7年8月）し、同万博のテーマである「いのち輝く未来社会」の一つの在り方・解釈として、経済産業省や機構等の日本政府が実現を目指す、デジタルライフラインが整備された2050年の未来社会（Society5.0）を、世界最大規模の空間コンピューティング技術を用いて、没入体験できるインスタレーションを展示。 DADCはSociety5.0の実現に欠かせないデジタルライフライン等の取組を発信（一般向けに公開した4日間の参加者67,430名）。 空間ID・4次元時空間情報の利活用について説明するパネル・映像と、静岡県浜松市で実際に運航しているドローンの機体を展示し、来場者へDADCの活動及び社会実装の状況について説明。 ・CEATEC2025にて、Society5.0の世界を実現するため、デジタル・エコシステムというしくみに注目し、その中核となるデータ基盤を中心としたデータスペース戦略や、その技術コンセプトである「ODS」について紹介する講演を実施（参加者：311名）。	○社会にあるべきガバナンスの調査、その他 ・デジタルライフラインに係るデータ連携を推進するために必要な共通技術について策定・公開するとともに、ガイドライン等を管理する組織に対して求めるべきガバナンスの調査を実施。 また、アーキテクト人材の育成が進展しており、今後の取組に係る基盤構築が進展した点を評価。 ○DADCの取組の発信 ・左記の展示・講演等を通じ、デジタルアーキテクチャの普及を進展させていることを評価。 特に大阪・関西万博において、世界各国からの来場者に対してDADCの取組を紹介した点を高く評価。	

<その他の指標> ○「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」DL数 ○重要情報を扱うシステムの利用にあたり、安全性・信頼性と経済性・利便性を高度に実現するシステムの利用を支援するガイドの作成と推進 <評価の視点> ○重要情報を扱うシステムの利用にあたり、安全性・信頼性と経済性・利便性を高度に実現することに資するか。	○重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド ・「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」及び要求策定ガイドの適用効果などを記載した「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド（別冊）活用の手引き」を機構ウェブサイトにて公開。 ・ページビュー/ダウンロード数（令和8年3月末時点） —重要情報ガイドページ：14, 076 PV/7, 257 DL（令和7年4月～令和8年3月）、77, 385 PV/40, 526 DL（累計） —活用の手引きページ：5, 821 PV/2, 247 DL（令和7年4月～令和8年3月） ・「重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド」の公開後、経済産業省と連携し、基幹インフラ事業者及び関連ベンダーを対象としたアンケートを実施。	○重要情報を扱うシステムの要求策定ガイド ・左記の取組が、官民の重要情報を扱うシステムにおける安全性・信頼性と経済性・利便性の実現に寄与しているものと評価。 ・民間ベンダーにおいても、重要情報ガイドに基づいた対応を複数確認しており、普及促進の取組が着実に成果を上げ、業界全体の発展に寄与しているものと評価。	
<その他の指標> ④公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】 <評価の視点> ○デジタル庁との連携の元、公共・準公共分野のシステム等におけるデータ標準化に関する取組を完遂できたか。 ○相互運用性の高いデジタル社会の実現に資する、社会の基盤となるデータ連携の取組を実施したか。	○データ連携基盤間の相互運用性強化 ・令和7年度よりデジタル庁に共管化され、緊密な連携の下、デジタル庁から受託した「令和7年度データ連携促進に向けたデータ標準等整備事業」を着実に実施。 —「データ連携エコシステム」「トラスト」等の観点で「ABtCトレーサビリティシステム」「CMP」等を中心とした既存事例を調査。データ連携エコシステムの現状と課題を分析し、報告書を作成。 —政府情報システムについての政府相互運用性フレームワーク（GIF）の整備や普及活動を目的として、既存のGIFドキュメントの拡充に加え、データ辞書の新規整備及び準公共分野（教育・防災）における実装データモデルを新規作成。 教育データモデルについては国際相互連携の検証を日EU間で実施し、実証報告書及び標準化データモデルを成果物として作成。 また、海外データ標準化戦略及びデータ整備状況等を調査し、国内のデータ標準化に係る取組との比較・分析を実施。 ○【再掲】ウラノス・エコシステム関連活動の推進 ・我が国産業の国際競争力の強化に資するため、複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的として、引き続き経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブを推進。 ・ウラノス・エコシステム・イニシアティブに係るデータスペースの社会実装を実現する技術コンセプトとして、新たに「Open Data Spaces（ODS）」を	○データ連携基盤間の相互運用性強化 ・本成果はデジタルエコシステム官民協議会へのインプット情報としても活用され、今後の議論・検討のベースを取りまとめた意義を評価。 ・政府相互運用性フレームワーク（GIF）の利用促進のため政府情報システム内における具体的な実装への課題やニーズを把握し、GIFで規定する技術的ガイドダンスの改訂や策定に寄与したことを評価。 ○【再掲】ウラノス・エコシステム関連活動の推進 ・経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブの推進を継続しつつ、データスペースの技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として、「Open Data Spaces」を提言した点を評価。また、当該技術仕様を国内外に推進することを複数の組織と合意し、かつ国際相互運用性の確保に向け、国内外での講演やネットワーキング等の取組を開始した点を高く評価。	

	提言。日本に複数あるデータスペースの主要な取組を、一つの共通的な技術コンセプトへ統合。 オープンで中立的な技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として策定。ODSを我が国におけるデータスペースの取組の共通仕様と位置付け、国内外に推進することを、（一社）データ社会推進協議会（DSA）、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）、東京大学大学院情報学環と、令和7年10月に合意し、公表。 さらに、産官学の協力の下、ODSの技術コンセプトの取りまとめを行い、国際的な相互運用性の確保のため、国内外での講演、ネットワーキング活動等を開始。 ODSの技術コンセプトは、電動車向けバッテリートレーサビリティプラットフォームやドローン航路などに導入され、社会システムへの実装が進行。各産業、事業者で異なっていた技術コンセプトに対して、協調領域における共通の技術コンセプトとしてODSは機能。 ドローン航路においては、静岡県浜松市、埼玉県秩父市の上空に当該技術コンセプトを用いて、複数の航路を整備、開通し、新方式の物流を開始。地方の山間部へ、患者への医薬品の輸送などを既に実現。 ○デジタルエコシステム官民協議会の立ち上げ・運営 ・国内におけるデータ連携の促進を目的として、デジタル庁及び経団連とともに「デジタルエコシステム官民協議会」の共同事務局を運営し、当該協議会の立ち上げ、関係者間の調整、議論の整理、会議運営等を実施。	○デジタルエコシステム官民協議会の立ち上げ・運営 ・当該官民協議会の共同事務局の運営を通じ、データ連携促進における官民連携に向けた協議の開始及び運営体制の構築に貢献した点を高く評価。	
--	---	--	--

	<その他の指標> ○水道情報活用システムの全国説明会での講演回数 ○水道情報活用システムの普及展開に向けたガイド等の提供及び水道事業者の当該システムに対する認知度・理解度向上の機会の提供 <評価の視点> ○水道事業者が当該システムに対する認知度・理解度を向上させ、システム導入の推進に資するものか。	○水道情報活用システムに関する事例集及びガイドブックの公開及び周知活動 動 ・水道情報活用システムの普及展開に向け機構ウェブサイト公開中の「水道情報活用システム事例集」へ新たに1事例を追加（令和8年3月）。 ・上記事例集などの機構ウェブサイトのページビュー/ダウンロード数は、7,815PV/9,454DL（令和7年4月～令和8年3月）。 （内訳：事例集4,635DL、ガイドブック3,726DL、リーフレット1,093DL ・水道分野の全国会議である、水道研究発表会（主催：（公社）日本水道協会）にて上記事例集などに関する論文発表を実施（令和7年10月）。	○水道情報活用システムに関する事例集及びガイドブックの公開及び周知活動 ・左記の実績の通り、水道事業者や水道アプリベンダへ事例集・ガイドブックの認知度・理解度向上施策を行ったことで、水道情報活用システムに対する認知度・理解度向上に貢献したことを高く評価。	
	○水道事業者が当該システムに対する認知度・理解度を向上させ、システム導入の推進に資するものか。	○水道情報活用システムの普及展開 ・水道情報活用システムの全国説明会（主催：（一社）水道情報活用システム標準仕様研究会）にて同システムに関する説明を計7地域（前年度比117%）で実施。 —令和7年9月 神戸市、宇都宮市、郡山市 —令和7年12月 津市 —令和8年1月 金沢市、佐賀市、大分市 ・令和7年度水道広域連携検討会（主催：群馬県）にて同システムに関する講演を前橋市で実施（令和7年11月）。 ・自治体職員に向け情報を発信する広報媒体（冊子及びウェブページ）にて同システムに関する導入事例及び有識者のインタビューを掲載（令和8年2月）。 —冊子発行部数：11.5万部 ・機構の運営する「デジタル事例データベース」へ同システムの導入事例8件を登録（令和8年3月）。	○水道情報活用システムの普及展開 ・左記の実績の通り、水道事業者への情報発信を継続的行ったことで、同システムの認知度向上、関係者との関係深化が図られ、更なる課題調査・分析やガイドなどの更新・増補などにつながったことを評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ○ソフトウェアエンジニアリング実態調査アンケート回収数 ○データスペース入門のDL数 ○DX実践手引書のDL数 ○データスペース関連の資料公開数 ○データ利活用に必要なガイド等の公開数 ○ソフトウェアエンジニアリング高度化に関わる調査の実施とその結果の公開 ○組込み/IoT関連産業に関してDXをはじめとする業界の状況を踏まえた分析 ○デジタル社会の基盤となるシステム・ソフトウェア・データに係るインフラとしてデータスペースを推進 ○データ環境に係るインフラやエンジニアリング高度化検討のための体制を運営 ○ウェブサイト上で公開している、情報連携等の有益なコンテンツの維持管理及び拡充を実施 ＜評価の視点＞ ○ソフトウェアエンジニアリングの高度化、認知度・理解度の向上に資する活動であ	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○ソフトウェアエンジニアリングの動向調査と課題抽出 ・ソフトウェアを取り巻く国内の動向を調査することを目的に「2025年度ソフトウェア動向調査」を実施。本調査は、機構職員がアンケートの作成から依頼・回収まですべて内製で実施。 企業から計362件の回答を得られ、回答データを匿名化した上でそのままオープンデータとして公開（令和8年2月）。 —2025年度ソフトウェア動向調査ページビュー数： 8,457 PV（令和8年3月末時点） ○ソフトウェアモダナイゼーションの推進 ・デジタル社会の基盤となるソフトウェアがもたらす価値を最大化し、産業競争力の強化と社会の持続的発展を実現すべく、日本社会や産業界の目指す方向性からのバックキャストで検討する「ソフトウェアモダナイゼーション委員会」を令和6年度から継続して実施。 —ソフトウェアモダナイゼーション委員会（令和6年6月～継続、令和7年度は計5回開催） ・ソフトウェアモダナイゼーション委員会では、昨今のソフトウェアを取り巻く動向と日本の現状を踏まえ、日本社会や産業界の目指す方向性を議論し、「【2025年度ソフトウェアモダナイゼーション委員会報告書】広がる可能性、迫る転換点 ～Software-Defined Societyへの加速～」を公開（令和8年3月）。 ソフトウェアモダナイゼーション委員会ページビュー数：14,658 PV（令和8年3月末時点） ・ソフトウェアモダナイゼーション委員会が示した目指す方向性に基づき、ソフトウェア開発におけるアジリティの実現に必要な考え方や基盤となる技術、そしてSoftware-Defined Societyについて分かりやすく紹介するコンテンツ「あなたが創る、豊かな未来—Software-Defined Societyの実現に向かって」（解説資料・動画・チラシ）を公開（令和8年3月）。 ・ソフトウェアモダナイゼーション委員会が示した目指す方向性に基づき、重要テーマである要件定義の高度化、モデリング&シミュレーションに関して、仮説検証プロセスの実現に向けた上流工程及びモデリングの最新動向などを調査し、その国内普及展開に向けたロードマップを示した「Software-Defined Societyに関する情報収集・分析等業務 調査報告書」を公開（令和	○ソフトウェアエンジニアリングの動向調査と課題抽出 ・国内ソフトウェア動向調査において、業種・企業規模別に無作為抽出した調査ながら企業から362件の回答を得られたことを評価。また、調査結果を誰もが分析できるオープンデータとして公開し、タイムリーな分析ができるようにしたことで、回答期限から1か月以内に公開できたことを高く評価。 ○ソフトウェアモダナイゼーションの推進 ・委員会の取組を通じ、ソフトウェアの価値を最大化し、持続可能な経済社会の実現を促進するための道筋を、令和6年度以降も継続的に示している点を高く評価。 ・委員会が示した目指す方向性について、非IT技術者にも分かりやすく伝えるために、様々な媒体でコンテンツを作成・公開した点を高く評価。		

	るか。 ○組み込み/IoT関連産業に関して新たな技術等に関する調査分析及び発信に資するものか。 ○データスペースの認知度・理解度の向上に資する活動であるか。 ○データ環境の高度化に係る検討に資する活動であるか。 ○情報連携等に必要なりテラシーの向上に資する活動であるか。	8年3月)。 ・レガシーシステムモダン化委員会総括レポート(令和7年5月)で示した政策の方向性に基づき、DX推進指標のサブ指標として「ITガバナンス推進指標」を新規に整備し、試作した成熟度可視化ツールを協力企業8社によるProof Of Conceptで有効性を確認(令和8年5月に公開予定)。 ・京都大学大学院法学研究科法政策共同研究センターと共同で「AI 時代のルール(法・標準)とソフトウェアエンジニアリングに関する共同調査研究」を実施し、AIやソフトウェアの継続的な更新を前提とする社会において、法・標準・技術をどのように統合的に設計・運用すべきかを検討。LE4SDS(Legal Engineering for Software-Defined Society)という方法論を提示し、報告書を公開(令和8年3月)。		
	○オープンソースの推進 ・企業がOSSを「安心して使う」ための社内体制、すなわち「OSP0(オープンソースプログラムオフィス)レベル1の状態」を整えることを目指す実践的なプログラム「OSP0レベル1構築ワークショップ」を実施(令和7年11月から令和8年1月にかけて全3回)。 ―参加企業チーム数:13(総人数40名) (内訳)製造業 8、情報通信業 2、運輸業・郵便業 1、鉱業・採石業・砂利採取業 1、公務 1 ―組織規模(従業員数):1001人以上(12社)、101~300人(1社) ―事前説明会申し込み数:60名 (内訳)製造業 21、情報通信業 16、サービス業 5、運輸業・郵便業 4、公務 4、卸売業・小売業 3、その他 7 ・OSSに関する誤解や先入観を解消するための考え方や、組織としてOSSに取り組み、安全かつ最大限に活用するための判断のポイントを提示したガイドブック「その「思い込み」がリスクになる?OSSに対する誤解を解く5つの処方箋」を公開(令和8年2月)。 ―ウェブサイトページビュー(ウェブページ上(HTML形式)でのコンテンツ閲覧数を含む)数/コンテンツDL数:7,119PV/1,131DL(令和8年3月末時点) ・諸外国の政府および行政機関が公開しているOSSのGitHubリポジトリの一例を調査し、それらを国ごと、テーマごとに分析したレポート「世界のOSS動向レポート:行政によるオープンソースソフトウェア公開活動の国際比較調査報告書」を公開(令和8年3月)。 ―ウェブサイトページビュー(ウェブページ上(HTML形式)でのコンテンツ閲覧数を含む)数/コンテンツDL数:5,516PV/716DL(令和8年3月末時点)	○オープンソースの推進 ・OSP0レベル1構築ワークショップでは、製造業を中心に高い関心を集め、複数のOSP0設立検討を誘発した。また、各社におけるOSSポリシーやガイドラインの整備を促進したことを高く評価。 ・OSS活動の属人化を解消し、ガイドブック等の編纂を通じて、組織文化としての定着と制度化を推進したことを評価。 ・諸外国の行政OSSの定量調査は初の試みであり、有効な調査手法と定量指標を用いて、データから世界における日本の立ち位置を確認し、戦略的なアクションを提示することができたことを評価。		
	○データスペースの推進 ・データスペースの理解度向上を目的とした以下のガイドブックを公開。 ―「データ利活用・データスペースガイドブック第2.1版」(令和8年3月)	○データスペースの推進 ・左記のとおり、各種ガイドブック及び読本シリーズを継続的に作成・公開し、幅広い層に向けた情報提供を行っており、データスペースに関する認知度・		

	—「データリテラシーガイドブック」全10レッスン（令和7年7月） 9, 580DL（集計期間：令和7年7月～令和8年3月） ・データを活用したビジネス戦略を検討する経営者やシステムの設計及び運用を行う技術者など、各ターゲットに向けた以下の読本シリーズを公開。 —「データを戦略的に使いこなすためのデータマネジメント読本」（令和7年6月） 3, 423DL（集計期間：令和7年6月～令和8年3月） —「データマチュリティアセスメント解説書」（令和7年6月） 2, 470DL（集計期間：令和7年6月～令和8年3月） ○データ環境に関する検討体制の運営 ・データ環境の推進に係る活動を検討する体制としてデータ環境推進委員会を運営し、データスペース及びデータガバナンスを中心に、国内外のコンポーネントの整備・体系化に向けた検討を実施。 ・データ環境推進委員会の技術検討の場として以下のWGを設置。 —「データモデルWG」データモデルに関連するドキュメントや政府相互運用性フレームワーク（GIF）におけるデータモデルや共通モデルの改訂・拡充に関する検討を実施。 —「標準規格WG」データ辞書の形式や生成AIを用いた標準規格への適合の検討を実施。 —「言語基盤辞書検討WG」日本語の語彙における特徴である同意語・類義語辞書、形態素解析辞書と生成AI利用での利用に関する検討を実施。 ・データ環境に関する欧州の技術動向を調査するため、欧州のデータ戦略やAI活用、セマンティック基盤強化を主題とする国際会議「ENDORSE2025」と「SEMIC2025」に参加し、イベントレポートを作成・公開（令和8年3月）。 ・国内外のデータ施策やデータ利活用の最新動向に関する知見を深める場の提供として、（一社）データ社会推進協議会（DSA）等と連携し、データ未来会議の開催（令和8年3月）や関連イベントへの参画を通じた情報発信及び議論の促進を実施。 ・内閣府からの依頼に応じ、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定に伴う執筆協力。第4版（令和7年5月23日）、第5版（令和8年3月11日） ○データ利活用のためのガイド等の維持管理及び拡充 ・データ利活用及びデータスペースに関する理解促進を目的として令和6年11月に公開した「データ利活用・データスペースガイドブック」について、AI利活用の観点を踏まえた改訂版を公開（令和8年3月）。経営者、CD0、実務担当者等を対象とした体系的な情報を提供。 ・データ品質がデータ利活用やAI利活用の基盤となることを踏まえ改訂した「データ品質マネジメントガイドブック」Version1.01を公開（令和7年12月）。	理解度の向上に寄与していることを評価。 ・また、既存のガイドブックについてデータスペース及びAI利活用の関係性や留意点を整理し、AI時代におけるデータ活用の考え方を示した改訂を行い、公開したことを評価。 ・読本シリーズは、経営者、CD0、実務担当者といったターゲット別に整備しており、データ利活用やデータスペースを経営・組織運営・実務の文脈で捉えるための基礎的な知識を提供し、民間企業等におけるデータ利活用の裾野拡大に貢献していることを評価。 ○データ環境に関する検討体制の運営 ・左記の取組により、データ環境の高度化に対応するための検討体制を維持・運営し、データスペース及びデータガバナンスを中心とした課題整理や方向性の検討を実施した点を評価。 ・データモデルWGを通じて、データモデルに関連するコード体系の技術検討や政府相互運用性フレームワーク（GIF）におけるデータモデルの改訂・拡充に関する検討及び提言を行ったことを評価。 ・標準規格WGを通じて、データ項目の定義文を標準規格に適合させるデータ辞書を作成し、生成AIの利用におけるデータのコンテキストの重要性を明確化した点を評価。 ・言語基盤辞書検討WGを通じて、生成AI利用におけるハレーションへの課題に対する検討を行った点を評価。 ・経営層から技術者まで、日本のデータ活用・政策やビジネス実装のヒントとなる知見を取りまとめたイベントレポートを作成し、公開したことを評価。 ・（一社）データ社会推進協議会（DSA）等と連携し、イベントへの参画や情報発信を行ったことで、国内外のデータ施策やデータ利活用に関する知見共有及び議論の促進に寄与した点を評価。 ・スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定に伴うデータモデリングの技術的な助言や執筆協力などを行ったことを評価。 ○データ利活用のためのガイド等の維持管理及び拡充 ・左記のとおり、データ利活用及びデータスペースに関するガイドブックを作成・公開し、経営者、CD0、実務担当者等を対象とした体系的な情報提供を行った点を評価。 ・データ品質がデータ利活用やAI利活用の基盤となることを踏まえ、データ品質マネジメントに関するガイドブックの改訂及び関連資料の整備を行った点を、データ活用の信頼性向上に寄与する取組として評価。	
--	---	---	--

		・データ相互運用性やインターオペラビリティに関する認知向上を目的として、講演やイベント等を通じ情報を発信。		
--	--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ [主な成果等]			
＜その他の指標＞	○安全性評価に係る調査、基準等の検討／安全性評価の実施手法に関する検討	○安全性評価に係る調査、基準等の検討／安全性評価の実施手法に関する検討		
⑤安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	・AIシステムの安全性を評価する際の基本的な考え方を示す評価観点ガイドに基づき、AIシステムのAIセーフティ評価を行うための評価ツールをオープンソースソフトウェア（OSS）として公開（令和7年9月）。 その後、本評価ツールを用いたAIシステムの開発者や提供者によるAI安全性の評価活動を推進するための検討タスクフォースを設置。	・左記の取組について、AIシステムの安全性に関する評価観点や評価手法を実証可能なツールを公開し、さらにAIシステムの開発や提供を行う国内事業者にAIセーフティ評価活動を推進したことを高く評価。		
＜評価の視点＞	・AIシステムが社会に与える具体的な脅威状況に関する調査を実施し、その結果を取りまとめた「AIセーフティに関する具体的な影響の調査報告書」を公開(令和7年10月)。	・左記の取組について、制度や社会システム、産業全体に波及するAIシステムがもたらす影響を幅広くとりまとめたことを高く評価。		
○グローバルな動向に対応できているか。	・民間事業者がChief AI Officer（CAIO）を設置・運用する際の標準的な実務指針を提供し、AIによる価値創出（ROI最大化）と責任ある活用（リスク低減・規制遵守）の両立を支援する「Chief AI Officerガイドブック」を公開（令和8年3月）。	・左記の取組について、国内でのニーズが高まるChief AI Officerに求められる役割を調査し、取りまとめたことを高く評価。		
○国内のニーズに答えているか。				
	○他国の関係機関（英米のAISI等）との国際連携に関する業務	○他国の関係機関（英米のAISI等）との国際連携に関する業務		
	・AIモデルの能力、限界、潜在的リスクを企業が評価するための手法に関する情報交換とベストプラクティスの共有を行うことを目的とし、米国のAI開発企業であるAnthropic社とMOC（Memorandum of Cooperation）を締結（令和7年10月）。 これにより、AI技術の進展や将来の動向に関しても継続的に意見交換を進め、国際的に適用可能な共通基準の検討を支援し、責任あるイノベーションの加速を実現。	・左記の取組により、国際的に適用可能なAI評価に向けた検討に貢献した点を高く評価。 ・左記の取組について、AI安全性に関する国際的な議論の中心的役割を果たしたことを高く評価。		
	・他国のAISI相当機関との意見交換を積極的に実施し、令和7年度後半には国内外のAI安全性／セキュリティ関係者と国内外ビッグテックやベンチャー企業と意見交換を行う「Hiroshima Global Forum for Trustworthy AI」を内閣府と合同で開催（令和8年1月）し、AI安全性に関する共通のテーマについて議論。			
	○普及啓発に関する業務	○普及啓発に関する業務		
	・各成果物についてAISIのウェブサイトに掲載するとともに、「データ品質マネジメントガイドブック」Version1.01（令和7年12月）等、適時に更新。	・左記の取組について、AIシステムの安全性を評価する際の基本的な考え方やAIシステムに対する攻撃とその影響の普及啓発に努めた点を高く評価。		

	・国内外からの依頼を受け、AISIの取組や成果物に関する講演やパネル登壇を多数実施。年度累計約100件の講演対応を実施。 ・民間事業者との連携強化に向けたワーキンググループにおいて、分野別（ヘルスケア、ロボティクス）AI安全性実証及び評価ガイドの取りまとめを実施。	・人員不足の中、約100件の講演などを行った点を高く評価。 ・左記の取組について、民間事業者を中心に参画機関間の連携を図る場を設置したことを高く評価。	
--	--	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ②未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○未踏事業により発掘・育成したIT人材が新たな社会価値の創出に寄与しているか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ② 29件（目標値比116.0%） 〔主な成果等〕 <u>○未踏IT人材発掘・育成事業の実施</u> ・令和6年度未踏IT人材発掘・育成事業で育成した35名（21件）の成果報告書を公開(令和7年4月)。 中でも、特に優れた成果を挙げた19名を「スーパークリエータ」として認定し、公表（令和7年5月）。 また、令和6年度修了生により、令和7年度中に知的財産権の出願・登録など7件の新たな社会価値を創出。 ・令和7年度未踏IT人材発掘・育成事業では優れた能力を持つ34名（21件）の若いクリエータを採択者として発掘し、9か月間育成。 また、採択者の能力を向上させるため、全体会議（ブースト会議、八合目会議）やプロジェクトマネージャー（PM）との個別ミーティングを実施したほか、未踏事業修了生・有識者らの助言等のコミュニケーションの場を提供。 さらに、未踏アドバンスト事業の採択プロジェクトとの合同ミーティングや、採択者を未踏アドバンスト事業で実施するビジネスに関する講義へ招待するなどの取組を実施。 ・育成期間の成果を一般公開する成果報告会（令和8年2月）を2日間にわたりオフライン・オンラインのハイブリッドにて開催（視聴者数約6,000名）。 <u>○未踏アドバンスト事業の実施</u> ・令和6年度未踏アドバンスト事業で育成した65名（20件）の成果報告書を公開（令和7年6月）。 令和7年度中に、企業等との共同開発、新規起業・事業化における資金確保やビジネスマッチングなど、計16件の新たな社会価値を創出。 ・令和7年度未踏アドバンスト事業では、育成規模拡大のため二期制を開始し、上期には47名（18件）の人材を採択者として育成、下期には25名（8件）を採択（育成期間は令和8年1月から9月）。 また、採択者の能力を向上させるため、全体会議（キックオフ会議、中間報告会、成果報告会）、PMとの個別ミーティングのほか、ビジネスアドバイザー（BA）による専門的なアドバイスや未踏アドバンスト事業修了生による	<u>○未踏IT人材発掘・育成事業の実施</u> ・左記の取組を通じて、新たな社会価値を創出、ITに関する高い能力を有する人材を多数輩出し、産業界及び学術界の発展に寄与したことを高く評価。 <		

	講義を実施し、育成期間中にもかかわらず特許出願2件、8件のプロジェクトが起業。 ・ビジネスにおいて重要な会社経営や資金調達などについてPMによる講座を実施（計3回）。 ・採択者を啓発するため、失敗事例から学ぶ会を開催。未踏アドバンスト事業修了生3名を講師として、自身の失敗事例やそこから学んだ教訓などを講義。 ・採択者に国際的な視点でのビジネス推進を啓発するため、修了生を講師として、グローバルでの起業経験についての講義を開催。 ・令和7年度の未踏アドバンスト事業の公募に引き続き、優秀な外国人材の受け入れのため、令和8年度の公募においても英語版の公募要領等を作成・公開（令和8年2月）。 <u>○未踏ターゲット事業の実施</u> ・量子コンピューティング分野では、「量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」に携わる32名（13件）、うち令和4年度から公募を開始したカーボンニュートラル部門では2名（1件）の人材を新たに発掘し育成。 全体会議（キックオフミーティング（令和7年7月）、中間報告会2回（令和7年9月、11月））を実施し、育成期間の成果を一般公開する成果報告会（令和8年2月）をハイブリッドで開催。 また、育成期間中に8件のソフトウェア等を公開し、次世代イノベーションを創出。 ・リザーバーコンピューティング分野では、「リザーバーコンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」に携わる11名（9件）の人材を発掘し育成。 全体会議（キックオフミーティング（令和7年6月）、中間報告会2回（令和7年9月、11月））を実施し、育成期間の成果を一般公開する成果報告会（令和8年2月）をハイブリッドで開催。 また、育成期間中に4件のソフトウェア等を公開し、次世代イノベーションを創出。 ・未踏人材の活躍機会の拡大などに向け、（国研）産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）と量子コンピューティング技術の産業化を担う人材の育成及びこれによる量子技術の産業化の推進に向け、連携協定を締結。 <u>○育成規模の拡大及び応募者増に向けた施策</u> ・令和8年度未踏事業への応募者を確保するため、動画やウェブ記事・広告、特設サイトなどを公開。特設サイトページビュー数：累計295,164PV（公開期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日）。 <u>○自己収入策の検討</u> ・未踏会議2026において展示エリアの一部を有料化し、未踏事業修了生12者よ	<u>○未踏ターゲット事業の実施</u> ・左記の取組を通じて、量子コンピューティング技術、リザーバーコンピューティング技術の発展、活用に寄与する人材を世の中に輩出したこと、次世代イノベーションの創出に貢献したことを高く評価。 <u>○育成規模の拡大及び応募者増に向けた施策</u> ・左記の取組を通じて、令和8年度未踏事業では、令和7年度未踏事業を超える応募件数573件（前年度比161.4%）を確保したことを評価。 <u>○自己収入策の検討</u> ・左記の取組を通じて、機構の自己収入の拡大に貢献したことを高く評価。	
--	--	--	--

	り計154万円の出展料を自己収入として確保。		
--	------------------------	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○優れたIT人材の人的ネットワークが活性化しているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化 ・ 育成期間中に開催されるPM個別ミーティング、全体会議（キックオフ会議、中間報告会、成果報告会）などにおいて、未踏事業修了生や産業界及び学术界の有識者との交流の場を提供。 ・ 未踏事業及び修了生の認知度を向上させ、新たな社会価値創出を促すために修了生の活躍状況を紹介する資料を公開。 大阪・関西万博で開催された「デジタル学園祭2025（（一社）デジタル人材共創連盟主催）」（令和7年7月）及び「Global Startup Expo 2025（経済産業省主催）」に出展（令和7年9月）。 ・ 未踏事業の意義や修了生の活躍を促進するため、未踏会議2026を開催（令和8年3月）。 修了生43組による展示や講演を行うことで、未踏事業の更なる魅力を発信した（会場来場者数1,067名、ライブ配信視聴者数約13,000名）。 ・ 未踏IT人材発掘・育成事業、未踏ターゲット事業において、育成期間の成果を一般公開する成果報告会を開催。 ・ 未踏ジュニア（（一社）未踏）などと引き続き連携。	○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化 ・ 左記の取組を通じて、新たな社会価値創出に向けた未踏人材コミュニティを活性化させたことを評価。 ・ 左記の取組を通じて、令和8年度未踏事業では、令和7年度未踏事業を超える応募件数573件（前年度比161.4%）を確保したことを評価。 ・ 未踏事業の認知度向上及び修了生の活躍機会創出のため、大阪・関西万博において展示を行い、未踏事業のブランド力向上に貢献したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③DX推進指標による自己診断 実施組織数（大企業に限る） ＜その他の指標＞ ○DX認定申請数 ○DX認定数 ○DX認定制度の着実な運営 ○DX認定・審査業務の改善や システム整備等の効率化 ○各企業がDXを推進する上で 有用なレポートの提供 ＜評価の視点＞ ○DX認定制度等の着実な運 営、改善がなされているか。 ○企業がDXを推進する上で有 用な情報を提供している か。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ③ 246組織（目標値比111.8%） 〔主な成果等〕 ○「DX認定制度」等の着実な運用 ・経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（DX認定制度）の申請受付や 問合せ対応、審査・認定事務を着実に実施。初回申請1,343件に再申請2,013 件を加えた3,356件（前年度比104%）の申請を受付。加えて、694件の様々 な問合せにも丁寧・適切に対応。 ・令和7年4月1日から令和8年3月1日までに、新規539社（前年度比120%）、更 新575社（前年度比183%）を認定し公表。 ・東京証券取引所と経済産業省、機構が共同で実施する「DX銘柄制度」の事務 局業務を実施。DX銘柄2025については着実に審査を進め、令和7年5月30日に DX銘柄2025発表会を開催。 ・「DX銘柄2025選定企業レポート」を公開（令和7年5月）。令和8年3月末時点 のDL数は30,480件（前年度比284.5%）。 ・DX銘柄2026についても着実に受付（提出289社）。ローコードツールを用い た効率的な審査支援等を行い、DX銘柄2026の企業選定を着実に実施。 ○DX認定制度の審査業務を効率化するシステム整備 ・DX認定、DX推進指標、DX銘柄の事業者からの申請や提出受付や審査管理機能 などを有するDX推進事業システムの年間を通した安定運用、及び各種効率化 のための機能改善を実施。 ・令和7年度より、DXセレクションの応募ができるようDX推進事業システムの 機能追加を実施。 ・増加傾向にあるDX認定申請書の様式不備の削減による審査効率化を目的に、 認定の申請方法を現状の申請書類（WordやExcel形式）のアップロードによ る提出からウェブフォームへの入力へ変更するシステム開発を行い、令和7 年8月下旬にリリース実施。 ・令和5年度に実施した審査業務効率化のためのBPR改善施策のうち、残るシス テム化施策（審査業務進捗管理のワークフローシステムの導入、申請情報に 基づく問合せ／回答機能の追加、不備連絡の可読性向上、等）に関するシス テム開発に着手（令和8年度導入予定）。	○「DX認定制度」等の着実な運用 ・「DX認定制度」は、昨年度からの大幅な件数増加を受けて、審査業務の効率化 施策を積極的に実施し、審査・認定業務を着実に進めたことを高く評価。 その上で、前年度を大幅に上回るDX認定数を達成した点を高く評価。 ・DX銘柄2025発表会について綿密な事前準備などにより成功裏に終了させた 点、DX銘柄2025選定企業レポートの普及が進んだ点、DX銘柄2026についてロ ーコード開発サービス（SaaS）を用いた審査事務の自動化など着実かつ効率 的に審査を進めた点を評価。 ・左記レポートのダウンロード数は3万件を超える（前年度比約3倍）など大き く伸長し、本レポートが各企業におけるDX推進の実践的な参考資料として広 く活用され、DXに対する理解促進および取組の底上げに貢献したことを高く 評価。 ○DX認定制度の審査業務を効率化するシステム整備 ・左記の取組により、システムの安定運用、次年度の審査業務効率化に繋げた ことを評価。		

	○DX推進指標の運用と普及活動 ・DX推進指標自己診断レポートの収集を着実に実施。1,278組織からの提出、うち246の新規大企業から提出。 ・DX推進指標ベンチマーク速報版（令和7年11月）及び確報版（令和8年2月）を自己診断結果提出企業1,278組織に提供。 ・これまでに収集したデータから全体的な傾向、企業規模別や先行企業の特徴などを分析し、「DX推進指標 自己診断結果 分析レポート（2024年版）概要版」及び「DX推進指標 自己診断結果 分析レポート（2024年版）」を作成し公開（令和7年5月）。合計7,290件のDL数を記録。 ・DXに関する情報を発信するウェブサイト「DX SQUARE」を運営。具体的なDX事例の紹介のほか、機構が行うDXの各種施策の紹介、DXについて学習できる様々なコンテンツを提供。令和7年度は20万5,489PVを達成。 デジタルスキル標準など機構内他センターの事業、DX推進パスポートやデジタルガバナンス・コード3.0といった他組織と連携した記事を提供し、多数のPVを得るなど、重要施策に関する普及を実施。 ・DX推進指標を改訂（令和8年2月。改訂した「DX推進指標」による自己診断結果の提出は令和8年4月より開始）。 企業属性の取得についても改訂し、令和8年4月以降に、より有意義な展開分析を出来るように環境を整備。また、令和8年秋頃を目途にアンケートフォームのWeb化に向けて開発中。	○DX推進指標の運用と普及活動 ・積極的なPR活動により大企業による新規実施数について、目標値を上回る246組織を達成したことを評価。 ・左記の公表情報が、多くの企業においてDX推進計画を作成する上での参考資料などとしての活用につながったことを高く評価。 ・「DX SQUARE」のPV数が20万を超え、情報が広くリーチしている点、質の高い情報発信をして継続している点を高く評価。 ・DX推進指標について、デジタルガバナンス・コード3.0に基づき改訂をおこなったことを評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ○各地域のニーズに応じたメンター等派遣件数 ○連携組織数 ○地域の取組成果の普及及び地域間連携促進に向けた地域間の交流の場や機会の提供 ＜評価の視点＞ ○IoT/ICTによる地域課題の解決や新事業創出に関する取組支援、及び地域におけるIoT/ICTの技術などの社会実装の推進に資するものか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] <u>○地域DX推進ラボへの移行促進及び選定</u> ・日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、地域における経済発展とウェルビーイングの向上を目的として令和4年11月に制度化した「地域DX推進ラボ」について、経済産業省と連携し、地方版IoT推進ラボに対し地域DX推進ラボへの移行促進及び新規地域の拡大を促し、第四弾選定として9地域を選定（令和8年3月選定、令和8年4月より地域DX推進ラボ52地域）。 <u>○地域のIoT/ICTプロジェクトの創出及びDX推進支援</u> ・地域企業のDX認定取得に向けたデジタル人材による伴走支援プログラム「ふるさとCo-LEADプログラム」（第1弾：令和6年12月～令和7年6月、対象企業6社）、「DX認定取得支援」（第2弾：令和7年8月～令和8年3月、対象企業10社）を実施。令和8年3月末時点で両プログラムへの参加企業6社がDX認定を取得。 ・地域におけるIoT/ICTの知見向上及びDX推進を後押しするため、IoT・AI活用促進セミナー、DX推進セミナーなどの講師、新事業創出に向けたメンターを延べ59件（事業開始から累計972件）派遣。 ・地域DX推進ラボ／地方版IoT推進ラボ事務局の運営（ポータルサイト運営、問合せ対応）を実施。 各ラボの取組成果を地域DX推進ラボ／地方版IoT推進ラボポータルサイトにて延べ148件（事業開始から累計2,407件）の記事として発信。 ・「CEATEC2025」において、12地域のラボを出展（令和7年10月）。3,615件の来場者情報を取得。 ・各地域を横断した共通課題などに取組、地域同士の連携を促進するため、ラボ懇談会/意見交換会を現地およびオンラインのハイブリッドにて実施。 ラボ懇談会では、取組テーマや分野に親和性のあるラボ間の関係強化に努めるとともに、各ラボの参考となる取組事例情報やDXセレクション選定企業の事例等を共有（実施回数5回、延べ参加者数303名）。 意見交換会は2回実施（1回目：新潟県ラボ（令和7年6月：オンライン）、2回目：堺市ラボ（令和7年11月：現地開催））。 <u>○都道府県との包括的な連携締結</u>	<u>○地域DX推進ラボへの移行促進及び選定</u> ・左記のとおり、継続的に地域DX推進ラボを拡大していることを評価。 <u>○地域のIoT/ICTプロジェクトの創出及びDX推進支援</u> ・左記の取組を通じて、ビジネス拡大、人材育成、実証実験の支援や、個別プロジェクト支援、DX推進など、地域の経済発展に寄与したことを評価。		

	・島根県とDX推進による地域産業の活性化に関する連携協定を締結（令和7年12月22日）。 ―連携協定をきっかけに広報施策を展開（5施策）。 ―地域支援機関とのチャネル構築を実施（18機関）。 ―セミナー企画・実施（事例セミナー(2月)、技術セミナー(3月)）。 ―地域牽引企業を中心にDX認定取得支援実施（令和8年3月時点で3社）。 ・大分県と「デジタル技術とデータ活用による地域経済の活性化に関する連携協定」を締結（令和8年3月19日）。 ―連携協定をきっかけに広報施策を展開。新聞・TV等のメディアを通じて協定式を報道。 ―地域支援機関との推進企画作りを実施。 ○DX推進に向けた地域の団体・自治体・支援機関との連携 ・中部DX推進コミュニティへの参加（全6回参加）。 ・中国地域DX推進支援ネットワークへの参加（全2回参加）。参加に伴い機構施策の紹介プレゼンを実施。 ・地域主催のDX関連イベントへの出展参加（3地域）。かがわDXフェア2025（令和7年10月）、山梨テクノICTメッセ2025（令和7年11月）、TOHOKU DX GATEWAY 2025（令和7年11月）へ出展。 ○機構内連携の推進と地域展開に関する支援 ・機構内の部署横断の連携会議の開催（全11回）。 ・地域展開向けコンテンツ拡充。地域でのイベント、セミナー、訪問活動などを通じて事業紹介資料、事例紹介資料及びデータ分析基盤を拡充。DX推進指標簡易実施ツールの制作および地域・部門内展開。 ○地域ソフトウェアセンター等、関連組織・団体とのネットワーク強化 ・全国9か所の地域ソフトウェアセンターと連携活動を促進するために意見交換を実施。	・報道等を通じて、機構の知名度向上に寄与したことを評価。 ・セミナー実施を通じて機構及び事業の認知度向上、普及が図られたことを評価。 ・地域支援機関との関係強化が図られ、今後の展開に関する下地作りがおこなえたことを評価。 ○DX推進に向けた地域の団体・自治体・支援機関との連携 ・地域エリア単位の大きなコミュニティとの協力関係を構築・強化し、会合への参加を通じて機構及び事業のアピール・認知度向上が図れたことを評価。 ・地域イベントを通じて、地域企業や有識者へ事業の普及展開が図れたことを評価。 ○機構内連携の推進と地域展開に関する支援 ・左記の取組を通じて、機構内で情報共有と連携強化を推進したことを評価。連携強化については単なる取組の紹介のみならず、趣向を凝らした提案型の情報発信も行い、参加者の関心を掘り起こす方法を評価。 ・地域展開向けコンテンツ拡充については、特定業種に特化した資料を作成し、対象業種の人々から高い反響を得たことを評価。コンテンツの機構内横展開や知識・ナレッジの共有なども積極的におこなったことを評価。 ・DX推進指標簡易実施ツールの制作においてはKPI達成においても大きく寄与しており、次年度においても継続すべきコンテンツとして注目されていることを高く評価。 ○地域ソフトウェアセンター等、関連組織・団体とのネットワーク強化 ・左記の取組を通じて、地域ソフトウェアセンターとの関係を強化できたことを評価。	
--	--	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜その他の指標＞ ⑥次世代半導体の量産等に向けた金融支援【重要度高】【困難度高】 ＜評価の視点＞ ○次世代半導体の量産等に向けた金融支援体制を整備できたのか。 ○選定事業者に対して適切な金融支援が実施できたのか。	＜主要な業務実績＞ 〔主な成果等〕 <u>○次世代半導体の量産等に向けた金融支援体制の構築</u> ・情促法の改正に伴い、次世代半導体の量産等に向けた金融支援業務を新たに実施するため、経営企画センターに金融分野の専門人材を中心とする金融支援部を立ち上げるとともに、出資等関連規程の策定など支援に必要となる運営体制を構築。 <u>○次世代半導体の量産等に向けた出資等の実施</u> ・経済産業省と連携して、情促法第65条第3項の選定事業者であるRapidus(株)からの出資申請に対して審査等を行い、初回の支援策として1,000億円の出資を実施（令和8年2月）。 ・産業構造審議会商務流通情報分科会次世代半導体等小委員会答申（令和7年11月）を踏まえ、Rapidus(株)の経営判断の迅速性等に配慮しつつ、議決権の行使や経営状況の確認等を目的としたRapidus(株)とのコミュニケーションを通じて、政府・機構によるモニタリングを開始。	<u>○次世代半導体の量産等に向けた金融支援体制の構築</u> ・次世代半導体の量産等に向けた金融支援という前例のない業務遂行に当たり、金融分野の専門的知見を有する組織を迅速に構築するとともに、法令遵守や出資手続きに関する関連諸規定を遺漏なく整備したことを高く評価。 <u>○次世代半導体の量産等に向けた出資等の実施</u> ・経済産業省と密接に連携しつつ、投資契約、株主間契約を締結するとともに、出資申請の受理、審査、機構内手続き、大臣協議、出資決定を遅滞なく行い、前例のない政府出資を着実に実行したこと等により、当初の想定を大きく上回る32社から1,676億円の民間出資が実施され、官民が協調した我が国の次世代半導体の製造基盤の整備に向けた第一歩を踏み出せたことを高く評価。 ・Rapidus（株）の最大株主として、小委員会答申に基づく議決権等の保有、モニタリングの開始を通じて、政策目的達成のためのガバナンスを適正に発揮することができる体制を構築したことを高く評価。		

4. その他参考情報
特になし

I－2 デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

1．当事務及び事業に関する基本事項			
I－2	デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進		
関連する政策・施策	（経済産業省で記載）	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情促法第 51 条
当該項目の重要度、困難度	（経済産業省で記載）	関連する政策評価・行政事業レビューシート	（経済産業省で記載）

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
中期目標／中期計画	デジタルスキル標準及び I T スキル標準等の情報アクセス数	毎 年 度 261,438 件 以上	令和元年度から令和3年度の 年度当たり平均アクセス数は 217,865 件	計画 値	261,438 件	261,438 件	261,438 件	—	—		予算額 （千円）	525,447	2,735,797	647,642	—	—
				実績 値	337,946 件	334,416 件	345,314 件	—	—		決算額 （千円）	510,004	456,722	1,136,723	—	—
											経常費用 （千円）	386,704 【ほか 5,605,936】	476,168 【ほか 5,979,055】	724,175 【ほか 6,228,453】	—	—
											経常利益 （千円）	2,935 【ほか 388,413】	5,256 【ほか 433,265】	8,797 【ほか 589,214】	—	—
											行政コスト （千円）	416,394 【ほか 5,620,071】	530,362 【ほか 5,943,823】	794,185 【ほか 6,313,255】	—	—
											行政サービス 実施コスト （千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数 （人）	17 【ほか 59】	26 【ほか 59】	33 【ほか 65】	—	—			
											注 1） 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。 注 2） 財務情報及び人員数に関する情報は、試験勘定分を外数として記載。					

		情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数	毎 年 度 544,090 人以上	令和3年度までの応募者数平均（新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から春期試験が中止となった令和2年度を除く）は544,090 人	計 画 値	544,090 人	544,090 人	544,090 人	—	—	
					実 績 値	683,295 人	741,884 人	770,720 人	—	—	
					達 成 度	125.6%	136.4%	141.7%	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①デジタルスキル標準及びIT スキル標準等の情報アクセ ス数 ②「マナビDX」のアクセス数 【重要度高】 【困難度高】 ③情報処理技術者試験及び情 報処理安全確保支援士試験 の応募者数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① デジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数について、 345,314件（目標値比132.1%）を達成。 （実績の詳細） ーデジタル基盤センター管轄の「DX SQUARE」にデジタルスキル標準（DSS）の 企業インタビュー事例3社の公開や、令和8年4月のDSS改訂に向けた調査（デ ータマネジメントに関する考察）の公開（令和7年6月）、デジタル人材育成 モデルの2024年度検討版の公開（令和7年6月）、令和6年度公開のアジャイル 開発関連資料の普及、ITSS+のデータサイエンス領域令和7年度改訂版の 公開（令和7年12月）、メールマガジンや各種イベント参加といった情報発 信活動により、目標を超える情報アクセス数を達成。主な成果物の令和7年 度情報アクセス数： DSS関連：133,851件 アジャイル開発関連：105,369件 デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2024年度）：43,632件 ITSS+データサイエンティスト領域関連：24,772件 ② 「マナビDX」のアクセス数について、499,309件（目標値比166.4%）を達成。 （実績の詳細） ーユーザー拡大、講座数拡大の2点でサイトの価値向上を目指し、令和6年度か ら開始したWeb広告出稿の取組継続等を実施した結果、目標を超えるサイト アクセス数を達成。 ・ユーザー拡大：マナビDXのポスターを制作し、情報処理技術者試験の各試験 会場に配布し掲示。AIチューター機能の新規リリース（令和7年7月）。 隔週でメルマガを配信。 ・講座数拡大：過去講座提供の問合せがあった事業者へ令和6年度に実施した サイトリニューアルを広報し提供事業者側の利便性向上をアピール。 講座提供事業者に対してデジタル人材スキルプラットフォームの説明会 を開催（令和8年2月）。令和6年度末時点738講座に対して、令和7年度末時点 は746講座に増加。 ③ 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数につい て、770,720人（目標値比141.7%）を達成。	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：左記のとおり、令和7年度計画における定量基準を達成し、質的にも令和 7年度計画の目標を上回る成果を得ているものと評価。左記のとおり、令和7 年度計画における定量基準を達成したことに加え、「デジタル人材スキルプ ラットフォーム」の開発に着手したことや新試験制度の検討を進めたことな ど、令和6年度評価における指摘事項にも的確に対応し、質的にも目標を上回 る成果を得ているものと評価。 ＜課題とその対応＞ [令和6年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）情報処理技術者試験の受験者数・合格者数の拡大に向けて取 り組んでほしい。 （課題、対応状況） ーSNS（X、Facebook）の活用、企業訪問（オンラインなど含む）、活用事例収 集・公開など積極的な広報活動を展開。その結果、令和7年度の応募者数は 770,720人となり、2年連続で70万人超、過去21年間で最多を達成。合格者に ついては、過去最多の254,602人を輩出。 ○（有識者意見）情報処理技術者試験の受験者数は、デジタル人材の需要と比 較すると少ないため、今よりも桁が変わるくらい受験者数が増えるよう取り組 んでほしい。 （課題、対応状況） ー新試験制度では、デジタル人材の需要を受けとめるべく、「エンジニアリン グ」を対象とした試験区分だけでなく、「ビジネス」、「リテラシー」を対象 とした試験区分を含む試験制度へと見直し。試験が広く企業・組織・教育機 関で活用されることを目指して、令和9年度からの実現を目指す。併せて、令 和9年度にサービスを開始する「デジタル人材スキルプラットフォーム」にお いては、初年度100万IDを見込んでおり、利用者への学習・試験のリコメンド を通じて受験者の増加を企図。 ○（有識者意見）時代に合わせた国家資格・試験制度の在り方を見直し、今後も 素早く対応すること。 （課題、対応状況）	（経済産業省で記載）	

	(実績の詳細) —令和7年度の応募者数は770,720人、前年度比103.9%、2年連続70万人超となり、過去21年間で最多。 —指標達成のため、SNS(X、Facebook)の活用、企業訪問(オンライン含む)、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開。 —受験手数料収入は全体で57.8億円(前年度比約104.0%)。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・DSSに基づき個人のスキルを蓄積・可視化し、継続的なスキルアップを促す「デジタル人材スキルプラットフォーム」の開発を促進するため、プラットフォーム開発を担う「人材エコシステム開発部」と、DSS・マナビDXサービスを担う「人材スキルプロモーション部」を統合し、「人材プロモーションサービス部」を新設(令和7年7月)。 この結果、プラットフォームの一体的開発・運営に向けた体制を整備。 ・個人や組織の学びを促進しデジタル人材を育成することを目的とした機構共通プラットフォームである「デジタル人材スキルプラットフォーム」の要件定義及び一般競争入札を完了し、令和8年1月より開発に着手。マナビDXの統合、DSSアセスメントなどコアサービスの詳細検討を開始。 (詳細は、各調書の通り。)	—令和7年5月に公表した「Society 5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書」を踏まえ、新試験制度を検討。令和8年3月に新たな試験区分体系案や出題範囲案を公表。 ○(有識者意見)DX人材という言葉が今の時代にあっているか等、定義について整理すること。 (課題、対応状況) —DXを推進する人材は幅広いスキルを身につけることが重要であり、AI活用も含め組織でDXを推進し、新たな価値を創造する人の目標となるよう、従来の人材像をベースとした考え方による試験区分体系から、スキルベースの考え方に基づく試験区分体系に見直し、令和8年3月に新たな試験区分体系案や出題範囲案を公表。 ○(有識者意見)小・中・高校生がデジタル技術力を身に付けるための軸を決め、仕組みづくりをすること。 (課題、対応状況) —令和7年5月に経済産業省が公表した「Society 5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書」でも示されているとおり、試験においても初等中等教育から社会人教育の流れと、各段階の接続を意識して対応していくことが必要。 特に倫理については、小・中学校からの段階も含めて倫理問題を強化して健全なデジタル社会を構築していくことが重要であるとの指摘があり、今般のITパスポート試験に関する出題範囲の見直しでは、「マインド・スタンス」の新規追加と、「セキュリティ・倫理」の強化を実施し、小・中・高校生が必要とするリテラシーと内容を合致。 ○(有識者意見)地方のデジタル人材の育成は、特別な枠組みとして検討すること。 (課題、対応状況) —日本全体のデジタル人材の育成強化に向けては地方における育成機会の増強が特に重要。 各都道府県のデジタル人材増加に向けた情報処理技術者試験の受験機会拡大のため、CBT会場の増設に向けた試行として、金沢工業大学において、ITパスポート試験のCBT会場を整備し、令和7年度は138名が応募。今後、CBT方式で実施する他の試験区分も含め、地方の会場整備に取り組む予定。
--	---	---

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①デジタルスキル標準及びIT スキル標準等の情報アクセ ス数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○我が国の産業界においてリ スキリングを促進し、デジ タル人材の拡充に繋がるも のか。 ○我が国のデジタル人材の流 動化や適材化・適所化を促 すものか。 ○第4次産業革命への対応に 向けて、求められる人材の 役割・スキルに資するもの か。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 345,314件（目標値比132.1%） [主な成果等] ○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・「デジタル人材スキルプラットフォーム」の開発を見据えて、令和7年7月に 人材エコシステム開発部と人材スキルプロモーション部を統合し、人材プロ モーションサービス部として、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の アプリケーション層を含めたプラットフォームとして活動していく基盤 を整備。 これにより、プラットフォームに登録したユーザーがスキル標準に基づく 国家試験や独自のDSSアセスメント、マナビDXを通じて、効果的にデジタル について学習できるように、データに基づくリコmendを実現できる体制へ 移行。具体的には、組織横断的な広報PR関連連絡会議の設置及びインナーの 広報ブランディングポリシーの制定、それによる統一的なマーケティング・ 広報を実施。 ○デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術などに関わ る調査 ・DXへの取組状況、先端デジタル領域において不足が懸念されるデジタル人材 の学び直しや労働移動などの調査を平成30年度から令和6年度まで実施。 デジタル時代のスキル変革等に関する調査（令和6年度）の報告書を発行 （令和7年8月）。 ファイルダウンロード数は11,392件。平成30年度以降の累計ダウンロード 数は43,632件。 ○デジタルスキル標準（DSS）の大幅改訂 ・Society 5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書（令和7年5月発 行）を受けて、5つのタスクフォースを設置し、情報処理技術者試験とデジ タルスキル標準（DSS）の改訂に向けた検討を実施。 DSSについては、令和7年11月以降、タスクフォース及び有識者会議を10回、	○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・左記のとおり、「デジタル人材スキルプラットフォーム」構築やDSS改訂、試 験制度改革、今後のマーケティング・プロモーション活動など、より強力に デジタル人材育成施策を推進するために必要な体制整備（専門知見を有する 人材の獲得を含む）について、政府の意向を踏まえつつ、迅速に実施した点 を高く評価。 		

	主査会議を3回開催。主査や有識者との個別協議を29回行い、延べ49名の外部委員の意見調整・合意形成を経て令和8年4月に改訂したデジタルスキル標準バージョン2.0（DSSver2.0）を公開。 主な改訂内容は、以下のとおり。 —AI等のデジタル技術は急速に進化しており、DXの実現に不可欠なテクノロジーとしてAI活用が進む中で、AIに読み込ませるためのデータ整備等、データ利活用を担う役割の重要性が一層向上。 加えて、DXは個別の事業やプロジェクトに留まらず、ビジネス変革や組織変革の領域におけるDXが求められ、こうした中で、DXを進める観点から、データマネジメント類型の新設、ビジネスアーキテクト類型やデザイナー類型のロールの見直し、及びそれらに関連する他類型や共通スキルリストの見直しなどを実施。 —データマネジメント類型の新設 —ビジネスアーキテクト類型、デザイナー類型のロール、スキルの再定義 —AI実装、運用などに関するスキルの新設 —デザインマネジメント実践に関するスキルや記載の追加 ・マナビDX掲載コンテンツの改訂に際しては、動的DSSへの足掛かりとなるよう、AIを活用し現行との比較表を作り、スキルの変化を取りまとめた。 ○<u>現行デジタルスキル標準（DSS）の普及・広報</u> ・先進的にDXに取り組む企業へヒアリングを実施して、デジタル人材育成の先進事例を整理した上で、ポータルサイト「DX SQUARE」へのインタビュー記事掲載や機構のWebサイトでDSS活用事例集として公開し、DSSの利活用を促進（令和8年3月末時点の掲載数：21社）。 ・DXを推進する人材として活躍している個人へのヒアリングを実施し、「デジタル人材キャリアインタビュー」として、機構のWebサイトで公開。デジタル人材のキャリア形成事例として個人向けにキャリアアップのヒントを提供（令和8年3月末時点の掲載事例数：9件。以後、令和8年度中に6名の追加インタビューを完了し順次公開予定）。 ○<u>ITSS+データサイエンス領域の改訂</u> ・データサイエンティスト協会と協働でスキルの改訂を行い、ITSS+の改訂版を公開（令和7年12月）。 同時にデータサイエンティストのためのスキルチェックリストも公開し、約3カ月で関連資料のダウンロード数は25,652件を達成。 ○<u>デジタルリテラシー協議会（Di-Lite）の普及・拡大</u> ・デジタルリテラシー協議会（Di-Lite）の参画団体として、「DX推進パスポート」の発行・普及活動を実施。令和8年3月末までの申請に対し、3月末時点	を高く評価。 ・左記のとおり、マナビDX掲載コンテンツの大幅改訂の機会を活用して、時代の変化に合わせて高速に変化する動的DSSに向けた足掛かりに繋がったことを評価。 ○<u>現行デジタルスキル標準（DSS）の普及・広報</u> ・左記の取組により、機構の他部門の広報活動と連動したことで、機構全体でデジタル人材を育成していく広報活動に繋がったことを高く評価。 ・左記インタビューにより、ITベンダーだけでなく、非IT会社の個人がデジタル人材となる事例を増やす方針へ変更し、非IT企業におけるDXの内製化の促進に貢献したことを評価。 ○<u>ITSS+データサイエンス領域の改訂</u> ・左記の取組により、データサイエンティスト協会との連携を強化し、協会の検討内容をITSS+に反映したことで、公表から短い期間で左記のダウンロード数に繋がったことを評価。 ○<u>デジタルリテラシー協議会（Di-Lite）の普及・拡大</u> ・左記のとおりオープンバッジ発行したことにより、「IT・ソフトウェア領域」「数理・データサイエンス領域」「AI・ディープラーニング領域」の3領域に	
--	--	--	--

	で8,876件（うちiパス合格者による申請は5,670件）のオープンバッジを発行。 ○Reスキル講座の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援 ・経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座（通称：「Reスキル講座」）認定制度」の技術審査事務及び申請様式などの改善に対して、必要な支援・作業を事務局として実施。 ・第17回認定申請（令和7年10月受付）は、過去最高となる申請数であったが、機構と認定済み講座保有事業者及び経済産業省の三者で協議を重ね、同事業者代表から経済産業大臣宛で講座の品質を保証する文書の提出を行うことで、技術審査を簡略化する特例運用を実装したことに加え、マナビDXシステムでの通年受付の導入による審査工数の平準化により、審査員数据え置きのまま倍の講座審査をすべて遅滞なく審査完了。 ・審査事務の効率化の一環として、事業者への改善指摘内容の文面の生成、申請講座説明文のサマライズにAIを積極的に導入。	において、全てのビジネスパーソンが持つべきデジタル時代の共通リテラシーである「Di-Lite」の普及活動に貢献できたことを評価。 ○Reスキル講座の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援 ・左記の取組により、実績のとおり確実に申請数が増加し、事務局としての支援・作業増加に加え、経済産業省から任せられるプロセスの範囲が拡大していることを評価。 ・従前のメール申請受付（経済産業省が窓口）からマナビDXシステムでの通年受付（機構が窓口）へ運用を変更。第17回認定申請は両運用を並行稼働する経過措置期間として2つの窓口で申請を受け付けることにより、申請者の利便性が向上しただけでなく、審査工数を平準化することができたことを評価。 ・左記のとおり、審査事務局における審査事務に係るプロジェクトマネジメント実績を高く評価。	
--	--	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ②「マナビDX」のアクセス数 【重要度高】【困難度高】	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ② 499,309件（目標値比166.4%）			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕 ○デジタル人材育成エコシステム実現に向けた「デジタル人材スキルプラットフォーム」の設計	○デジタル人材育成エコシステム実現に向けた「デジタル人材スキルプラットフォーム」の設計		
＜評価の視点＞ ○我が国の産業界においてリスキリングを促進し、デジタル人材の拡充に繋がるものか。 ○我が国のデジタル人材の流動化や適材化・適所化を促すものか。	・デジタル人材育成のエコシステム実現に向けて、スキルの可視化を通じた学習ポータル「マナビDX」の機能改善を実施。さらに、DSSをベースとしたアセスメントや学習リコメンドなどにより個人・組織のスキル可視化・向上を目指した「デジタル人材スキルプラットフォーム」について、要件定義を完了し、開発に着手（令和8年度中にリリース予定）。 【再掲】○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・デジタル人材スキルプラットフォームの開発を見据えて、令和7年7月に人材エコシステム開発部と人材スキルプロモーション部を統合し、人材プロモーションサービス部として、デジタル人材スキルプラットフォームのアプリケーション層を含めたプラットフォームとして活動していく基盤を整備。これによりプラットフォームに登録したユーザーが、スキル標準に基づく国家試験や独自のDSSアセスメント、マナビDXを通じて、効果的にデジタルについて学習できるように、データに基づくリコメンドを実現できる体制へ移行。具体的には、組織横断的な広報PR関連連絡会議の設置及びインナーの広報ブランディングポリシーの制定、それによる統一的なマーケティング・広報を実施。 ○「マナビDX」の運営、改善、普及・促進活動 ・ユーザー拡大、講座数拡大の2点でサイトの価値向上を目指し、令和6年度から開始したWeb広告出稿の取組も継続実施した結果、目標を超えるサイトアクセス数を達成。 —ユーザー拡大：マナビDXのポスターを制作し、情報処理技術者試験の各試験会場に配布し掲示。AIチューター機能の新規リリース（令和7年7月）。隔週でメルマガを配信。 —講座数拡大：これまでに講座提供に関する問合せを行った事業者に対し、令和6年度に実施したサイトリニューアルを広報し提供事業者側の利便性向上	・左記のとおり、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の要件定義を完了し、開発に着手するなど、生涯を通じた学びの促しやスキル可視化の提供によるデジタル人材育成のエコシステム実現の推進に向けた取組を着実に実行したことを高く評価。 【再掲】○デジタル人材育成の推進のための組織変革 ・左記のとおり、「デジタル人材スキルプラットフォーム」構築やDSS改訂、試験制度改革、今後のマーケティング・プロモーション活動など、より強力にデジタル人材育成施策を推進するために必要な体制整備（専門知見を有する人材の獲得を含む）について、政府の意向を踏まえつつ、迅速に実施した点を高く評価。 ○「マナビDX」の運営、改善、普及・促進活動 ・マナビDX公開から4年が経過し、SNS等のインフルエンサーの影響がなくなり、かつ一部のSNSの仕様変更によるSNSからの流入数の減少により、令和6年度と比較して4月から11月にかけてWebサイトアクセス数がかなり落ち込んだが、令和7年11月からBIツールを導入し、ユーザー分析を行い、必要なWeb広告に最小限の範囲で投資し、広告以外にもメルマガやサイト内バナー広告の改善を行ったことで、最終的に所期の目標を大幅に超えたことを高く評価。		

	をアピール。講座提供事業者に対してデジタル人材スキルプラットフォームの説明会を開催（令和8年2月）。令和6年度末時点で738講座に対して、令和7年度末時点は746講座に増加。 ○「マナビDX」の審査運営 ・着実な保守・運営とともに、これまで実施してきたデジタル人材育成支援EXPOの参加、SNS発信だけでなく、以下を始めとした新たな普及活動を実施し、サイトの認知度を拡大することで、サイトのアクセス数499,309件を達成。 —各種サイトへのバナー掲載、情報処理技術者試験合格者へのチラシ送付など、人材スキルアセスメント部のアセットを活用した活用促進施策を実施。 —機構内の他部門や業界団体のメールマガジンへ、マナビDXに関する記事を掲載。 —Web広告を出稿。 ・講座提供事業者に対し、「マナビDX講座提供事業者共有会」を開催。本会において、同業者からのマナビDX活用事例の紹介、マナビDXの利用状況、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の構築状況、スキル変革調査結果、DSS活用事例を提供。また、講座提供事業者視点でのマナビDXのニーズや課題を把握。 —マナビDX講座提供事業者共有会（令和8年2月9日開催、参加者数：89名）	○「マナビDX」の審査運営 ・左記の取組を継続実施できたことに加え、活発に講座提供事業者と情報交換を行ったことで、講座提供事業者のユーザビリティを強化し、申請に対するハードルを下げたことを評価。 ・令和9年春からのデジタル人材スキルプラットフォームに向けて、講座提供事業者とのAPI連携が今後のマナビDXの更なる発展の鍵となるため、各部門が連携して説明会を実施したことで、事業者のプラットフォーム開発に関する理解を深めるとともに、今後の開発を円滑かつ効果的に進めるための関係性を構築した点を評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ③ 770,720人（目標値比141.7%） 〔主な成果等〕			
＜その他の指標＞ ○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実な実施 ○情報処理安全確保支援士の登録・更新業務の着実な実施 ○法定講習の着実な運営	○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実な実施 ・「Society 5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書」で示された、変革のマインドセットを具現化する6つの人材類型のスキルの可視化や育成の方法について、試験区分の新設を含めた検討を深めるため、経済産業省と機構が共同でタスクフォースを開催。タスクフォースの議論を受けて、新たな試験区分体系案や出題範囲案の検討状況を公表（令和8年3月）。 【主要な見直しポイント】 1. 「データマネジメント試験（仮称）」の新設 ―AI活用において求められる、主にビジネス部門を想定したデータの整備・管理に関するスキルを習得し、評価するための試験として新設。 ―幅広いビジネスパーソンの受験を想定し、ITパスポート試験の次のステップの試験として位置づけ。 2. 「ITパスポート試験」の出題構成の変更 ―出題分野を現在の“ストラテジ系”“マネジメント系”“テクノロジー系”から「ビジネス」「テクノロジー」「セキュリティ・倫理」に再整理。 ―DXで求められるマインド・スタンスや、データマネジメントの基礎に関する内容の新規追加。 ―AI時代に対応したセキュリティ・倫理の出題を強化。 3. 「プロフェッショナルデジタルスキル試験（仮称）」の新設 ―DXやAI利活用を通じた新たな価値創造に向けて幅広いスキルを習得し、評価するための試験として新設。 ―現在の応用情報技術者試験と高度試験を大括り化したうえで内容を再編し、「マネジメント領域」「データ・AI領域」「システム領域」の三つの試験区分を設ける。 ・新試験制度に関して20を超える企業・学校教育機関と意見交換を実施。 ・受験者の負担軽減や利便性向上を図るため、令和8年度における応用情報技術者試験、高度試験及び情報処理安全確保支援士試験のCBT方式での実施に向けた検討を実施。 ・受験者の利便性向上や業務効率化を図るため、ITパスポート試験、情報セキ	○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実な実施 ・左記の取組により、「Society 5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書」で示された方向に沿って、試験制度改革を着実に推進していることを高く評価。		
＜評価の視点＞ ○我が国のIT人材の質の高度化やセキュリティ人材の育成、試験の活用拡大に繋がるものであるか。				

	ユリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験のシステムを統合するための調達を実施。 - 令和7年度の情報処理技術者試験（春期試験・秋期試験・CBT方式試験）、情報処理安全確保支援士試験（春期試験・秋期試験）を着実に実施。 - デジタル社会で求められるリテラシーやDXを推進するために必要となる知識・技能を評価するため、デジタル化の進展を踏まえた試験問題を出題。 ○産業界・教育界への広報活動の強化と不断のコスト削減等による試験の活用 <u>の促進と収益の改善</u> - 産業界・教育界などに対して、企業訪問、学校ガイダンス参加、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、ITパスポート試験を始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進。その結果、令和7年度の応募者数は770,720人、前年度比103.9%（28,836人増）となり、過去21年間で最多。受験手数料収入は57.8億円（前年度比約104.0%）。 「岡山県立林野高等学校と美作市との情報人材の育成に関する連携協定」に基づき、ITパスポート試験講座の企画やITリテラシー講座を開催し、将来のモデルケース作りに向けた取組を推進。取組を通じて、受験者数拡大のためには、地方におけるCBT会場の潜在的ニーズを把握することが必要であることを認識し、今後潜在的ニーズの把握方法を検討。 - 若年層のリテラシーの理解度を測るため、生成AIを活用し、小・中学生向けの問題作成に着手。 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 「情報処理安全確保支援士」制度の実施機関として、令和7年度春期及び秋期試験の問題作成及び試験を着実に実施。 春期試験は応募者22,645名、合格者3,134名。秋期試験は応募者26,385名、合格者4,199名。 - 令和7年4月1日付で1,173名、令和7年10月1日付で1,525名の登録手続きを行い、2,698名の情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）が新たに誕生。 また、令和7年10月1日付更新者として1,539名（更新率83.3%）、令和8年4月1日付更新者として1,735名（84.7%）の手続きを行い、令和8年4月1日時点の登録者総数は26,453名となった。 登録セキスペは3年に1回の登録更新が必要であり、令和8年4月1日時点で登録者総数26,453名のうちゴールド登録証の保有者が登録セキスペ全体の52.7%となり、令和7年4月1日時点の52.1%から0.6%増加。 - 令和8年度からの新制度「実務経験者に対する講習制度」の導入に向けて、有識者委員会（講習統括委員会）等での検討を繰り返して制度を設計し、体制と規程を整備。 - 情報処理安全確保支援士ポータルサイトにおいて、登録セキスペに特化した	- 左記のとおり、引き続き大規模な国家試験として着実に実施することで目標を上回る応募者数を得ただけでなく、社会のデジタル化の進展に対応して、最新の技術動向を反映した問題での試験を実施することで、より時代に即したIT人材の育成・確保に寄与したことを評価。 ○産業界・教育界への広報活動の強化と不断のコスト削減等による試験の活用 <u>の促進と収益の改善</u> - 左記の普及広報活動により、応募者数が増加したことを高く評価。 - 応募者数が5年連続で前年度を上回るとともに、2年連続で70万人超を達成するなど、試験の活用促進と収益維持を実現した点を評価。 - 若年層へのデジタル技術・リテラシーの理解度を向上させ、生成AIを有効活用して理解度を測る仕組みの構築に着手したことを評価。 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 - 左記の試験を着実に実施したことを評価。 - 登録申請業務、資格の更新業務を着実に運営し、手続きを滞りなく実施したこと、積極的な普及・周知活動により高い更新率を維持していることを評価。 - 新制度「実務経験者に対する講習制度」の申請対象者・認定基準・申請手続き等、令和8年度から申請受付が開始できるよう制度化したことを高く評価。 - 登録セキスペへの情報配信を着実に実施し、制度の普及及び登録セキスペの	
--	---	--	--

	情報配信等を引き続き実施。 また、資格維持に必要な講習等についても情報配信を着実に行之、令和8年度から導入する「実務経験者に対する講習制度」の制度概要や申請手続き等も含めて制度を広く案内。 ・情促法第23条に則り、「オンライン講習」及び「IPAが行う実践講習」を実施。 有識者委員会（講習統括委員会、講師認定委員会、カリキュラム検討委員会）の知見を参考にしながら、教育品質を維持。 令和7年度のオンライン講習の受講者は22,802名、受講者の満足度平均は約3.92（5段階評価）。 主に登録セキスぺ登録後初回更新前の登録セキスぺを対象とした「実践講習A」の受講者は1,425名、受講者の満足度平均は4.38（5段階評価）。 続いて、主に登録更新回数1回の登録セキスぺに受講を推奨する「実践講習B」の受講者は1,015名、受講者の満足度平均は4.27（5段階評価）。 また、主に登録更新回数2回以上の登録セキスぺに受講を推奨する「実践講習C」の受講者は1,854名、受講者の満足度平均は4.32（5段階評価）。 ・登録セキスぺの目指すキャリアパスに応じた受講分野の選択肢を増やすため、機構が行う実践講習として、産業サイバーセキュリティセンターが実施する短期プログラムである「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」と「制御システム向けサイバーセキュリティ演習（CyberSTIX）」の受講を促進。 ・令和7年度の「民間事業者等が行う実践講習」は16実施機関56講習が合計364回開催され、1,916名の登録セキスぺが受講。 また、令和8年度の募集・審査業務について経済産業省とも共同で実施をし、16実施機関、54講習に決定（令和8年4月1日）。 <u>○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施</u> ・登録セキスぺの資格維持に必要な講習受講、登録更新申請等に関する案内や、講習未受講者・登録更新未申請者に対するフォローメールを配信。 また、「実務経験者に対する講習制度」の創設や申請手続き等についてメール配信を行い、新制度の周知を実施。 ・登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向けて、企業・組織における活用事例の収集及び公開を実施。 新たな取組として企業・組織における資格活用事例をWebサイトで紹介し、41件の事例を掲載。 このうち情報処理安全確保支援士制度の紹介動画1件、動画を含む登録セキスペインタビュー5件、活用企業インタビュー6件についても公開。情報処理安全確保支援士試験合格者向けパンフレットへの掲載、イベント・セミナーでの紹介など各所で活用することにより、制度の普及を促進。	活躍促進に資する活動をしたことを高く評価。 ・講習の実施機関として、「オンライン講習」及び「IPAが行う実践講習」を着実に実施したこと、また、国家資格の講習としての品質を維持し、受講者の満足度でも高評価を獲得したことを高く評価。 ・登録セキスぺの様々なニーズに応えるため、左記の演習の受講を促進したことを評価。 ・左記の取組により、登録セキスぺが受講する講習の整備に取り組んだことを評価。 <u>○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施</u> ・講習の受講義務と期限、登録更新申請の方法などについて登録セキスぺに広く周知し、きめ細かなフォローを実施することで講習受講率、登録更新率の向上に努めていることを評価。 また、新しい講習制度である「実務経験者に対する講習制度」について周知したことを評価。 ・資格活用事例の収集を強化し、パンフレット配布やイベント・セミナーでの紹介、動画も積極的に活用した広報活動など、制度の普及を促進する活動を行ったことを高く評価。	
--	---	--	--

I－3 サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－3	サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保		
関連する政策・施策	(経済産業省で記載)	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	情促法第 51 条
当該項目の重要度、困難度	(経済産業省で記載)	関連する政策評価・行政事業レビューシート	(経済産業省で記載)

2. 主要な経年データ																	
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	基準値		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
中期目標／中期計画	国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	3 分の 2 以上	毎年度、上位回答 3 分の 2 以上を維持。	計画値	上位回答を 3 分の 2 以上						予算額（千円）	8, 174, 538	15, 042, 305	13, 183, 055	－	－	
				実績値	96. 6%	100. 0%	94. 1%	－	－		決算額（千円）	7, 111, 390	13, 867, 817	6, 949, 931	－	－	
				達成度	144. 8%	150. 0%	141. 2%	－	－		経常費用（千円）	8, 479, 466	9, 104, 367	8, 290, 898	－	－	
	大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	0 件	－	計画値	0 件	0 件	0 件	－	－		経常利益（千円）	△663, 064	1, 459, 718	△491, 240	－	－	
				実績値	0 件	0 件	0 件	－	－		行政コスト（千円）	8, 604, 701	9, 259, 313	8, 437, 913	－	－	
				達成度	100%	100%	100%	－	－		行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－	
	継続的な意見交換を実施する海外主要機関数	10 機関以上	前中期目標期間に定期交流を行っているのが6組織であり、5 年間でほぼ倍増させる。	計画値	6 組織	7 組織	8 組織	－	－	従 事 人 員 数（人）	168	190	209	－	－		
				実績値	8 組織	12 組織	16 組織	－	－								
											注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。						

				単年度当たり 少なくとも1組 織を増加。	達 成 度	133. 3%	171. 4%	200. 0%			
		連 携 す る 自 治 体 ・ 中 小 企 業 等 の 団 体 数	50 団 体 以 上	単年度当たり、 10 団体増加す ることを想定。	計 画 値	10 団体	10 団体	10 団体	-	-	
					実 績 値	16 団体	12 団体	14 団体	-	-	
					達 成 度	160%	120%	140%	-	-	
		第5期中核人材 育成プログラ ム以降の修了 者が行ったサイ バーセキュ リティ対策の 向上に資する 活動数	1, 000 件以 上	令和7年度にお いては560件以 上を想定。	計 画 値	170 件	360 件	560 件	-	-	
					実 績 値	357 件	981 件	1, 238 件	-	-	
					達 成 度	210%	272. 5%	221. 1%	-	-	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ②継続的な意見交換を実施する海外主要機関数 ③連携する自治体・中小企業等の団体数 ④第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ①-1 関係機関の満足度調査における上位回答について、94.1%（目標値比141.2%）を達成。 (実績の詳細) ―セキュリティ関連事業の令和7年度の取組について、関係する政府機関などに対して、事業の満足度に関するアンケートを実施。 回答数34件のうち、32件が、4段階中上位2段階の高い評価（上位2段階の回答数の割合94.1%）。 サイバー情勢に係る各種分析情報提供やインシデント対処支援、人材育成等への協力に加え、ISMAP、JC-STAR、SCS評価制度など国家・経済安全保障に係る各種制度の運用・改善・詳細設計など、幅広い業務に適切に対応するとともに、サイバー対処能力強化法の施行（令和8年10月予定）に向けた新たな取組も着実に実施することで関係機関に大きく貢献。 業務運営上限られたリソースの中で新たな業務が増え、令和6年度より実績創出の困難度が高くなっているにも関わらず、目標値を大きく上回る9割超の上位評価を獲得。 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（基幹目標）について、0件を達成。 (実績の詳細) ―大規模サイバー攻撃事態は発生しなかったことから、官邸連絡室の設置はなし。 ② 継続的な意見交換を実施する海外主要機関数について、16機関（目標値比200.0%）を達成。 (実績の詳細) ―インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク、中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおけるOTセキュリティトレーニング実施などを通じた継続的な意見交換 (1) 令和6年度以前から引き続き意見交換を行った機関 01. Cybersecurity and Infrastructure Security Agency (US) 02. Idaho National Laboratory (US)	＜評価と根拠＞ 評価：A 根拠：左記のとおり、令和7年度計画における定量基準を達成し、業務運営上限られたリソースの中で新たな業務が増え、令和6年度より実績創出の困難度が高くなっているにも関わらず、関係機関の満足度調査については目標値を大きく上回る9割超の上位評価を獲得。質的にも所期の目標を上回る成果を得ていることを評価。 ＜課題とその対応＞ [令和6年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）JC-STARで定義されているIoT製品の枠組み・セキュリティ要件について検討すること。 (課題、対応状況) ―JC-STARでは、原則としてIoT製品単体に対するラベリング制度として運用を開始したところ。しかし、系統用蓄電池システムでは「システム」として対応してほしいとの要望が資源エネルギー庁からあり、例外的に「システム」としても申請できるスキームを検討し、追加申請スキームを確立。この種の例外対応は、ドローン、工場、スマートホーム、コネクテッドカーなども要望されており、それぞれの利用形態や利用環境、ユースケースなどを踏まえ、適宜、同様の追加申請スキームを確立し、個別対応する予定。 ―★2以上のセキュリティ要件策定の対象については、経済産業省とも調整して決定する予定。現時点では、スマートホーム、ドローン、金融端末、電力、工場、ビルなどが候補。要件策定については効率化を図るため、今までの検討状況を踏まえつつ、①機構がゼロから要件案を策定、②業界団体の案をもとに機構が要件案を策定、③経済産業省が検討会にて要件案を策定し、最終的にJC-STAR技術審議委員会で要件案の承認を得ることとしており、各対象の要件は①～③のいずれかのプロセスを経て策定する予定。 ―セキュリティ要件の技術的水準については、他国制度との相互承認を考慮しつつ策定する方針。一方、非技術的要件については経済安保やサプライチェーンリスクへの対応を踏まえ、日本独自の要件の取り込みも実施。非技術的要件部分の運用に関しては経済産業省にも協力いただいている。	(経済産業省で記載)	

	03. Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) 04. 駐日欧州連合代表部 05. 駐日英国大使館 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) 07. National Cyber Security Centre (UK) 08. National Cyber Security Agency (NCSA Thailand) (2) 令和7年度から新たに意見交換を開始した機関 09. European Union Agency for Cybersecurity (ENISA) (EU) —「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR)」の相互承認や将来的な連携に向けた意見交換 (1) 令和6年度から引き続き意見交換を行った機関 10. National Institute of Standards and Technology (NIST) 11. Cyber Security Agency of Singapore (CSA) 12. 台湾「デジタル産業署」 03. Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) ※上述の実績と重複 (2) 令和7年度から新たに意見交換を開始した機関 13. Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik (ドイツBSI) 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) ※上述の実績と重複 14. IoT Alliance Australia (AU) —「ISO/IEC 15408 (Common Criteria) 認証」での国際相互承認スキームへの参画 (令和5年度から令和7年10月まで議長を務め会議を主導) 15. Common Criteria Recognition Arrangement (CCRA) —「制御システムのリスクマネジメント」に関する共同プロジェクトの実施に向けた連携 16. マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology : MIT) —「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」に係る意見交換 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) ※上述の実績と重複 07. National Cyber Security Centre (UK) ※上述の実績と重複 ③ 連携する自治体・中小企業等の団体数について、14団体 (目標値比140%) を達成。 (実績の詳細) —連携した団体の詳細は次のとおり。 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター／香川県サイバーセキュ		
--	--	--	--

	リティ連絡ネットワーク／熊本県サイバーセキュリティ推進協議会／長崎県商工会議所連合会／長崎県商工会連合会／長崎県／長崎県立大学／日本医療情報学会／島根県／熊本県／熊本県警察／熊本県工業連合会／熊本県情報サービス産業協会／大分県 ④ 第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、1,238件（目標値比221.1%）を達成。（実績の詳細） ―帰任後に行った活動調査より、主な活動は、現場などにおける教育プログラムの作成、改善、社内教育、訓練の実施など（58件）、システムのセキュリティに係る運用、保守の改善の提案又は実施（56件）、セキュリティ機能の設計、改善の提案又は実装（55件）など。 また、修了者の社会へのサイバーセキュリティ向上に貢献する取組としては134件あり、具体的にはセミナーでの講演、人材育成プログラムでの講師など。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・国家支援型サイバー攻撃対策として、サイバーレスキュー隊（J-CRAT）及びサイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）を継続運用。 とりわけ、地政学・経済安全保障とサイバーセキュリティの両視点からの統合的分析（APT攻撃やサイバー情勢に関する分析）を行い、その成果を、関係機関と連携を図りながら、政府関係組織や業界各方面に情報提供するほか、潜在的な攻撃ターゲットとなるリスクがある関係方面に注意喚起を行うなどを通じて、重要インフラ・重要産業分野・政府関係機関などに対するサイバー攻撃の早期発見・被害低減などに貢献。 ・令和7年に成立したサイバー対処能力強化法及び同整備法において、本機構が法定事務委託先として明記されたことを踏まえ、本法の施行に向けて国家サイバー統括室の各種準備に協力。 ・独立行政法人などの情報システムに対する不正な活動の監視、独立行政法人など33団体に対する監査（NCO委託事業）、デジタル庁3システムの監査、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP制度）の運用など、引き続き政府のセキュリティ施策に貢献。 ・産業界主導による業界連携のプラットフォームであるサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）と連携しながら、サプライチェーンのセキュリティ強化に向けた検討を進め、経済産業省と国家サイバー統括室によるセキュリティ対策評価制度の検討に貢献（制度構築方針は令和8年3月に公表（機構がスキームオーナー））。	
--	--	--

	これにより、サプライチェーン全体の強靱性の向上に向けた制度の検討に貢献。 ・「SECURITY ACTION制度」（セキュリティ対策の自己宣言制度）は、宣言者数45万件を達成。また、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」は、47事業者90サービスが登録（令和8年3月1日付）。 ・「脆弱性関連情報届出受付制度」について、着実な運用（累計受付件数20,065件）を行うとともに、脆弱性対策情報の公表（142件、緊急対策2件、注意喚起4件）、及び特定分野・組織への優先的な情報提供（電力分野：5回、政府機関：5回）を実施。 ・IoT製品のセキュリティ対策の強化のため、経済産業省とともに「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の★1の申請受付（307件）・適合ラベル発行（199件）を実施。ニュースリリースを4件発表（令和7年5月21日（ラベル発行開始）、10月23日（グローバル・サイバー・セキュリティ・ラベルイニシアティブ（GCLI）加盟）、11月6日（日英相互承認合意）、令和8年3月18日（日星相互承認合意））。 また、制度の安定的な運用と利用拡大を図る観点から、政府調達などへの義務付けなどインセンティブ付けに向けた働きかけを政府関係機関及び業界団体に対して実施。制度周知に向け、セミナー講演のほか、業界団体と共同でイベントを2件実施。海外類似制度との相互承認に向け、シンガポールと英国との間で相互承認を締結し、また、米国及びEU、ドイツ、オーストラリアの関係当局との交渉に経済産業省とともに参加。 ・若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプを開催。 裾野を広げる観点から、特定領域（AIや脅威動向分析）の専門性と高度なサイバーセキュリティの知見の双方を兼ね備えた人材の発掘・育成を目的に「セキュリティ・キャンプ コネクト」を新たに設置。 全国大会79名、ネクスト9名、ジュニア7名、コネクト40名が参加。 また過去の修了生が講師等を行うなど、人材育成のエコシステム確立に貢献。 ・地域経済産業局や経済団体等と連携して中核人材育成プログラムの修了者や受講者に講演などの機会を創出し、企業・地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者や受講者の活躍を支援。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 94.1%（目標値比141.2%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 ○サイバー状況把握力の強化 ・独立行政法人、事業者のCRO／CISO、J-CSIPのSIGなどを対象とした情勢ブリーフィングを計9回実施。 これらを通じて、安全保障環境や地政学的視点を踏まえたサイバー情勢に関する情報共有を図り、今後の政策策定に役立つ情報を提供。 ・情勢分析部週報は31本。 引き続き、セキュリティセンター内と役員へ共有し、安全保障環境や地政学的視点を踏まえた総合的な情勢共有を実施。 ・外部組織での講演及びワークショップを18回、外部媒体への寄稿・執筆や出演を6回対応。 これらにより、安全保障関係者や国民一般に対してもサイバー情勢に係る情報を提供。 ・J-CSIP参加組織に向けた新たな情報提供の一環として、国内外の公開情報からAPT攻撃やサイバー情勢に関して注目すべき記事などをピックアップしたメール配信を、おおよそ隔週で「APTニュース」及び「情勢ニュース」として各24本ずつ配信。 ○標的型サイバー攻撃への対応を通じた国の安全保障への貢献 ・サイバーレスキュー隊（J-CRAT）の運用を継続し、被害組織に対するレスキュー活動として初動対応支援を実施。 ・脅威インテリジェンスのレポートサービスなどを活用し、脅威情報の収集・分析によって、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化及び拡大するとともに標的型サイバー攻撃に対する能動的な被害予防活動を実施。	○サイバー状況把握力の強化 ・左記の取組により、政府関係機関など必要な関係者に的確な脅威情報を共有し情報共有の強化・拡大に貢献した点及びJ-CSIP等を中心とした企業関係者から新しい視点を得られたとの高い評価を受けた点を評価。 ・左記の取組により、セキュリティセンター内のサイバー状況把握力及び脅威情報のトリアージ能力の向上に貢献した点を高く評価。 ・左記の取組により、昨年度に引き続き、これまでの安全保障分野では手薄だった新領域においてサイバーや情報戦・認知戦の脅威の視点を得られたとの評価を安全保障関係者から受けたこと、あわせてメディアなどを通じて国民一般をも含めた広範な脅威情報の発信ができたことなど、官民全体のサイバー情勢認識の向上に貢献したことを評価。 ・左記の取組により、J-CSIP参加組織を中心とした民間企業に対し、技術的視点と地政学的視点を統合した分析結果を提供し、必要な関係者に的確な脅威情報の発信を行ったことで、昨年度に引き続き情勢面での意識向上に貢献した点を評価。 ○標的型サイバー攻撃への対応を通じた国の安全保障への貢献 ・J-CRATのレスキュー活動では緊急対応を要する案件について被害組織への初動対応を行い、被害低減に貢献するとともに、組織的な攻撃者による標的型サイバー攻撃の活動状況、具体的攻撃事例などの収集、分析で得られた知見に基づく、注意喚起、情報発信などの予防活動を通じて、政府機関・重要組織などにおける標的型サイバー攻撃に対する対策レベル向上に大きく貢献。 また、政府などからの要請に基づいた社会的影響の大きいサイバー攻撃被害組織への初動対応支援や注意喚起情報の発出、及び関係機関と連携したセキュリティ人材の育成への協力など一連の政府施策への貢献に対しては関係		

	- サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）の運用を継続し、参加組織からの26件の情報提供を受け、必要に応じて検体の収集、分析・解析・匿名化を行い、18件の情報共有を実施。 - サイバー情勢分析部と連携したJ-CSIP参加組織向けセミナーなどを3回開催（令和7年6月、12月、令和8年3月）。 ○国民及び関係主体からの相談、届出対応 - 経済産業省の告示に基づき、「コンピュータウイルス・不正アクセス届出窓口」を継続運用するとともに、活動状況に関するレポートを公開（令和8年3月）。 ○国民に対するサポート体制の強化 - 個人向けの「情報セキュリティ安心相談窓口」は12,274件の相談対応を実施。 令和7年4月から新たに開設した企業組織向けの「サイバーセキュリティ相談窓口」は913件の相談対応を実施。 - 国民向け注意喚起を実施。（「安心相談窓口だより」にて2件、「安心相談窓口公式X」にて41件。） ○関係機関や関係主体との連携強化 - 令和6年度の登録セキスペアクティブリスト（試作版）を改善し、中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リストとして公開、リスト掲載・運用手順を整備。リスト登録促進として、「セキュリティマネジメント指導ツール活用セミナー」を3回開催（参加1,928名）し、その結果、リスト登録数が340名に到達。 また、SCS評価制度を参照した「マネジメント指導ツール（セキュリティアセスメント）」を拡充し、ケース演習を3会場で実施（参加60名）。 「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」について、サービス基準をもとに適合性審査を行い、47事業者90サービスが登録（令和8年3月1日付）。 ○サイバー対処能力強化法の施行に向けた対応 - 令和7年5月に公布された「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（サイバー対処能力強化法）」に基づき、機構に追加される①基幹インフラ事業者等によるIT資産届出情報及びインシデント報告情報等の整理・分析、②サイバー被害防止に必要な情報の周知等、③脆弱性関連情報・対応方法の公表・周知業務について、令和8年10月に予定されている法施行に向けて、国家サイバー統括室（NCO）と連携し、制度及び運用の基本設計を推進。	機関から高い評価を獲得している点を高く評価。 - J-CSIPの運用継続の中で参加組織からの情報提供を受け、分析・解析・匿名化を行った上で情報共有を実施するなど、省庁の枠組みを越えた情報共有体制を引き続き有効機能させ、重要インフラ・重要産業分野に対する標的型攻撃などサイバー攻撃の早期発見・被害低減に大きく貢献した点を評価。 またサイバー情勢に関するウェビナーの開催や、参加組織との意見交換の実施など情報発信力強化や連携強化に向けた取組を実施した点を高く評価。 ○国民及び関係主体からの相談、届出対応 - 左記の取組により、被害状況の把握に努め、主に企業や組織におけるセキュリティ対策に関する意識向上や被害拡大防止に貢献した点を評価。 ○国民に対するサポート体制の強化 - 国民向けのセキュリティ事案が増加する状況において、昨年度に引き続き多数の相談対応を実施しただけでなく、新たに開設した企業組織向けの「サイバーセキュリティ相談窓口」によって、主に中小企業におけるインシデント対応やセキュリティ対策の支援をさらに強化した点を評価。 - 相談対応から得られた情報などを注意喚起として発信した点を評価。 ○関係機関や関係主体との連携強化 - 左記の取組などを通じて、中小企業のサイバーセキュリティに関するきめ細かい相談対応や支援を積極的に実施できる体制の構築・強化に寄与した点を評価。 ○サイバー対処能力強化法の施行に向けた対応 - 国家・経済安全保障の確保の観点から、機構が有するサイバーセキュリティに関する高度技術能力や専門知識・経験を有効活用し、より効果的・効率的な制度・運用となるようNCOとの議論を重ね、令和8年10月からの本格運用開始に向けて、その事前対応を含めた準備作業と体制整備を着実に進めた点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○サイバーインシデントが発生した際の対応が可能な体制や能力、機能を有しているか。 ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 94.1%（目標値比141.2%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 <u>○サイバーインシデント調査の体制構築及び普及啓発</u> ・地域の産業保安監督部と連携、経済産業省と共催し全国10か所及び機構において普及啓発活動を実施。また、経済産業省内においても高圧ガス保安法研修（令和7年8月：経済産業省高圧ガス保安室主催）、都市ガス保安業務研修（令和7年10月：経済産業省ガス安全室主催）での講演を実施。 ・専門家による原因究明調査に必要な能力を検討し、調査官向けの演習を構築及び実施。また、調査に必要な機材等の環境を引き続き整備。 <u>○制御システムの安全性・信頼性検証事業</u> ・日本成長戦略本部において示された17の戦略分野における国内産業及び重要インフラの事業者のリスク分析を実施し、評価を完了。 併せて、DX化された工場のリスク分析結果から得られた知見を業界向けリスク分析ガイドとして「ガイド別冊：制御システムに対するリスク分析の実施例第2版 事例2」を作成（令和8年4月公開）。 <u>○社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透</u> ・米NIST文書SP800-61 Rev. 3の和訳を作成し、機構から令和7年9月に公開。 ・海外で発生した重要産業やインフラ企業のインシデント事例（ノルウェー、インド、台湾）の聞き取り調査を実施し、把握した実態を反映したインシデント事例改訂版を令和7年9月及び令和8年1月に機構から公開。 ・「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」に基づく実践研修をオンライン配信にて2回実施（令和7年6月、12月）。 延べ573社884名（前年度比企業数116%、参加者数93%）が参加し、うち185社がリスク分析に取り組む旨の意思を表明。 ・中核人材育成プログラム受講生向けのリスク分析に係る講義及びERABサイバーセキュリティトレーニング講義（共にオンライン形式）を実施。	<u>○サイバーインシデント調査の体制構築及び普及啓発</u> ・北海道から沖縄までの現地及びリモート開催による普及啓発活動を実施したことで現地246名、リモート352名と多くの関係者への周知を実現するとともに、経済産業省産業保安・安全グループにおいてもサイバーセキュリティの重要性及び普及啓発の必要性が改めて認識されたことを評価。 ・国からの要請に相応しい体制の構築を行っていることを評価。 <u>○制御システムの安全性・信頼性検証事業</u> ・左記の取組により、国の施策とも連携しつつ、対象となった事業者のセキュリティリスクを明確化し、方策や対策の検討を実施した点を評価。また、国内でDX化を進める工場の事例を業界向けに広く周知する内容としてガイドをまとめた点を評価。 <u>○社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透</u> ・左記の取組により、我が国のインフラセキュリティ確保の検討材料を提供した点を評価。 ・左記の取組により、得られた新しい知見を事業者の同意の下で公開し、国内事業者の啓蒙に役立てた点を評価。 ・左記の取組について、全国から多数の参加者を確保し、リスク分析への取組についても多くの事業者の意思確認することができた点を評価。		

	・標準化動向、業界動向等に関する最新情報を加味し「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド第2版(2026年4月版)」を作成（令和8年4月公開）。 ○重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査 ・2025年7月に改正されたサイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査を実施し、サイバーセキュリティ戦略本部に報告。 ○重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化 ・半導体関連産業をはじめ製造業の集積の高次化により経済安全保障の観点からも重要な地域である熊本県において、熊本県、熊本県警察、（一社）熊本県工業連合会、（一社）熊本県情報サービス産業協会、（一社）熊本県サイバーセキュリティ推進協議会と連携協定を締結（令和8年2月）し、サイバー空間の新たな脅威に関する情報の共有、サイバー空間の脅威への対処能力向上に向けた各種訓練等の被害防止対策等に取り組むことで合意。 ・医療分野におけるサイバーセキュリティ対策強化に向け、日本医療情報学会と相互協力協定を締結（令和7年12月）。また、宮崎県医師会とセミナーを開催（令和7年9月）。 ・日本自動車部品工業会と連携し、会員向け情報セキュリティセミナーで講演を実施（令和7年11月、令和7年12月、令和8年1月）。 ・国内におけるSCS評価制度の活用を促進すべく、業界団体と意見交換を実施（日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、建設コンサルタンツ協会、全国社会保険労務士会連合会及び人事労務システム協議会）。 ・サプライチェーンを構成する企業の海外拠点セキュリティ対策を推進すべく、SCS評価制度と英国Cyber Essentialsとの相互認証の可能性を念頭に英国関係機関とのコミュニケーションを継続。	・左記の取組により、最新の脅威情報と技術動向に基づくリスク分析を可能とし、重要インフラ事業者のセキュリティレベル向上に貢献した点を評価。 ○重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査 ・サイバーセキュリティ確保状況の基準として各種の国際標準仕様も調査項目に加えて調査したことで、対象企業の確保状況を国際的な視点からも把握することに繋げた点を評価。 ○重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化 ・左記の取組により、重要サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策状況の把握や具体的な関係事業者との連携が進展し、サイバーセキュリティ対策の意識・水準の向上に寄与した点を評価。	
--	--	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①-1 国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ①-2 大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標に係る実績〕 ①-1 94.1%（目標値比141.2%） ①-2 0件 〔主な成果等〕 <u>○独法等に対する不正な活動の監視</u> ・国家サイバー統括室（NCO）の監督の下、独立行政法人などの情報システムに対する不正な活動の監視業務を着実に継続し、独立行政法人などに対してサイバー攻撃など不正な活動に関する監視結果など、適切な情報提供を実施。 <u>○政府セキュリティ施策への貢献（独法等監査）</u> ・独立行政法人などに対し「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（R5年度版）」に基づく規程・体制などの整備・運用状況を検証し、改善のために必要な助言などを行うマネジメント監査に加え、サイバー攻撃に対する技術的な対策状況を検査し、改善のために必要な助言などを行うペネトレーションテスト及び前年度に情報セキュリティ監査を実施した法人に対するフォローアップを実施。 ・令和7年度は、マネジメント監査について33法人分、ペネトレーションテストについて22法人分、フォローアップについては15法人分の報告書をNCOへ提出。なお、ペネトレーションテストにおいて再委託先の契約違反があり、契約の一部を解除することとなったため、当初目標の内、11法人分が未実施。 ・本年度の監査を通じて得られた知見を基に、独立行政法人など全体の情報セキュリティ水準の更なる向上に資する施策などを検討するための提案、及び監査をより効率的に実施するための提案を含む全体監査報告書をNCOへ提出。 <u>○政府セキュリティ施策への貢献（デジタル庁システム監査）</u> ・デジタル庁からの委託によって、デジタル庁が整備・運用するシステムの安定的・継続的な稼働の確保と、国民への行政サービスなどを安定して安全に提供することを着実に進めるために、システム監査を実施。 ・令和7年度は、デジタル庁が整備・運用する3つのシステムについてシステム監査を行い、監査報告書をデジタル庁へ提出。	<u>○独法等に対する不正な活動の監視</u> ・左記の取組により、NCOとの緊密な連携を図りつつ、各組織の安全な環境維持に貢献している点を評価。 <u>○政府セキュリティ施策への貢献（独法等監査）</u> ・左記の取組により、各組織が自組織のセキュリティ対策実施状況を客観的な視点から再認識するとともに、機構の助言などを参考に各組織自身による情報セキュリティ対策のPDCAサイクルの確立に貢献している点を評価。 ・独立行政法人等に対する監査業務における再委託先の契約違反については、契約の適正な履行に努める中、違反行為を発見した後、即時にNCOに報告するとともに、NCOの指示に基づき誠実に対応。 結果としては、契約の一部解除、また、それに伴う契約不履行として、内閣官房から指名停止措置を受けることとなったものの、機構の対応については、NCOからも迅速、適正、真摯な対応であったとの評価を獲得。 <u>○政府セキュリティ施策への貢献（デジタル庁システム監査）</u> ・左記の取組により、デジタル庁が整備・運営するシステムの安定的・継続的な稼働の確保などに貢献している点を評価。		

	・本年度の監査を通じて得られた知見を基に、デジタル庁が整備・運用するシステムの共通の課題となり得る事項に関する提案を含む全体監査結果報告書をデジタル庁へ提出。 ○クラウドサービスの安全性評価 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP制度）及び低リスクのSaaSサービスを対象にしたISMAP-LIU（ISMAP for Low-Impact Use）の運営・審査業務を着実に実施し、ポータルサイト上に令和7年度末時点で98サービスが登録されたクラウドサービスリストを公開。 ・ISMAP制度における監査プロセスの効率的な運用の検討にあたり、海外動向の調査を実施。米国政府機関におけるクラウドセキュリティ認証制度であるFedRAMPに関する調査を継続実施し、制度所管省庁に調査結果を共有。 ・制度運営や審査の効率化などの改善を制度所管省庁とともに検討・実施。具体的な対応策として、審査体制の見直し、ISMAPポータルサイトの改修を検討。 ・ISMAP管理基準の改定に向けたガイドライン策定調査事業を実施。 ○政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保 ・機構ウェブサイトにて「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（調達要件リスト）」での情報提供を継続。 ・既存の記載内容を見直し、調達要件リストの改訂を実施（令和8年2月頃公開）。	○クラウドサービスの安全性評価 ・左記の取組により、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保及びクラウドサービスの円滑な導入に貢献している点を評価。 ・左記の取組により、制度所管省庁にISMAP制度の見直しに資する情報を提供した点を評価。 ・左記の取組について、制度所管省庁とともに、具体的な検討を実施した点を評価。 ・左記の取組により、制度所管省庁の制度設計に具体的に貢献している点を評価。 ○政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保 ・左記の取組について、セキュリティ要件を満たす機能を有した、安全性の高いIT製品等の選定・調達に寄与している点を評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ②継続的な意見交換を実施する海外主要機関数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力の強化に資する活動成果であるか。 ○国際関係の維持・強化に資するものか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ② 16機関（目標値比200.0%） [主な成果等] ○海外の関係機関との連携構築・強化 ・インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク、中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおけるOTセキュリティトレーニング実施などを通じた継続的な意見交換 (1) 令和6年度以前から引き続き意見交換を行った機関 01. Cybersecurity and Infrastructure Security Agency (US) 02. Idaho National Laboratory (US) 03. Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) 04. 日欧州連合代表部 05. 駐日英国大使館 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) 07. National Cyber Security Centre (UK) 08. National Cyber Security Agency (NCSA Thailand) (2) 令和7年度から新たに意見交換を開始した機関 09. European Union Agency for Cybersecurity (ENISA) (EU) ・「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」の相互承認や将来的な連携に向けた意見交換 (1) 令和6年度から引き続き意見交換を行った機関 10. National Institute of Standards and Technology (NIST) 11. Cyber Security Agency of Singapore (CSA) 12. 台湾「デジタル産業署」 03. Directorate-General for Communications, Networks, Content and Technology (EU) ※上述の実績と重複 (2) 令和7年度から新たに意見交換を開始した機関 13. Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik (ドイツBSI) 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) ※上述の実績と重複	○海外の関係機関との連携構築・強化 ・海外主要機関と顔の見える関係を構築して継続的に情報交換を行い、機構の取組を発信していくことは、グローバルにつながるサイバー空間上の活動において重要であり、令和7年度の目標値を8機関追加して達成（達成率200.0%）したことを高く評価。		

	14. IoT Alliance Australia (AU) ・「ISO/IEC15408 (Common Criteria) 認証」での国際相互承認スキームへの参画（令和5年度から令和7年10月まで引き続き議長を務め会議を主導） 15. Common Criteria Recognition Arrangement (CCRA) ・「制御システムのリスクマネジメント」に関する共同プロジェクトの実施に向けた連携 16. マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology : MIT) ・「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」に係る意見交換 06. Department for Science, Innovation & Technology (UK) ※上述の実績と重複 07. National Cyber Security Centre (UK) ※上述の実績と重複		
	○日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)との連携事業の実施 ・タイ・バンコクにてAJCCBC、NCSA Thailand等と協働し、ASEAN地域の政府関係者等を対象に、OTセキュリティを含む重要情報インフラ保護に関する人材育成プログラムを提供。 ASEAN諸国8か国から18名の参加があり、当センター講師が実際のOT環境を模したツールやシナリオを用いたハンズオン演習及び仮想企業を題材にしたシナリオを用いたワークショップを実施。	○日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)との連携事業の実施 ・左記の取組において、全ての受講者からポジティブなフィードバックが得られ、また、事前事後の効果測定では、全ての受講者の理解度が向上した点を評価。	
	○インド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習、ワークショップ等 ・米国政府及び欧州委員会と緊密に連携し、「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を東京にて開催。 研修生65名に対して、ハンズオン演習、業界別シナリオに基づくワークショップなどを提供。	○インド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習、ワークショップ等 ・日米EUが連携して実施するサイバー演習を通じ、国際的なセキュリティ高度人材のネットワークを拡大したほか、取組内容や連携の在り方に関するEUとの意見交換を行い、EUによる中核人材育成プログラム受講者等向けの特別講義を企画・実施するなど関係強化に繋げた点を評価。	
	○国際標準化を含めた国際整合性の確保 ・ISO/IEC標準化ではWG2(暗号技術)、WG3(セキュリティ評価)及びJWG7(バイオメトリクスセキュリティ評価)での副コンビーナ、AIセキュリティ評価及び生体認証セキュリティ評価のエディタとして活動。 また、AI関連ではCCRAを通じて海外機関と、暗号関連では規格提案国内会社と連携。 ・CCRAでは、CC認証における日本の代表機関として貢献。機構職員が運営委員会議長としてCCRAの運営を担当。 ・JC-STARのISO/IEC標準規格掲載に向けた活動に注力。 ・令和8年4月に東京で開催されたCCRA会合に向けて準備を実施。	○国際標準化を含めた国際整合性の確保 ・暗号技術、製品認証、AIセキュリティ、生体認証セキュリティなどについて、国際標準化を通じた日本技術の競争力強化、及び国際標準化機関などでの重要役職への就任、並びにCCRA会合の日本開催による日本のプレゼンス向上に寄与している点を評価。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ③連携する自治体・中小企業等の団体数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ③ 14団体（目標値比140%）			
＜その他の指標＞	[主な成果等] ○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上	○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上		
＜評価の視点＞ ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」について、中小企業関連団体と連携して普及活動を推進。令和7年度におけるガイドライン本編のダウンロード数は、第3.1版が142,149件、第4.0版が7,204件、合計が149,353件（前年度比114.6%）。 ・経営指導員／税理士などが参加する研修会への講師派遣を47件実施し、ガイドラインの実践に関して指導できる者の拡大に取り組むとともに、地域機関・団体などへの講師派遣を64件実施し、ガイドラインの普及を推進。 ・中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会を2回（令和7年9月、令和8年3月）開催し、経済団体、士業団体及び支援機関などと情報共有を実施。 ・「SECURITY ACTION制度」の参加企業数は、累計456,468件を達成（令和6年度から61,307件増加）。 ・「SECURITY ACTION制度」について、国及び地方公共団体が実施する9の補助事業において要件化・加点要素化に取り組み、参加企業数を拡大。 ・デジタル基盤センターと連携し、地域DX推進ラボや地域ソフトウェアセンターなどへセキュリティセンターの施策を紹介し、イベントへの合同出展や講師派遣などを実施。 ・セキュリティプレゼンター（累計登録数2,159名）に対し、メールマガジンの配信や勉強会などの開催を通じて機構の施策を周知するとともに、情報セキュリティ対策支援サイトで活動を紹介し、中小企業支援組織からの講師派遣依頼を紹介することで、セキュリティプレゼンターと中小企業とのマッチングの場を提供。 ・サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）と連携し、制御システムのセキュリティ対策に関するセミナーを2回開催（令和7年9月、令和7年10月）。 ・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の新規登録審査を2回実施し、47事業者90サービスが登録（令和8年3月1日付）。また、同サービスの公式サイト改善に取り組むとともに、地域連携活動などにおいて普及活動を実施。	・左記の取組により、地域の中小企業へ効果的・効率的な普及啓発を促進し、中小企業におけるセキュリティ対策実施の気運を向上することに寄与した点を評価。 ・左記制度の認知度の向上及び登録者数の増加によって、中小企業のセキュリティ対策意識の向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、機構のみのリソースではリーチすることができない中小企業への普及啓発に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、経済団体・業界団体などのイニシアティブによる中小企業におけるセキュリティ対策の促進に貢献した点を評価。 ・左記制度の運営と普及によって、中小企業のセキュリティ対策が促進されるとともに、中小企業における対策状況の可視化による取引の信頼性向上につながった点を評価。		

	・中小企業等向け机上演習・ワークショップを19回、セミナーを21回開催。 ・地域のセキュリティ関係機関など、新たに14機関と連携協定締結を含む協力体制を構築したことで、機構のサイバーセキュリティ関連情報を提供するとともに、当該地域における課題や取組を各機関から入手できる円滑なコミュニケーション・情報共有を実現。 ・中小企業などにおけるサイバーセキュリティ対策の実態や課題を明らかにし、規模・業種などに応じた費用対効果の高いサイバーセキュリティ対策の分析・整理することを目的とした「中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」について、分析結果を取りまとめて公開（令和7年5月）。	・左記の取組などにより、中小企業におけるセキュリティ意識の向上が図られ、自発的なセキュリティ対策やレジリエンス向上に貢献した点を評価。 ・左記の取組について、目標を大幅に上回って達成（達成率140%）したことを高く評価。また、地域のニーズに沿ったサイバーセキュリティに関する情報共有や対策に貢献した点を評価。 ・左記の調査により、中小企業におけるセキュリティ対策の実情を把握することで、今後の関連施策の検討に際して有用な情報を提供した点を評価。	
	○国民への普及啓発 ・中小企業の経営者、IT担当者、情報セキュリティ担当者、教育担当者などに対し、地域団体などが実施するセミナーへの支援を40回、講習会への講演者の派遣を111回行うことによって、サイバーセキュリティ対策の重要性やその対応方法について説明を実施。 ・国内で開催されるサイバーセキュリティ関連のイベント（展示会、シンポジウムなど）に11回参加・出展し、サイバーセキュリティの動向についての情報収集、機構の施策・制度の紹介、及びサイバーセキュリティ関連機関、団体、企業などとの情報交換を実施。 ・作成した映像コンテンツをDVDにまとめて、企業や組織などのセキュリティ教育などでの活用を推進。また、リモートワークに対応するため、動画ファイルのダウンロード提供も引き続き継続。 ・公的機関、民間団体、企業が提供するサイバーセキュリティに関する情報を集めたポータルサイト「ここからセキュリティ！」を平成24年度の公開以降継続して運用。令和7年度のページビューは、356,518件。 ・新たに協力体制を構築した地域のセキュリティ関係機関（14機関）に対して、機構の支援策などについての情報提供や、各機関の会合での講演、各機関へ講師派遣・机上演習などを実施。 ・「地域SECURITY連絡会」を開催し、各地域SECURITYの活動状況を共有。	○国民への普及啓発 ・左記の取組により、中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運の醸成に貢献した点を評価。 ・左記の取組により、サイバーセキュリティの重要性と対策について、国民や企業に対して広く浸透させ、意識の底上げに貢献した点を評価。 ・左記の自治体・中小企業などとの連携について、目標を大幅に上回って達成（達成率140%）したことを高く評価。また、この連携を通じて、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化に繋げた点を評価。	
	○情報セキュリティコンクールを通じた情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化 ・令和7年度の「情報セキュリティコンクール」は、昨年度募集していた「標語」を廃止し、「ポスター」に特化した募集を実施。 ・全国の小中高生から、ポスター部門で合計2,184作品の応募があり、令和8年3月に結果発表し、受賞者を表彰。 ・機構が提供する情報が、その情報を必要とする現場に届き、有効に活用され	○情報セキュリティコンクールを通じた情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化 ・左記の取組により、小中高生におけるセキュリティ意識の醸成に貢献したことを評価。 ・左記の取組により、機構から提供した情報が他機関においても有効に活用さ	

	るよう、教育関係者や警察など個々の現場に近い団体などとの連携を広げ、情報提供チャンネルを拡大。 ・情報セキュリティコンクールの表彰団体である警察や自治体などに受賞作品を共有。 表彰団体のウェブサイトや広報誌での作品紹介を通じて、普及啓発を実施。また、情報セキュリティ啓発イベントを予定する団体に対しポスターを提供。	れた点を評価。	
--	---	----------------	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○システムの脆弱性に対する対策推進	○システムの脆弱性に対する対策推進		
○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・制度における届出受付機関として「脆弱性関連情報届出受付制度」を継続運用し、平成16年7月の制度開始以降、20,065件の脆弱性関連情報を受付。令和7年度は、142件の脆弱性対策情報を公表するとともに、2件の緊急対策及び4件の注意喚起を公表。また、特定分野・組織への優先提供として10回（電力分野：5回、政府機関：5回）の情報提供を実施。 ・脆弱性対策情報データベース「JVN iPedia」を継続運用し、令和7年度として44,503件の案件を新規登録。その他脆弱性体験学習ツール「AppGoat」など各種ツールを継続提供するとともに、脆弱性対策情報収集ツール（mjcheck4）を継続公開し、脆弱性対策におけるSBOM（Software Bill of Materials）の活用に寄与。 ・令和7年度の「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」の活動成果として、製品開発者向けガイド及び製品利用者向けガイドを公開。 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの要請に基づき地方公共団体が運用するウェブサイト（42地方公共団体、156サイト）に対してサーバ設定、ブラウザ通信などを簡易的にチェックし、サイバー攻撃に対する準備状況を確認。 ・政府機関や独立行政法人、地方公共団体などに対し、Open Bug Bounty（OBB）に掲載されたウェブサイトの脆弱性をNCO、第二GSOC（Government Security Operation Coordination team）やJ-LIS経由で14件提供。 ・脆弱性対策を普及・啓発するために、15件のセミナーなどへ講師を派遣。また、メディアからの取材に3件対応。 ○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等 ・太陽光発電システムのセキュリティ検討会において、制御用IoT機器のセキュリティリスクを説明。IoT機器のセキュリティ要件としてJC-STARの活用等の対策を提案。 ○情報セキュリティ白書、10大脅威等による情報提供 ・令和7年9月10日に「情報セキュリティ白書2025」 無料PDF版の公開を開始、有料冊子版を同30日に販売開始。白書では、被害が相次ぐランサムウェア攻撃、標的型攻撃、DDoS攻撃などの脅威、AIシステムへの攻撃や悪用、認知領	・左記の取組により、IT製品やインターネット環境を安全に利用できる環境整備に貢献している点、また、重要分野・組織における早期の脆弱性対策に大きな貢献を行った点を高く評価。 ・左記の取組により、開発側、利用者側双方のセキュリティ対策推進に大きく貢献している点を評価。 ・左記の取組により、公的機関が運営するウェブサイトのセキュリティ対策レベル向上に貢献している点を評価。 ・左記の取組により、脆弱性対策の普及・啓発に繋げ貢献している点を評価。 ○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等 ・左記の取組により、IoT機器とそのシステムのセキュリティ課題と対策について周知し、対策を提示した点を評価。 ○情報セキュリティ白書、10大脅威等による情報提供 ・左記の白書について、ダウンロード数は昨年度版の同時期比125%を達成し、また10大脅威についても資料の公開及びその普及活動でサイバーセキュリティに関する昨今の関心の高まりに応えた点を高く評価。		

	域への情報戦などの幅広いテーマを採用。ダウンロード数は101,317件となり、昨年度版同時期の81,101件を大きく超過。 また、普及活動としてJUASアカデミー、ASPICクラウドセキュリティ研究会、NPO情報セキュリティフォーラムでオンラインによる講演を実施。 令和7年1月30日にランキングを発表し、解説書、説明資料等を公開した「情報セキュリティ10大脅威2025」は、普及活動として58件の講演を実施。 令和8年1月29日には「情報セキュリティ10大脅威2026」のランキングを発表。組織編は「AIの利用をめぐるサイバーリスク」が初選出。 事例や対策を新規に取り込んだ解説書とプレゼンスライドを令和8年3月に公開。		
	<u>○サイバーセキュリティ経営可視化ツール及びプラクティス集の普及</u> 令和6年度に作成した可視化ツールの英語版を公開（令和7年7月）。 また、企業等からの問い合わせの中で、可視ツールの活用方法を普及。	<u>○サイバーセキュリティ経営可視化ツール及びプラクティス集の普及</u> 左記の活動により、「サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer3.0」の普及啓発に貢献した点を評価。	
	<u>○情報漏えいに係る内部不正防止の推進に関する調査</u> - 令和6年度に実施した企業を対象とした営業秘密管理の実態調査の報告書を公開（令和7年8月）。 - 年間を通じて、調査結果及び内部不正防止に関する講演や取材の対応を実施。講演4件、寄稿1件、取材対応1件あり、関連報道については17件掲載。 また、営業秘密官民フォーラムの活動を通じて機構のサイバーセキュリティの取組の情報発信を毎月実施。 「組織における内部不正防止ガイドライン」については、本編のダウンロード数は34,093件（前年度比118.1%）。	<u>○情報漏えいに係る内部不正防止の推進に関する調査</u> 左記の取組について、定期的実施された調査結果から企業における営業秘密保護に関する課題と対策を抽出し、企業における対策推進に資する示唆を国民に提供できるように調査を実施している点を評価。	
	<u>○サプライチェーンセキュリティ対策評価制度策定に向けた検討</u> - サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）において、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度推進SWGを設置し、令和7年度において会合を2回実施。 経済産業省とともに、国内外の関係機関、業界団体などと連携しつつ、セキュリティ対策評価制度を検討。制度構築方針を策定し公表（令和8年3月）。 - 経済産業省が実施するSCS評価制度に係る令和7年度実証事業（令和7年4月～11月）の実施を支援（実証事業に向けたアセスメントシート案の提供、実証事業参加団体の紹介、実証事業参加団体向けの説明会への同席等）。 - SCS評価制度の国内での制度活用を促進すべく、業界団体と意見交換を実施（日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、建設コンサルタンツ協会、全国社会保険労務士会連合会及び人事労務システム協議会）。 - サプライチェーンを構成する企業の海外拠点のセキュリティ対策を推進すべく、SCS評価制度と英国Cyber Essentialsとの相互認証の可能性を念頭に	<u>○サプライチェーンセキュリティ対策評価制度策定に向けた検討</u> 左記の取組について、企業・業種の垣根を超えたシステム・サービスの連携や、サプライチェーンの複雑化により、サイバー攻撃による脅威が増大する中、個々の企業だけでなく、サプライチェーン全体の強靱性を向上させる本制度への業界等からの期待は大きく、その制度検討に貢献した点を評価。	

	英国関係機関とのコミュニケーションを継続（年度内8回程度）。 ○新技術を活用した環境変化に対する脅威・動向の調査 ・AIセキュリティ意見交換会を4回実施。今年度、国内有識者8名に加え、AIの利活用を推進している団体、あるいはAIの利用企業が多数参加している団体計11団体、及びオブザーバとしてAISI関係府省庁が参加。産学官でのAI関連の取組紹介、脅威情報の共有、今後のAI利活用促進のためにセキュリティ面から何をすべきかを検討。 - 成果として「AI利用者のためのセキュリティ豆知識」（AI利用者、マネージャ向け）、「AIセキュリティ短信」（AI開発者、セキュリティ担当者向け）を作成（令和8年4月公開）。 ・AIの動作・分析・利用方法の説明に関する調査（1,600件アンケート回収）を実施し、10月に公開。利用経験・学習経験が少ないことから基本知識の獲得を求める声が多く、透明性やリスクについて基本知識と紐づけが容易な説明が有用であることが判明。	○新技術を活用した環境変化に対する脅威・動向の調査 ・AIのセキュリティについては、国内外で脅威やリスクについての関心が高まっており、有識者・業界団体・AISI関係者の情報共有、意見交換の場を複数回設定し、豆知識や短信といった利用者を意識した情報を発信する活動により、今後の更なる対策の検討につなげた点を評価。また、AI利用を促進する上で、利用者から見たAIの品質の議論は必要であることから、具体的に求められる情報や方法についても把握し、普及している点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ④第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力の強化に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ④ 1,238件（目標値比221.1%） [主な成果等] ○重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための	○重要インフラや産業基盤へのサイバー攻撃に対する防御力を強化するための		
	<u>の中核人材育成プログラムの実施</u> ・中核人材育成プログラムでは第8期を令和7年6月に修了し、修了者を57名輩出するとともに、第9期を令和7年7月に開講し、55名の受講者を受入れ（令和8年6月修了予定）。	<u>中核人材育成プログラムの実施</u> ・第9期中核人材育成プログラムでは業界・企業への呼びかけにより、これまで参加が一部事業者に残っていた化学業界や、地域面では沖縄など新たな事業者の参加を実現できたことを評価。		
	○中核人材育成プログラムにおける実践的な演習環境の提供と最先端の設備の維持、模擬システム等の拡充 ・施設基盤ネットワークや演習用ネットワークの運用及び最先端の機器などへの更改を行い、最先端の設備の維持を実施。 ・香港、シンガポール、タイ、東京の4か所に機器を設置し、国際連携用ネットワークを構築。今後、ネットワークを活用し中核人材育成プログラムの更なる充実化、国際連携の強化に向けた取組等を実施予定。 ・海事分野の演習強化を見据えた新規プラント構築に向け、建屋内で電波発信等を伴う演習を可能とするためのシールドルーム構築を行うこととし、その基礎設計を実施。 ・令和6年度に構築した汎用性の高い可搬型の施設管理プラントを用いた演習を構築し、サイバー事故調査の調査官向け演習にてトライアルを実施。これを踏まえ、ブラッシュアップをした上で令和8年度は実際に地域での演習を実施予定。 また、可搬型DGプラント（ディーゼル発電プラント）については電力業界を中心にニーズの確認を行い、令和8年度に向けて地域での演習実施への下地作りを実施。	○中核人材育成プログラムにおける実践的な演習環境の提供と最先端の設備の維持、模擬システム等の拡充 ・左記の取組により、円滑かつ最先端の演習を実施できる環境を提供できたことを評価。		
	○実務者向けプログラム「ERABサイバーセキュリティトレーニング」をオンライン化して実施 ・電力小売事業に関わるERAB（Energy Resource Aggregation Business）事業者向けに実施するトレーニングにおいて、ERABサイバーセキュリティガイドラインの改定（令和7年5月）を踏まえ教材をアップデートし、また講義を動	○実務者向けプログラム「ERABサイバーセキュリティトレーニング」をオンライン化して実施 ・ERABサイバーセキュリティガイドラインの改定に合わせた最新状況へのアップデート及びオンライン化により、受講者数が、集合開催だった令和6年度（36名）と比較して令和7年度は166名となり、当該分野のセキュリティ意識の向		

	画として制作。トレーニングをオンデマンド配信することで、時間・場所の制約なく参加できる形式へ変更して開催。 - 事後アンケート結果における総合的な満足度では約6割が「満足」と回答。 また、受講者の約93%が「今後のサイバーセキュリティ対策の検討に活かしたい」と回答。 ○中核人材育成プログラム修了者の活動が円滑に推進するよう支援し、受講者及び修了者の成果を広く社会に公表するとともに日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出 - 第5、6、7、8期中核人材育成プログラム修了者を対象に帰任後に行った活動調査より、1,238件の回答が得られ、主な活動は、現場などにおける教育プログラムの作成、改善、社内教育、訓練の実施等(58件)、システムのセキュリティに係る運用、保守の改善の提案又は実施(56件)、セキュリティ機能の設計、改善の提案又は実装(55件)など。 また、修了者の社会へのサイバーセキュリティ向上に貢献する取組としては134件あり、具体的にはセミナーでの講演、人材育成プログラムでの講師など。 「Interop Tokyo 2025」(令和7年6月開催)では9名の修了者と10名の受講者がブースプレゼン及びInteropのメインの講演に登壇し、各々の取組を広く発表。 - 令和6年度に引き続き大阪においては、関西経済連合会などの後援のもとトークセッション「本音で語るサイバー攻撃の脅威動向と働く女性セキュリティ人材のリアル」を開催。また、令和7年度は札幌において北海道経済産業局などの後援を得て、トークセッション「成長する企業はもうやっている！今知っておきたいサイバーリスクマネジメント」を開催。 両トークセッションあわせて40名以上の聴講者に対し、セキュリティ意識向上の機会を創出。 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)において、定期的な見回りやインシデント(疑い)発生時の情報収集、インシデント内容把握、リスク分析等を実施する人員を主に修了者で構成し、設備制御システムのセキュリティ確保を支援する業務を実施。	上に寄与できた点を評価。 - 事後アンケートにおいて、左記のとおり高い評価を獲得し、ERAB事業者への演習が適切かつ効果的に実施できたことを評価。 ○中核人材育成プログラム修了者の活動が円滑に推進するよう支援し、受講者及び修了者の成果を広く社会に公表するとともに日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出 - 中核人材育成プログラムの成果として、目標値を大幅に超える修了者の活動数(1,238件、達成率221.1%)を確認できたことを高く評価。 これまでの修了者の実績や各地域での講演会を通じて中核人材育成プログラムの知名度は向上しており、我が国の重要インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ向上の核になる人材育成の拠点となっている。 - 中核人材育成プログラムの修了者及び受講者の取組を発信することで、企業や地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者などにとっても自身の活躍の機会となることから、それらの機会を地域経済産業局や経済団体などと連携して積極的に創出できたことを評価。 - 修了者の大阪・関西万博への貢献機会を創出するとともに、国際的な大規模イベントのセキュリティ確保に寄与したことを評価。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	[主な成果等]			
＜評価の視点＞	○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成	○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成		
○我が国のIT人材等の質の高度化やセキュリティ人材の育成を踏まえたものか。	・「セキュリティ・キャンプ全国大会2025（以下、全国大会）」はセキュリティ人材を発掘・育成することを目的に（一社）セキュリティ・キャンプ協議会（キャンプ協議会）と協同で開催。 5泊6日合宿形式で、期間は夏休み時期の令和7年8月11日～15日の5日間と、キャンプ協議会主催イベント1日の計6日間。定員規模は例年の80名程度、応募者382名から選考して育成し、79名が修了。 過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師20名、チューター18名を登用。 ・「セキュリティ・キャンプネクスト2025」について全国大会と同時開催。応募者85名から選考して育成し、9名が修了。 過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師2名、チューター2名を登用。 ・「セキュリティ・キャンプジュニア2025」について全国大会と同時開催。応募者25名から選考して育成し、7名が修了。 過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師3名、チューター1名を登用。 ・「セキュリティ・キャンプ2026コネクト（以下、コネクト）」は裾野を広げる観点から、特定領域（AI等）の専門性と高度なサイバーセキュリティの知見の双方を兼ね備えた人材の発掘・育成を目的に（一社）セキュリティ・キャンプ協議会（キャンプ協議会）と協同で開催。 3泊4日合宿形式で、期間は春休み時期の令和8年3月26日～29日の4日間。定員規模は40名程度、応募者299名から選考して育成し、40名が修了。 過去のセキュリティ・キャンプ全国大会の修了生から講師6名、チューター4名を登用。 ・地域におけるセキュリティ人材の早期発掘と育成を目的に、キャンプ協議会と協同で「セキュリティ・キャンプ2025ミニ」を開催。 令和7年度は全国10カ所で開催し、合計203名が参加。 北海道は講師2名チューター3名、東京は講師3名チューター2名、山梨は講師3名チューター2名、愛知は講師2名チューター2名、香川は講師2名チューター2名、石川は講師2名チューター2名、大阪は講師2名チューター2名、広	・左記の取組について、円滑に実施できたことを評価。また、修了生の講師、チューター登用について、人材育成のエコシステムが確立しつつあり、毎年新たな講師が出てきていることから、活動が活性化していることを評価。 「セキュリティ・キャンプフォーラム2026」において、聴講者からも高い評価を獲得し、今後の事業実施への反映や方針検討の意見を得たことを評価。 ・セキュリティ・キャンプ修了生への年次アンケート結果では、社会人となった修了生の職業について、情報セキュリティに関わる業務に従事している割合は約60%となっており、セキュリティ業界への優秀な人材の輩出に貢献している点を高く評価。		

	島は講師2名チューター2名、長崎は講師2名チューター2名、セキュリティ・キャンプ2025ミニ（オンライン開催）は講師4名チューター6名をセキュリティ・キャンプ修了生より登用。 ・修了生に対するフォローアップ事業として、修了生同士や講師などとの修了年度を超えた交流の場の提供、及び修了後の活動成果発表を通じた修了生の認知度向上と産業界での活躍支援を目的とした「セキュリティ・キャンプフォーラム2026」を令和8年2月14日に開催。 従前実施していた講演やパネルディスカッションを主体とした内容から、修了生の活動や取組の成果のパネル展示及び発表の場に変更し、修了生の活動をより具体的に公表する機会を創出。 また、会場内において、修了生を講師としたワークショップを同時開催し、修了生のステップアップ機会としたほか、ワークショップ参加者にセキュリティ・キャンプ体験の場を提供し、応募者の獲得を企図。 ・セキュリティ・キャンプ修了生が、セキュリティ・キャンプで培った知識・技術・人脈を最大限活用し、修了年次を超えた情報交換・議論・交流・パートナーシップの構築を図る場とするとともに、社会へ貢献する機会を創出することを目的として「セキュリティ・キャンプ修了生 公式オンラインコミュニティツール」の立上げを実施。		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○IT製品セキュリティ認証制度の活用推進	○IT製品セキュリティ認証制度の活用推進		
○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	・認証数はJISEC（申請37、完了17、認証中36）、JCMVP/ CAVP（Cryptographic Algorithm Validation Program）（申請29、完了6、確認中32）。 ・国策レベル案件（次期個人番号カード、QKDなど）でのJISEC認証作業に関し、次期個人番号カードは終了し、QKDに関しては令和8年度上期に完了予定。	・左記の取組により、安全なIT製品の供給に寄与している点を評価。今後の国策レベル案件での認証制度の更なる活用促進を期待。		
	○IoT製品セキュリティラベリング制度の活用推進	○IoT製品セキュリティラベリング制度の活用推進		
	・★1適合ラベル実績は、申請307件、ラベル発行199件。 ・★3通信機器及び★3ネットワークカメラのセキュリティ要件を公開（令和8年2月）。 令和8年度第一四半期に適合要件、評価ガイドを策定し、申請受付を開始する予定。 ・★2スマートホーム適合基準検討WGを発足（令和8年1月）。令和8年度上期に★2スマートホームの適合要件を策定し、申請受付を開始する予定。 ・JC-STARプロモーション用のチラシ、ポスター、POPを作成し、公開（令和8年2月）。 ・外部講演21回、取材対応6回、展示会参加2回。展示会は（一社）電子情報技術産業協会や（一社）大手家電流通協会と共同で参加（CEATEC2025@幕張メッセ、JC-STAR×製販連携@LABI池袋本店）し、メーカーや一般消費者を含めた幅広い層への制度プロモーションを実現。 ・相互承認関連を中心にニュースリリース4件公表。 ・経済産業省とともに相互承認・国際連携に向けた活動継続中。シンガポールと英国についてはMOC締結を経て、英国とは令和8年1月から、シンガポールとは令和8年6月（予定）から相互承認を開始。令和7年10月には、IoT製品のサイバーセキュリティラベリング制度の推進と国際協力を目的とした世界初の枠組みが日本を含む11ヶ国の賛同で発足。 米国、EU、ドイツ、オーストラリアについては、引き続き相互承認に向けて交渉を実施。 ・JC-STAR制度への賛同団体に8団体が加盟。	・左記の取組により、経済産業省と連携し、初年度から当初計画を大幅に上回る実績を上げた点を高く評価。 また、制度の利用拡大に向け、新たな適合要件作りの推進とプロモーション活動、国際相互承認の交渉など、今後のIoT製品のセキュリティ向上への大いなる貢献が期待できる仕組みを広く運用している点を高く評価。		
	○情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の活用推進	○情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の活用推進		
	・CRYPTREC事務局としてCRYPTREC検討会／委員会を運営し、CRYPTREC暗号リス	・左記の取組により、適切な暗号技術の選択、及び暗号技術の適切な利用・運		

	トの適切な維持・管理を実施。 －PQC移行に向けたCRYPTREC暗号リストの改定（令和8年3月） －PQC移行に関する安全性評価、実装性能評価、政策動向や標準化動向等の調査（令和8年3月公開） －クラウドにおける鍵管理ガイダンスの作成開始 ・「CRYPTRECシンポジウム2025」（令和7年7月25日）をNICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）と共同開催（デジタル庁、総務省、経済産業省後援）。参加者409名。	用に向けた必要な対策の促進に貢献していることを評価。	
--	--	-----------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項				
Ⅱ		業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		(経済産業省で記載)	関連する政策評価・行政事業レビューシート	(経済産業省で記載)

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、 平均値等、必要な情報
一般管理費 (人事院勧告を踏 まえた給与改定分、 退職手当を除く)	実績値 (千円)	—	211,198 (R4 年度実績値)	205,066 (組替後 400,066) うち効率化対象経費： 197,672 (組替後 392,672)	388,064 (組替後 400,482) うち効率化対象経費： 380,891 (組替後 393,080)	388,467 うち効率化対象経費： 381,287	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、令和 6 年度は前年度 限りの経費を減算のうえ消費 者物価指数を調整
	上記削減率 (%)	毎年度平均で前年度比 3% 以上の効率化	—	2.9% うち効率化対象経費： 3.0%	3.0% うち効率化対象経費： 3.0%	3.0% うち効率化対象経費： 3.0%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
	達成度 (%)	—	—	97% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
業務費 (新規・拡 充分を除く)	実績値 (千円)	—	4,641,907 (R4 年度実績値)	4,817,009 (組替後 5,760,169) うち効率化対象経費： 3,564,351 (組替後 4,507,511)	5,702,568 (組替後 5,838,045) うち効率化対象経費： 4,462,435 (組替後 4,605,233)	5,779,664 うち効率化対象経費： 4,559,180	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、令和 6 年度は前年度 限りの経費を減算のうえ消費 者物価指数を調整
	上記削減率 (%)	毎年度平均で前年度比 1% 以上の効率化	—	0.9% うち効率化対象経費： 1.0%	1.0% うち効率化対象経費： 1.0%	1.0% うち効率化対象経費： 1.0%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
	達成度 (%)	—	—	90% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	100% うち効率化対象経費： 100%	—% うち効率化対象経費： —%	—% うち効率化対象経費： —%	
(参考) 一般管理費＋業務費	実績値 (千円)	—	4,853,105 (R4 年度実績値)	5,022,075 (組替後 6,160,235) うち効率化対象経費： 3,762,023 (組替後 4,900,183)	6,090,632 (組替後 6,238,527) うち効率化対象経費： 4,843,326 (組替後 4,998,313)	6,168,131 うち効率化対象経費： 4,940,467	— うち効率化対象経費： —	— うち効率化対象経費： —	(組替後)：翌年度との比較対 照のため、令和 6 年度は前年度 限りの経費を減算のうえ消費 者物価指数を調整
	上記削減率 (%)	—	—	1.0% うち効率化対象経費：	1.1% うち効率化対象経費：	1.1% うち効率化対象経費：	—% うち効率化対象経費：	—% うち効率化対象経費：	

					1. 1%	1. 2%	1. 2%	–%	–%	
--	--	--	--	--	-------	-------	-------	----	----	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア ②一般管理費の効率化率 ③業務経費の効率化率	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコアについて、2.6（目標値比 104%）を達成。 ② 一般管理費について、前年度比3.0%の効率化を達成。 ③ 業務経費について、前年度比1.0%の効率化を達成。 (実績の詳細) ー一般管理費は、381百万円（前年度比3.0%減少）、業務経費は、4,559百万円（前年度比1.0%減少）で、それぞれ計画以上の効率化を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・組織及び業務運営の礎として理事長のリーダーシップの下、第五期中期目標期間のミッション、ビジョン、バリュー（MVV）（令和5年4月策定）を組織目標や人事評価に活用する等、引き続き励行。 ・政府などの意向を踏まえつつ、セキュリティセンターの体制の再編や、経営企画センターの新設、金融支援部の設置、執行役員制度の導入など、迅速かつ機動的に組織体制を変更。 ・実際に政策を実行する「政策実施機関」の立場として、現場の顕在化した課題や社会ニーズを踏まえた施策案を機構内で検討し、主務省庁へ提案。 ・予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」により、役員・幹部のモニタリングを強化するとともに、より迅速かつ円滑な経営判断を実現。また複数年度の収益化単位の運用により、不用額を約2.2億円に抑制（前中期計画期間平均約10億円／年）、無駄のない予算執行に大きく貢献。 ・機構の人材確保のため、昨年度に引き続き新卒採用のプロモーション強化、中途採用におけるエージェント型採用の活用により採用を継続。職員数（令和7年度末時点）700名（前年度比34名増）と人材確保が進展。 また、プロフェッショナル職種の認定、職員研修の実施、職員情報の整備、人事制度の見直し、出向元組織からの受入れの効率化など、人事制度改革を推進。	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題とその対応＞ [令和6年度大臣評価での「指摘事項」] ○（有識者意見）すぐに行動に移す等の柔軟で機動的な動きが足りていない。（課題、対応状況） ー令和7年7月に執行役員制度を新設。AI、サイバーセキュリティ、デジタル基盤、人材育成などの重点領域における執行責任者を明確にすることで、意思決定と実行のスピード及び質の向上に努めているところ。 ○（有識者意見）民間と差がありすぎる人件費を改善すること。能力に応じた処遇改善をすること。（課題、対応状況） ー「特定任期付職員（AIセーフティ・インスティテュート専門職）に関する規程」を制定し、特にAI分野において高度な専門的知識等を有する者に見合う給与水準や役割を提示することで、能力に応じた採用を可能とする環境を整備。	(経済産業省で記載)	

	・財務会計業務の効率化のため、財務会計システムにおける謝金機能の運用を開始。 ・機構のデジタル推進・IT整備に係る成果としては以下。 －ITガバナンスを推進する専門組織としてITガバナンスグループを設置。IT全体最適化を目的とした機構内の情報システム全体図作成を通じた状況把握を実施し、全機構の基幹業務システム再構築に係る計画を立案。 また、PMO（Portfolio Management Office）を通じた事業部門のITシステム企画を継続的に支援し、プログラム管理のフローを策定。 機構全体のITアーキテクチャの最適化状況に係るモニタリングの強化（システム全体アーキテクチャ定例の設置）などを通じたIT統制環境を整備。 －機構のITシステムを安全に稼働させるためのAWS及びAzure上の自社クラウド基盤（「IPAクラウド」）構築を進め、候補となるITシステムについて「IPAクラウド」及び改正ガバメントクラウド法の主旨に基づくガバメントクラウドへの移行に向けた取組を実施。 －機構の生成AI活用について、機能強化や利用技術の整備及び特定業務への組み込みにより、職員個人及びチームのパフォーマンス（議事録作成の時間短縮や情報収集の効率化など）を向上させた。 全機構から参加者を募り、機構内の経営課題（ナレッジ共有・活用）の解決策を考察するアイデアコンテストを開催し、機構内のDXカルチャーの醸成を促進。 （詳細は、各調書の通り。）		
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○PDCAサイクルに基づく業務運営（業務の改善）が行われているか	○PDCAサイクルに基づく業務運営及び機動的・効率的な業務運営	○PDCAサイクルに基づく業務運営及び機動的・効率的な業務運営	
○リソース配分を弾力的に行い、柔軟かつ機動的に必要な体制を構築しているか。	○セキュリティセンターの組織体制について、サイバーセキュリティに係る新たな業務追加に対応するため、サイバーセキュリティ情勢の最新動向把握、脅威分析、情報発信等を行うサイバー情勢分析部を設置（令和7年4月）。	・ミッション、ビジョン、バリュー（MVV）を組織目標や人事評価に活用する等、組織内部に浸透させる具体的な工夫が行われていることを評価。	・ミッション、ビジョン、バリュー（MVV）を組織目標や人事評価に活用する等、組織内部に浸透させる具体的な工夫が行われていることを評価。	
○業務運営の効率化のため、部署間の連携、縦割り排除等の取組が行われているか。	・令和5年4月に策定した機構のミッション、ビジョン、バリュー（MVV）について、組織目標や人事評価に活用する等、引き続き組織内部への浸透、励行を実施。	・政府の意向や施策の方向性を踏まえ、都度、迅速に組織体制を見直したことを評価。		
	・第五期中期計画における機構事業を円滑かつ効率的に運営できるようにするため、政府などの意向を踏まえつつ、主に以下の組織体制の見直しを実施。			
	―セキュリティセンターの組織体制について、サイバーセキュリティに係る新たな業務追加に対応するため、サイバーセキュリティ情勢の最新動向把握、脅威分析、情報発信等を行うサイバー情勢分析部を設置（令和7年4月）。			
	―事業執行に係る体制強化および責任の明確化のため、執行役員制度を導入（令和7年7月）。			
	―経営戦略と経営資源管理の一体化による意思決定の高度化および組織全体最適の実現を目的とし、バックオフィス部門を統括する経営企画センターを新設（令和7年7月）。			
	また、半導体金融支援業務の開始に伴い経営企画センターに金融支援部を設置（令和7年8月）。			
	・政策立案機関である主務省庁よりも現場に近く、実際に政策を実行する「政策実施機関」の立場として、現場の顕在化した課題や社会ニーズを踏まえた施策案を機構内で検討し、主務省庁へ提案。	・現場をより把握している立場からボトムアップで主務省庁へ積極的に提案することは、政策の検討・改善サイクルを加速させ、その結果として、実務と政策の整合性を高め、政策の質を一層向上させるものであり、本取組を本格的に開始できたことを高く評価。		
	・令和7年3月に令和7年度計画を策定するとともに、新法・法改正を踏まえて令和7年9月に変更、令和7年度政府補正予算を踏まえて令和7年12月に再度変更を実施。	・年度計画における定量指標を達成するために、定期的に達成状況を確認し、達成のために必要な施策を講じる仕組みを構築・運用したことで、全ての定量目標を達成したことを高く評価。		
	年度計画の定量指標の達成状況を、役員・経営幹部で構成する幹部連絡会で定期的に共有・進捗確認を行い、必要に応じ対応策を検討・実施したことにより全ての定量指標を達成。			
	・運営費交付金の配分について、令和7年3月に1次配分、令和7年9月に2次配分、令和7年12月に3次配分を実施。	・政府の動向や業務ごとの施策ニーズを運営費交付金の配分や業務執行に適切に反映する仕組み（役員・経営幹部による集中レビュー、業務単位の事業計画の活用など）を円滑に運用したことにより、機構全体の方針に整合しつつ、機動的かつ戦略的な業務運営に寄与していることを高く評価。		
	・令和7年度計画に紐づく機構の各業務を計画的に遂行し、より有効なPDCAサイクルを構築するため、一定の業務単位ごとの事業計画を策定することにより、業務内容の適切性を評価し、進捗管理を行うだけでなく、予算配分や執行の妥当性評価にも活用。			

	予算配分の審議と合わせて、各業務の進捗状況や今後の方針・取組内容を確認・議論することで、上記の運営費交付金の配分と連動させてPDCAを実施。 ・上記の運営費交付金の配分や事業計画の策定プロセスにおいて、機構の重要な取組方針を反映させるべく、役員・経営幹部による集中レビューを実施することにより戦略的な運営費交付金の配分と業務執行を実現。 ・令和6年度末に設置したITガバナンス推進にかかる専門組織PgM0の本格運用を開始し、プロジェクトマネジメントの浸透を図っている。 年度初めに当年度を含む向こう３年間の「情報システム全体計画」を策定し、機構全体に対して実施中及び実施予定の情報システム企画の調査を行い、全システムの予算情報を集約し、機構全体のIT戦略の統括を推進。 情報システム企画の審議及びリリース審査などのITガバナンスに係る統制活動を実施。 全機構ITアーキテクチャの最適化状況に係るモニタリングの強化（CIOをヘッドとした経営会議の設置）などを通じたIT統制環境を整備。 ・人材確保に関する計画に基づき、令和7年度事業に必要な職員を採用。また、事業の拡大や変化に応じて柔軟な職員採用も実施。 ・無駄なく、効率的な予算執行の追求、またIPA-DXの推進に貢献するため、以下の取組を引き続き実施。 ①「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。 ②第五期中期計画期間から複数年度の収益化単位を全面的に導入しており、継続的に見直しを実施。 ・経済産業省商務情報政策局との間で定例会議を開催し、情報共有や時宜に応じた政策議論を実施。必要に応じて、機構内における業務の方針や政策的な優先順位・資源配分の検討に反映。 <u>○機動的・効率的な組織関連</u> ・機構全体の業務運営等に関して部署横断的に議論・検討・情報共有を行う会議体として、役員会をはじめ、幹部連絡会、企画部長連絡会、管理部門連絡会、戦略企画委員会といった各レベルにおける会議を定期開催。 <u>○情報サービス産業関係団体との連携関連</u> ・関連のある情報サービス産業関係5団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催。 より戦略的な関係を模索・構築するために、「① デジタル社会の実現に向けた各業界の将来像と課題」、「② ①に向けた連携・パートナーシップ」を議題として意見交換を実施。 <u>○調達プロセスの改善</u> ・財務課題に関する検討委員会の開催を引き続き行うとともに、調査事業報告	・ITガバナンス推進の活動を通じて、機構全体のITシステム管理の一元化が進展していることを評価。これにより、将来のIT投資及び運用の最適化に向けた基盤が整ったことを評価。 ・人件費予算の見込み及び実績を把握しつつ、エージェント型等の採用方式を活用し、人材確保につなげた点を評価。 ・予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と改善を継続。役員への報告に当たっては、計画からの乖離をより明確にし、必要に応じて執行状況を部門長から役員に報告する運用を開始。これにより執行管理を強化したことを高く評価。 ・複数年度の収益化単位により、不用の抑制、柔軟、機動的、無駄のない予算執行を実現したことを高く評価。 <u>○機動的・効率的な組織関連</u> ・左記会合の継続開催により、部署横断的な認識共有、議論、意思決定に繋がっていることを評価。 <u>○情報サービス産業関係団体との連携関連</u> ・左記5団体とトップレベル・組織間での連携を維持・強化するとともに、各施策に関する業界ニーズを把握し、機構内の関係部署における施策検討に結び付けたことを評価。 <u>○調達プロセスの改善</u> ・左記報告書を活用して職員研修を実施するとともに、マニュアル類の見直し	
--	---	---	--

	書を活用しつつ、マニュアル類の修正等を随時行うなどの業務改善を実施。	を随時実施したことにより、効率的な業務執行に取り組んだことを評価。	
--	------------------------------------	-----------------------------------	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 機構のDX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコアについて、2.6（目標値比104%）を達成。			
＜その他の指標＞	[主な成果等] ○機構のデジタル経営基盤の強化	○機構のデジタル経営基盤の強化		
＜評価の視点＞ ○機動的・効率的な組織・業務運営のためのシステム面での対応ができているか。	・全社MVVを各部署にブレイクダウンして運用していることに加え、個人の業績目標設定にも活用するなど、個人レベルに落とし込んだDX推進状況のモニタリングを実施。 ・全機構にわたるデジタル改革施策の企画・実施について審議・報告する会議体である「デジタル改革会議」を年間通じて開催し、ITガバナンス、オープンイノベーション、チェンジマネジメントに対する変革の推進状況をリアルタイムにモニタリングする機能を確立。 ・事業部門の事業及びシステム企画を組織的に支援するPMOにより、ITガバナンスを行使しつつ機構のIT戦略の統括を推進。情報システム全体計画の策定を通じたIT戦略とIT投資との整合性評価を行い、システム開発における品質・コストの適正化を図るとともに、類似する他システム事例の紹介などで重複投資を回避するなどの取組みによりIT投資を適正化。 ・機構内の情報システムの連携状況を調査し、システム全体図（システム一覧表、機構内システム全体像、機能システム構成図及びサブシステム構成図）を作成。 システムのあるべき姿と現状とのギャップを明確にしたことで、機動的なシステム改善を可能としつつ、全機構ITアーキテクチャの最適化状況に係るモニタリングの強化（CIOをヘッドとした経営会議の設置）などを通じたIT統制環境を整備。 ・生成AIの機構内活用に関して、機構内ポータルを通じた利用導線の短縮及び情報アクセス性の向上に加え、新規入構者フォロー会、新機能勉強会及び相談会などを継続開催（開催回数：13回、延べ参加者数：440人）。 全役職員向け生成AIツール「チャットUI」の業務適用が進展し、生成AIリテラシーが向上。①利用率は61.5%（582人／全ユーザ947人、前年度比＋21ポイント）に達し、②ベストプラクティス7件を機構内に公開。 ・企業活動などの自動分析・評価システム「WISDOM-DX」などAIに関する技術の共同研究の促進や試行回数の増大を目的とし、以降も反復的な事業として	・左記の取組、特に、生成AIツール「チャットUI」の利用促進による業務革新効果の獲得、機構内アイデアコンテストの開催による業務革新アイデアの発掘、IT戦略との整合性評価を通じたIT投資の適正化などにより、参考指標であるDX推進指標自己診断における成熟度レベル平均スコアを前年度比0.4ポイント上昇させ、目標を達成したことを評価。		

	遂行可能とするべく機構と他法人との共同事業実施に係る制度を運用。 ・機構内のDXカルチャーの醸成を図るため、機構内の経営課題（ナレッジ共有・活用）の解決策を考案するアイデアコンテストを開催。 参加者30名、機構内向けコンテスト配信視聴者90名を集め、昨年度開催実績よりも参加の裾野を拡大するとともに6件の業務革新アイデアを発掘。 ・「DX意識調査（有効回答数599名/全職員677名）」を通じた職員のDXに対する理解や課題意識に関する定点モニタリングを実施。		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○新卒採用業務の効率化及び強化	○新卒採用業務の効率化及び強化		
○事業や組織見直しに合わせた人員体制の整備ができているか。	・より質の高い人材を効率的に選考することを狙い、一部選考プロセスの専門事業者へのアウトソーシングを実施。 ・首都圏だけでなく、地方の優秀な学生への採用プロモーションを積極的に実施し、採用イベントへの出展や大学などの訪問を拡大（令和6年度37回、令和7年度46回）。その結果、応募者数は169名（前年度比150％）となった。 ・採用活動の早期化へ対応するため、前年の5月から学生への訴求を開始。	・左記のとおり、採用業務を改善するとともに、プロモーション活動を拡大したことにより、優秀な新卒職員11名の確保につなげた点を評価。		
	○中途採用業務の改善	○中途採用業務の改善		
	・令和6年度に導入したエージェント型採用について、運用の標準化やエージェントとの連携強化等により改善しながら今年度も継続した結果、機構が求めるスキルに合致した候補者の確保と、採用リードタイムの短縮を継続的に達成。 ・令和7年4月～令和8年3月に着任した中途採用者（プロパー、嘱託・任期付）は85名で昨年度の81名から4名増加。	・左記のとおり、採用業務を改善したことで、事業内容に合わせた必要なスキルを有する人材の確保につなげたことを評価。		
	○プロフェッショナル職種の認定	○プロフェッショナル職種の認定		
	・サイバーセキュリティ人材の確保・育成のため、サイバーセキュリティ職をプロフェッショナル職種として認定し、フェロー2名を含む計41名をプロフェッショナル職に認定。（令和7年7月に認定）	・左記の取組について、サイバーセキュリティ人材のキャリア面での安心感確保と確保・定着化に資した点を評価。		
	○職員研修	○職員研修		
	・令和7年度研修計画を策定の上、職員研修（基本研修、階層別研修、目的・テーマ別研修）を実施。 ・階層別研修を能力評価基準に基づく役割、スキルに基づく内容に見直し、内容を拡充。特に、管理職業務の標準化、人材育成に関する対応の改善を目的に、グループリーダー（課長職、以下GL）に対するマネジメント力強化プログラムを実施。 プログラムにおいて、GLが周囲から期待されている行動を理解するために、360度フィードバックを実施。 ・自己啓発の支援として、資格取得等に関する助成・費用補助を規程化し拡充。 ・目的・テーマ別研修として、新たな知見の獲得や学び直しのためのリスク	・左記のとおり、研修ならびに自己学習の機会を充実し、職員の能力向上に寄与した点を評価。		

	研修、英語研修、職員が講師を担当する 1 Hourセミナー（1時間で最新情勢を学ぶ全職員向け研修）、また基本研修としてコンプライアンス・ハラスメント、メンタルヘルス、アンガーマネジメントなど、多用な研修を実施。 <u>○職員情報の整備</u> ・カオナビに職員の保有資格や研修受講履歴、異動履歴を適宜登録し、人材の情報基盤を拡充。また、DXリテラシー標準（DSS-L）に基づく自己診断機能を職員向けに展開。 <u>○人事制度の見直し</u> ・職員エンゲージメント向上施策の一環として、令和7年5月から、GLなどのライン管理職について、処遇改善を実施。 ・令和6年度に見直した有期雇用職員の契約更新プロセスを本格運用。併せて、任期付職員制度の改正案を設計。 ・【再掲】サイバーセキュリティ人材の確保・育成のため、サイバーセキュリティ職をプロフェッショナル職種として認定し、フェロー2名を含む計41名をプロフェッショナル職に認定。（令和7年7月に認定） ・職員エンゲージメント向上策として令和6年度に導入した構内公募において、職員自身が自ら希望する部署へ異動できる制度を運用。 また、キャリアカウンセリング窓口においては、職員のキャリア不安を解消する面談を実施。 ・職員のエンゲージメント向上ならびに組織風土改善策の一環として、MVP&MVT制度を導入。 ・職員のキャリア開発の一環として、国内留学制度を設計。各組織において求められる職能を一覧化した業務・スキルマップを展開。希望者制のキャリアデザイン・ワークショップを実施。 従前より継続しているキャリアカウンセリング窓口と連携。 ・幅広い業務に活かせる専門知識及び技能を習得し、機構の業務に活かすため、産業サイバーセキュリティセンターが実施する中核人材育成プログラムに職員1名を派遣。 <u>○出向者の早期戦力化支援</u> ・57名の新規出向者を受け入れ、オリエンテーションおよびバディ制度（出向者の相談役を設置）の運用を継続、着任後の円滑な立ち上がりで早期戦力化を支援。	<u>○職員情報の整備</u> ・カオナビ上で整備を開始した職員情報の運用定着を進めた点に加え、DSS-Lの自己診断を通じて、自身の得意なスキルや不足しているスキルに気付き、研修や学習計画を立てるための活動を実施した点を評価。 <u>○人事制度の見直し</u> ・左記の取組について、職員エンゲージメントの向上、将来の管理職・幹部候補人材や高度専門人材の確保、組織ガバナンスの安定化のため、具体的な対策を検討し、着実に運用した点を高く評価。 ・左記の取組により、職員のエンゲージメントの向上、キャリア開発の意欲醸成、及びキャリアに関する不安軽減に繋げた点を評価。 <u>○出向者の早期戦力化支援</u> ・民間の優れた人材の確保が進むとともに、新規着任者の早期戦力化が図られている点を評価。	
--	---	---	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価		評価
＜主な定量的指標＞ ②一般管理費の効率化率 ③業務経費の効率化率 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○一般管理費及び業務経費の効率化率が達成されているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ② 前年度比△3.0%（△12百万円） ③ 前年度比△1.0%（△46百万円） [主な成果等] ○業務経費等の効率化 ・運営費交付金（新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除く）について、一般管理費は381百万円となり、前年度に比し3.0%減少。同様に、業務経費は4,559百万円となり、前年度に比し1.0%減少。	○業務経費等の効率化 ・一般管理費については3.0%、業務経費については1.0%効率化し、所期の目標を達成したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ○調達等合理化計画に基づく一者応札の低減に向けた取組 ○随意契約に関する内部統制の確立 ○契約監視委員会の開催及び回数 ○役職員等に対する契約事務に関する研修及び回数等 ＜評価の視点＞ ○調達等合理化計画に基づき、適正な契約が行われているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○調達等合理化関連 ・令和7年度の契約件数は前年度に比べ36件増加して305件となり、契約金額は91.1億円増加して170.1億円。 このうち、競争性のない随意契約については、契約件数は64件と前年度に比べ18件の増加（前年度比39.1％）となったことに対し、契約金額は26.5億円で前年度に比べ3.6億円の減少（同△11.9％）。 件数が増加した主な要因は、複数年となる案件、本年度限りの案件が含まれたこと（12件）等によるもの。 また、競争性のある契約については、前年度に比べ契約件数は18件増加して241件、契約金額は94.7億円増加して143.6億円。 このうち、競争入札等における一者応札となった契約については、前年度と同数の55件。 その主な要因は、応札想定業者のリソース不足による辞退（25案件）などのやむを得ない事由により発生したこと等によるもの。 なお、一者応募となった契約については、前年度に比べ8件減少して9件。 ・令和7年度調達等合理化計画に基づき、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択による契約の適正化を推進し、少額随意契約を除く案件について、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認を行い、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等により調達を行うとともに、一者応札から複数応札への改善を図るため、事前に仕様書等のチェックを実施し、競争性・透明性の向上に尽力。 一者応札となった案件については、速やかに事後調査を行い、原因等を把握し、その後の調達において公告期間の延長等の改善を図るなど、調達手続きの適正性を維持しつつ、さらなる複数応札への改善・向上を図る取組を継続的に実施。 ・新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）に係る役員会等への付議率は100％実施（計画：付議率100％）。 ・契約監視委員会（6月・12月開催）においては、契約実施状況、フォローアップを行った既往年度分も含む一者応札・一者応募案件の改善状況、新規の取り扱いとなる競争性のない随意契約の適正性等について点検し確認を実施（計画：2回以上）。 ・職員等への契約研修については、調達事務の初心者に対する項目に加え、公	○調達等合理化関連 ・左記の取組により、調達に係るガバナンス等は適切に機能していることを評価。 ・契約監視委員会による点検において、一者応札・一者応募案件の継続的改善への取組状況、競争性のない随意契約の適正性等についての適切な実施が確認されたことを評価。 ・左記の研修について、調達事務の初心者に対する項目に加え、コンプライアンス意識の向上等を踏まえた内容の充実を図ったことを評価。 ・左記取組により、契約に係る情報について適時・適正な公開を行っており、透明性を確保していることを評価。		

	正取引委員会による「入札談合等防止について」を実施し、コンプライアンス意識の向上等を踏まえて内容を充実化。年4回実施（計画：年2回以上）。 ・契約に係る情報及び契約関連規程類について、適時適切にウェブサイトで公表を継続。		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○ITガバナンスの整備	○ITガバナンスの整備		
○ITガバナンスの整備ができているか。	・全機構デジタル推進の枠組みである「デジタル改革会議」を8回開催し、DX推進施策の実行計画と進捗状況に対する透明性を向上させ、機構横断的にモニタリングが可能な場として機能。	・機構の情報システム全体図により情報の流れを把握し課題を可視化。多くの民間企業においてITガバナンスの整備は重要課題であり、システム全体見取り図の作成はハードルの高い作業であるとされているが、自ら難度の高い業務を遂行し範たる姿を顕現させた点、機構自身に対しては経営陣の参画によるITガバナンス行使の仕組やシステムライフサイクルの清流化に向けた取組など、絶えずIT全体最適化に向けた運営基盤を整備している点を評価。		
○機動的・効率的な組織・業務運営のためのシステム面での対応ができているか。	・デジタル改革会議の議論を踏まえ、組織規程を改定し、デジタル改革推進部が機構全体の情報システムを統括することを明記しつつ、ITガバナンスの推進を担う専門組織を設置。			
○情報システムの利用者に対する利便性が向上されているか。	・【再掲】機構内の情報システムの連携状況を調査し、システム全体図（システム一覧表、機構内システム全体像、機能システム構成図、サブシステム構成図）を作成。			
○機動的・効率的な組織・業務運営のための業務プロセスが構築されているか。	・事業部門の事業企画及びシステム企画を組織的に支援するPMOを運営。プログラム管理、モニタリングやレビューの仕組み構築を通じたITガバナンスの整備を実施（機構全体のプログラム管理フローの策定、「システム企画調整会議」の審議事項の明文化、リリース判定会議の実施など）。			
○データに基づいた経営判断を推進しているか。	・【再掲】全機構ITアーキテクチャの最適化状況に係るモニタリングの強化（CIOをヘッドとした経営会議の設置）などを通じたIT統制環境を整備。			
○魅力ある勤務環境を構築できているか。	・利用減少傾向にあるシステムに対する廃棄基準を策定し、システムのPDCAサイクルを確立。			
	○クラウドシフトの推進	○クラウドシフトの推進		
	・政府のクラウド・バイ・デフォルトの方針に則り、機構の情報システムをパブリッククラウドへの移行を目指し、マルチクラウド環境の共通基盤の構築を目的として設置されたクラウドタスクフォースを運用。 前年度に構築したオンプレミス環境とクラウド環境とのハイブリッドでのAD（Active Directory）連携を進め、個別パスワード入力を不要とする仕組み（シングルサインオン）で利用できるSaaSサービスを追加。	・左記の取組、特に「IPAクラウド」イニシアティブにおける機構ITのクラウドシフトに向けてAmazon Web Services及びMicrosoft Azure上の基盤構築を進めた点、他の独法に先駆けてガバメントクラウド移行計画を具体化した点から、機構のクラウドシフトを着実に進展させ、統合的ITアーキテクチャ実現に対する不断の追求によって事業継続の安定化につなげていることを評価。		
	・機構のITシステムの安全な利活用を目的とした「IPAクラウド」を構築すべく、Amazon Web Services上の活用基盤構築に関する役務を調達。 また、Microsoft Azure上での基盤構築に向けた役務調達に関する公告を実施。			
	・「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律」の改正（令和7年3月8日）に伴う移行検討努力義務が発生したことを踏			

	まえ、「ガバメントクラウド」への移行対象となる情報システムについて検討。 <u>○機構のデジタルトランスフォーメーション</u> ・職員のニーズを踏まえたデータの利活用及び管理効率化の推進を目的にDMO（Data Management Office）を設置。 機構内のバックオフィス業務におけるToBeシナリオ及びデータモデルを作成（業務領域：人事関連業務・調達関連業務・予算関連業務・共通マスタ）。主管部門と共有しつつ、PoCを実施。 機構のデータマネジメント推進に向けて、Chief Data Officerをヘッドとしたオペレーティングモデルを立案。 ・「IPA-ID」プロジェクトにおいて、機構のトラスト確保に資する要件の再定義を実施。構築・運用コストの肥大化リスクを避けるため、特定の事業システムを想定したプロトタイピング実施企画を立案。 ・企業活動などの自動分析・評価システム「WISDOM-DX」の分析手法を強化したスマートシミラリティ分析サービス（全職員向け）を機構内に提供（令和7年11月）。 地域展開事業、広報事業、マナビDX、未踏事業などのデータ分析を実施。 ・機構の生成AI活用について、「Microsoft365 CopilotChat」の機構内での業務利用を開始（令和7年11月）。 また、個人の能力向上に資する活用、チームのパフォーマンス向上に資する活用、生成AIを組み込んだサービス提供による利用者価値向上に資する活用の三類型による生成AI活用を推進。 全役職員向け生成AIツール「チャットUI」の機能を強化（音声入力による議事録作成、「Deep Research」機能の追加、AIアプリ化など）し、利用手順書の整備、周辺ツールの提供、現場への伴走支援などのアプローチにより推進し、次の成果を創出。 ―業務においては、議事録作成時間の短縮、並びに「Deep Research」活用による情報収集時間の短縮及び思考の質の向上。 ―また、特定事業におけるITシステム導入支援でのコスト削減（10～30倍）。 ―サービス提供においては、インシデント再発防止検討への活用（適用7件）を通じた検討視野の拡大及び組織的対策に係る示唆や対策の横展開可能性に係る示唆の獲得など ―さらに、各部門への伴走支援4件を推進。 <u>○業務革新・業務効率の向上</u> ・年間を通じて継続的に職員からのDXに関するニーズや課題を収集するため、チャット型プラットフォームの「助け合い広場」を運営。 ・令和8年度以降のメール環境移行を目標とした「Exchange Online」への移行に係る環境構築作業を実施。	<u>○機構のデジタルトランスフォーメーション</u> ・左記の取組、特に、DMOによるデータモデルの作成及びユースケースの整備を通じた業務効率化の推進、生成AIツール「チャットUI」の機能強化による個人及びチームのパフォーマンス向上、また「WISDOM-DX」の分析手法の強化によるデータに基づく意思決定の支援などにより、機構のデジタルトランスフォーメーションが着実に進展していることを評価。具体的な時間短縮や業務効率化の成果が現れた点も高く評価。 <u>○業務革新・業務効率の向上</u> ・左記の取組、特に、チャット型プラットフォーム「助け合い広場」による職員からのDXニーズや課題を継続的に収集している点、「Exchange Online」への移行に向けた環境構築作業の実施、データセンター環境への各種サーバ移行による耐障害性及び可用性の向上、機構内ポータルサイトの刷新と拡充によ	
--	---	--	--

	・耐障害性や可用性の向上を目的として、前年度に構築したデータセンター環境へIT基盤に係る各種サーバの移行を推進中。 ・職員が煩雑な利用申請を省略して迅速にSaaSの利用を開始できるよう、動作検証・安全性検証及び利用ガイドを定めた「標準SaaS」に生成AIツール等を追加し職員へ展開。 ・機構内ポータルサイトの刷新と拡充により、職員の業務理解と業務処理の利便性を促進。 —機構内ポータルへの月平均アクセス数：3,620件（令和7年4月～令和8年3月） —利用者視点で情報を参照しやすいユーザビリティの高い構成へ部署サイト（人事部、財務部）や生成AIページをリニューアル。 —顧問弁護士への相談や法務に関する相談など、職員に周知すべき情報を新ページにて共有。 —「Power BI」を活用し、IPA内の一部情報やDX意識調査のデータを可視化し、サイト上にて職員に共有。 ○データに基づく迅速な経営判断の実現 ・【再掲】職員のニーズを踏まえたデータの利活用及び管理効率化の推進を目的にDMO（Data Management Office）を設置。 機構内のバックオフィス業務におけるToBeシナリオ及びデータモデルを作成（業務領域：人事関連業務・調達関連業務・予算関連業務・共通マスタ）。主管部門と共有しつつ、PoCを実施。 機構のデータマネジメント推進に向けて、Chief Data Officerをヘッドとしたオペレーティングモデルを立案。 ・【再掲】企業活動などの自動分析・評価システム「WISDOM-DX」の分析手法を強化したスマートシミュラリティ分析サービス（全職員向け）を機構内に提供（令和7年11月）。 地域展開事業、広報事業、マナビDX、未踏事業などのデータ分析を実施。 ・全機構横断型の顧客情報共有を目的に、機構役職員共通で利用する名刺管理ソフト（「Sansan」）を機構役職員へ継続展開。名刺読込累計枚数25,891枚。名刺検索類型利用数12,929件。 ・【再掲】「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。 ○業務の効率化に向けた勤務環境の構築 ・リアルワークとリモートワークの最適効率（ベストミックス）を目指し、リモートワークを柔軟に取り入れた新たなワークスタイルの定着を継続的に推進するとともに、審議会議の開催についてもオンラインでの開催を積極的に取り入れつつ、対面参加とのハイブリッド開催を継続運用。	る業務理解及び処理利便性の促進などの点から、業務革新及び業務効率の向上が着実に進展していることを評価。 ○データに基づく迅速な経営判断の実現 ・左記の取組、特に、DMOによるバックオフィス業務におけるシナリオ・データモデルの作成及びユースケースの整備を通じたデータ利活用の推進、名刺管理ソフト「Sansan」の継続展開による顧客情報の共有効率化などにより、データ管理の効率化が着実に進展していることを評価。 特に、名刺読込累計枚数及び検索利用数の増加は、機構内での情報共有の活性化を示すものであり、その結果顧客体験の改善につながっていることを評価。 ・【再掲】予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と改善を継続。役員への報告に当たっては、計画からの乖離をより明確にし、必要に応じて執行状況を部門長から役員に報告する運用を開始。これにより執行管理を強化したことを高く評価。 ○業務の効率化に向けた勤務環境の構築 ・リモートワーク対応の推進、サテライトオフィスの運用などにより、機構全体の業務効率化を進めるための勤務環境の構築と継続的改善がなされていることを評価。	
--	---	--	--

	また、新たな勤務環境として導入したサテライトオフィスの運用を継続しつつ、業務担当者間に対応可能とするマニュアル整備など、より効率的に運用可能とする管理体制、手順を整備（サテライトオフィスについては赤坂オフィス稼働に伴い2025年12月で契約終了）。 ・産業界や政府関係機関などとの更なる連携強化に向けた霞ヶ関近郊の新拠点整備を継続。前年度契約した赤坂（溜池山王）のオフィスビルにおける執務環境整備のためのレイアウト工事を実施し、当初予定通り2025年12月より赤坂オフィスとして稼働を開始した。 ・ICTも活用した業務効率化の観点から、法人文書管理システムによる文書管理業務および決裁業務の実施を継続。 システムを安定運用するとともに機構のITインフラ移行方針や政府方針も踏まえ次期システムの在り方について検討を継続。 さらに、クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、機構内の契約案件への適用を企画し、利用者向けマニュアルの整備や契約を所管する複数部門への利用展開を推進し、一部事業への先行的な導入を推進。 ・赤坂新オフィスの立ち上げにおけるネットワークを整備と、イントラ無線配備を実施。 ・端末のセキュリティ対策強化として全職員の執務端末において振る舞い検知型ウイルス対策ソフトによる監視を実施。 ・執務用端末やIT環境の問合せに対応できるようITヘルプデスクを運用することに加え、職員の端末を設定する「PCドック」を定期的に設置し、職員が適正に端末を運用できる環境を整備。	・左記取組により、新たな事業拡大への対応及び産業界や政府関係機関等との連携強化に向けた拠点整理を進めている点を評価。 ・組織や業務の拡大に伴い増大する文書データにも柔軟に対応しつつ、システムの安定運用を継続し、法人文書管理業務を着実に実施していることを評価。また、電子契約の利用拡大に向けた環境整備を進め、一部事業への先行的な導入等を通じて機構内の各種契約に係る業務効率化に貢献したことを評価。 ・左記の取組、特に、新拠点となる赤坂オフィスへのネットワーク整備及びイントラ無線の配備による業務環境構築、全職員の執務端末における振る舞い検知型ウイルス対策ソフトによるセキュリティ監視の実施、ITヘルプデスクの運用及び「PCドック」の定期設置による職員の端末運用環境の整備などにより、職員が安心して業務を行えるIT環境の整備が着実に進展していることを評価。	
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	(経済産業省で記載)	関連する政策評価・行政事業レビューシート	(経済産業省で記載)

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

項目別調書No.Ⅲ (総合)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①地域事業出資業務に係る関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 地域事業出資業務について、令和4年度決算額と比較した令和7年度末の関係会社（地域ソフトウェアセンター）株式評価差額金の増加（222百万円）及び受取配当金などの経常収益（26百万円）の合計248百万円（目標値比165%）を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・一般勘定の自己収入について、中核人材育成プログラム等受講料、ITセキュリティ評価及び認証制度における認証申請手数料、未踏会議における展示料収入、各種書籍販売収入など、371百万円（前年度比19百万円増）を達成。 ・試験勘定において、受験手数料収入全体で前年度比約3.9%増加し、57.8億円。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約5億円減少し、約0.6億円。持続的な試験運営のための財務の改善を達成。 ・【再掲】 予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」を運用し、執行促進を図るなど、役員・幹部のより迅速かつ円滑な経営判断に貢献。また複数年度の収益化単位の運用により、不用額を約2.2億円に抑制（前中期計画期間平均約10億円／年）、無駄のない予算執行に大きく貢献。（詳細は、各調書の通り。）	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題とその対応＞ [令和6年度大臣評価での「指摘事項」] ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域SC（ソフトウェアセンター）の経営改善が不可欠であり、次年度においても、地域SCの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域SCの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 (課題、対応状況) ―地域SCに対し、各事業の取組状況や実績に関する報告書を提出依頼するなどの措置を行い、地域SCの経営改状況に応じた指導、支援等の対応を実施。	(経済産業省で記載)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○運営費交付金について、計画的な執行がなされたか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○ <u>運営費交付金債務残高の適正化／収益化単位ごとの適正な予算執行管理</u> ・【再掲】無駄なく、効率的な予算執行の追求、またIPA-DXの推進に貢献するため、以下の取組を引き続き実施。 ①「経営ダッシュボード」を活用して、各部署の予算の執行実績・見込みの管理を継続。各部署の執行状況に応じて執行を促進。 ②第五期中期計画期間から複数年度の収益化単位を全面的に導入しており、継続的に見直しを実施。 ・運営費交付金については、令和7年度政府補正予算も踏まえつつ、弾力的な業務遂行の機会を確保するため、収益化単位別に配分を3回実施。「経営ダッシュボード」や複数年度の収益化単位の運用と合わせて、予期せぬ運営費交付金の不用額の発生抑制に努め、より適正な予算執行を実現。 ・調達案件別に会計手続きの見える化を実行。事業執行部門における会計手続きの進捗把握方法を統一・一覧化し、事業執行部門・財務部門の進捗管理・共有によって、業務停滞・手続き漏れなどの一層のリスク発生抑制に尽力。 ○ <u>決算情報の公表の充実等</u> ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）等に基づき決算情報・セグメント情報の公開を適切に実施。引き続き、セグメント別の決算報告書の作成、事業報告書及び事業等のまとまりごとの予算・決算の概況を記載。また、事業報告書については国民その他の利害関係者により見やすい事業報告書の作成に尽力。	○ <u>運営費交付金債務残高の適正化／収益化単位ごとの適正な予算執行管理</u> ・【再掲】予算の執行状況を可視化できる「経営ダッシュボード」の作成と改善を継続。役員への報告に当たっては、計画からの乖離をより明確にし、必要に応じて執行状況を部門長から役員に報告する運用を開始。これにより執行管理を強化したことを高く評価。 ・【再掲】複数年度の収益化単位により、不用の抑制、柔軟、機動的、無駄のない予算執行を実現したことを高く評価。 ・運営費交付金の執行状況を適時・適切に把握し、予期せぬ運営費交付金の不用額の発生を極力抑制するための仕組みを運用しつつ、運営費交付金の収益化単位別に、適正に予算を配分したことを評価。 ○ <u>決算情報の公表の充実等</u> ・セグメント別の決算報告書の作成、事業報告書及び事業等のまとまりごとの予算・決算の概況を記載し、財務内容等の透明性を継続していることを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○適切な受益者負担を求める措置が取られているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] <u>○受益者負担の拡充、自己収入策の検討</u> ・経費を勘案し適切な受益者負担の拡充の下、自己収入の確保に尽力。この結果、一般勘定において、中核人材育成プログラム・短期プログラム等各種演習受講料等（303百万円）、ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）における認証申請手数料（64百万円）、未踏会議における展示料収入（2百万円）、各種書籍販売収入など（2百万円）、合計371百万円（前年度より19百万円増）を確保。 ・DSSをベースとしたアセスメントや学習リコmendなどにより個人・組織のスキル視覚化・向上を目指した「デジタル人材スキルプラットフォーム」の構築において、将来像を見据えつつ、自律運営の達成を目標としたモデルを検討。 <u>○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験における事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善</u> ・産業界・教育界などに対して、企業訪問、学校ガイダンス参加、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、ITパスポート試験を始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進。 ・試験勘定において、受験手数料収入全体で前年度比約3.9%増加し、57.8億円。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約5億円減少し、約0.6億円。持続的な試験運営のための財務の改善を達成。	<u>○受益者負担の拡充、自己収入策の検討</u> ・産業サイバーセキュリティセンターで実施されている各種プログラムの受講料、ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）における認証申請手数料、書籍販売収入等について、引き続き、経費を勘案し、適切な受益者負担を求め、前年度以上の自己収入を確保したことを高く評価。 ・経済産業省と連携を行いながら、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の構築において、自律運営の達成を目標としたモデルを検討したことを高く評価。 <u>○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験における事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善</u> ・産業界・教育界などに対して、積極的な広報活動を展開し、令和7年度（春期試験・秋期試験・CBT方式試験の合計）の応募者数は770,720人、前年度比103.9%（28,836人増）と2年連続の70万人超となり、過去21年間で最多。試験の活用の促進と持続的な運営のために収益を改善した点を高く評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①地域事業出資業務に係る関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○地域SCの今後の方向性の明確化を促すような取組になっているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 令和4年度決算額と比較した令和7年度末の関係会社（地域ソフトウェアセンター）株式評価差額金の増加（222百万円）及び受取配当金などの経常収益（26百万円）の合計248百万円（目標値比165%）。 [主な成果等] ○ <u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・地域ソフトウェアセンター（地域SC）の経営状況の把握（決算ヒアリングの実施、中間仮決算の作成・提出依頼、地元自治体との意見交換など）、経営改善を目的とした指導・助言、地域SC全国協議会及び実務担当者研修の開催支援、地域SC間の情報交換を促進。令和7年度においては、各地域SCの経営状況を頻繁に確認するとともに、数社の地域SCが共同で研修受講者を募集し、売り上げを伸ばすことに尽力。 ・関係会社株式評価差額金の増加（222百万円）及び受取配当金など経常収益の増加（26百万円）の合計は248百万円となり年度目標（50百万円）を達成し、この分繰越欠損金を減少（中計期間累計248百万円）。 ・熊本ソフトウェア（株）は昨年度赤字であったが、今年度は黒字回復した。	○ <u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・左記取組の結果、地域事業出資業務勘定の関係会社株式評価差額金の増加（222百万円）及び受取配当金などの経常収益（26百万円）の合計は248百万円となり、年度目標（50百万円）を達成（達成率165%）し、繰越欠損金を減少させたことを高く評価。		

4. その他参考情報

<会計検査院指摘を踏まえた取組>

令和4年度決算検査報告において、「地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていた」との記載があったことを受け、過小に表示されていた財務諸表の資本金の額を修正するため、引き続き主務省及び出資元である関係省庁との間で必要の調整を実施。

(予算と決算の差額分析)

○一般勘定（デジタル基盤業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	6,299	6,299	・受託収入の増加は、受託契約締結に伴う増によるもの
国庫補助金	—	—	・業務収入の増加は、プログラム譲渡債権回収額の増によるもの
受託収入	—	299	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
業務収入	2	31	
その他収入	—	80	
計	6,301	6,709	
支出			
業務経費	6,438	4,127	・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの
受託経費	—	299	
一般管理費	—	—	・受託経費の増加は、受託契約締結に伴う増によるもの
計	6,438	4,426	

○一般勘定（デジタル人材育成業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	578	578	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	0	
計	578	578	
支出			
業務経費	648	1,136	・業務経費の増加は、前年度から繰越した複数年度の収益化基準による業務費を執行したことによるもの
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	648	1,136	

○一般勘定（サイバーセキュリティ業務）(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	10, 489	10, 489	・国庫補助金収入の減少は、補助事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるもの ・受託収入の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるもの ・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	320	254	
受託収入	982	671	
業務収入	907	816	
その他収入	—	27	
計	12, 698	12, 258	
支出			
業務経費	12, 202	6, 276	・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの ・受託経費の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるもの
受託経費	982	671	
一般管理費	—	—	
計	13, 183	6, 947	

○一般勘定（債務保証業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	・業務収入の減少は、信用保証料の減によるもの ・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	1	0	
その他収入	9	11	
計	9	11	
支出			
業務経費	4	0	・業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるもの
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	4	0	

○一般勘定（法人共通業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	3, 274	3, 274	・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	5	
計	3, 274	3, 279	
支出			
業務経費	—	—	

受託経費	—	—	
一般管理費	3, 274	3, 320	
計	3, 274	3, 320	

○一般勘定（合計）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			・国庫補助金収入の減少は、補助事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるもの ・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
運営費交付金	20, 639	20, 639	
国庫補助金	320	254	
受託収入	982	970	
業務収入	910	848	
その他収入	9	124	
計	22, 860	22, 835	
支出			・業務経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったもの、及び債務保証業務にかかる経費の節減によるもの
業務経費	19, 291	11, 539	
受託経費	982	970	
一般管理費	3, 274	3, 320	
計	23, 546	15, 830	

○試験勘定（情報処理技術者試験業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	6, 362	6, 696	
その他収入	21	121	
計	6, 383	6, 818	
支出			・一般管理費の増加は、人件費の増によるもの
業務経費	5, 989	5, 870	
受託経費	—	—	
一般管理費	253	313	
計	6, 242	6, 182	

○先端半導体・人工知能関連技術勘定（先端半導体・人工知能関連技術業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			・その他収入の増加は、雑収入の受入が主なもの
運営費交付金	—	—	

国庫補助金	—	—	
政府出資金	100,000	100,000	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	72	
計	100,000	100,072	
支出			
業務経費	100,000	100,000	
受託経費	—	—	
一般管理費	—	—	
計	100,000	100,000	

○事業化勘定（戦略的ソフトウェア開発業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	—	—	
計	—	—	

○地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務）

(単位：百万円)

区別	予算	決算	主な増減要因
収入			
運営費交付金	—	—	
国庫補助金	—	—	
受託収入	—	—	
業務収入	—	—	
その他収入	5	5	
計	5	5	

(目的積立金等の状況)

○法人全体

(単位：百万円)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	698	6	2	—	—

目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	192	2,516	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		4,669	8,920	16,815	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		13,517	19,264	20,639	-	-
	うち年度末残高（b）	4,669	8,920	16,815	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		34.5%	46.3%	81.5%	-	-

○一般勘定

(単位：百万円)

		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		698	6	2	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	192	2,516	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		4,669	8,920	16,815	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		13,517	19,264	20,639	-	-
	うち年度末残高（b）	4,669	8,920	16,815	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		34.5%	46.3%	81.5%	-	-

○デジタル基盤業務経理

(単位：百万円)

		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		13	0	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-

積立金		-	24	85	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		3,192	3,279	5,484	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		5,592	3,280	6,299	-	-
	うち年度末残高（b）	3,192	3,279	5,484	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		57.1%	100.0%	87.1%	-	-

○デジタル人材業務経理

(単位：百万円)

	令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	3	8	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	76	2,281	1,808	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）	455	2,666	578	-	-
	うち年度末残高（b）	76	2,281	578	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）	16.8%	85.6%	100.0%	-	-

○サイバーセキュリティ業務経理

(単位：百万円)

	令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	670	2	0	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	86	2,212	-	-

	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		760	2,066	7,913	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		4,609	10,220	10,489	-	-
	うち年度末残高（b）	760	2,066	7,913	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		16.5%	20.2%	75.4%	-	-

○債務保証業務経理

(単位：百万円)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	-	-	-	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	6	15	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額（a）		-	-	-	-
	うち年度末残高（b）	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率（b÷a）		-	-	-	-

○法人共通業務経理

(単位：百万円)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	15	4	2	-	-
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	73	196	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-

運営費交付金債務		641	1, 295	1, 610	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		2, 861	3, 098	3, 274	-	-
	うち年度末残高 (b)	641	1, 295	1, 610	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		22. 4%	41. 8%	49. 2%	-	-

○試験勘定（情報処理技術者試験業務）

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		-	-	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		-	-	-	-	-

○先端半導体・人工知能関連技術勘定（先端半導体・人工知能関連技術業務）

(単位：百万円)

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-

当期の運営費交付金交付額 (a)		-	-	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		-	-	-	-	-

○事業化勘定（戦略的ソフトウェア開発業務） （単位：百万円）

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		-	-	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	-	-	-	-	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		-	-	-	-	-

○地域事業出資業務勘定（地域事業出資業務） （単位：百万円）

		令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		-	-	-	-	-
目的積立金		-	-	-	-	-
積立金		-	-	-	-	-
	うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等		-	-	-	-	-
運営費交付金債務		-	-	-	-	-
当期の運営費交付金交付額 (a)		-	-	-	-	-
	うち年度末残高 (b)	-	-	-	-	-

	当期運営費交付金残存率 (b÷a)	-	-	-	-	-
--	-------------------	---	---	---	---	---

Ⅳ その他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅳ	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	(経済産業省で記載)	関連する政策評価・行政事業レビューシート	(経済産業省で記載)

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

項目別調書No.Ⅳ（総合）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
		主たる業務実績等		主務大臣による評価
			自己評価	評価
	＜主な定量的指標＞ ①ウェブ媒体における記事掲載件数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① ウェブ媒体における記事掲載件数について、4,812件（目標値比192.5%）を達成。 [上記のほか、特に考慮すべき実績] ・インシデント対応、BCP、個人情報の取り扱い、ハラスメント対策について、研修を通じた役職員のリテラシー向上、ルール整備、各種委員会による管理など、ガバナンス維持・強化のための措置を着実に実施。 ・機構のセキュリティ対策として、政府統一基準群の改定に基づき、関係規程を改正。 ・急拡大する機構の姿およびその魅力や価値を再定義するためのリブランディング・プロジェクトを実施。 また、大阪・関西万博及びCEATEC2025への出展を通じて、近畿圏を含む全国への機構ブランド発信を実現。報道およびSNSの発信体制を強化することで、日常的な発信業務【プレスリリース、SNS】に加え、イベントにおけるメディア露出向上も達成。国民への情報発信の重要メディアであるウェブサイトのリニューアル及びアクセシビリティの改善も継続実施。 ・国際・産業調査部を新設し、国内外の産業調査分析、国際戦略推進体制を強化。欧州現地拠点を持つ機関との連携等、国内外有識者とのコネクションを	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：左記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることを評価。 ＜課題と対応＞ －	(経済産業省で記載)

	形成し、米州、欧州、アジア等のデジタル化、政策動向の1次情報収集力強化を実現。国内では2025年8月の「国内外デジタル化動向を踏まえたデジタルエコシステムのあり方に関する検討会」における議論の中間とりまとめを経済産業省・デジタル庁に共有し、政策検討に貢献。 ・日米独企業におけるDXの戦略、技術利活用、人材育成等の状況を取りまとめた「DX動向2025」や関連するディスカッションペーパー、またAIやデジタルエコシステム等の国内外における最新動向に係る情報を収集・分析し、発信。国内外最新動向については週次で共有し、情報の迅速な提供および戦略形成に貢献。 (詳細は、各調書の通り。)		
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○デジタルエコシステム創出に向けた機構の一体的な事業推進	○デジタルエコシステム創出に向けた機構の一体的な事業推進		
○デジタルエコシステムの創出に向けて、機構が一体的に各施策を進めているか。	・デジタルエコシステムの創出に向けて、第五期中期計画における機構の各事業を円滑かつ効率的・一体的に推進するため、執行役員制度の導入や、バックオフィス部門を統括する経営企画センターの新設など、組織体制の見直しを実施。	・左記の取組により、一体的な事業推進体制の構築と運用に取り組んだことを評価。		
○デジタルエコシステムの政策に対し専門チームを組成し、検討体制を確保できているか。	また、各種会議等を通じて、機構全体の業務運営等に関して部署横断的に議論・検討・情報共有を行うとともに、役員・幹部による集中レビューを実施することで、機構の重要な取組方針を反映させた戦略的な予算配分と業務執行を実現。			
	○デジタルエコシステム関連活動の推進	○デジタルエコシステム関連活動の推進		
	・経済産業省は、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組みに関して、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を進めることを目的とするウラノス・エコシステム・イニシアティブの推進を継続。	・経済産業省とともに、ウラノス・エコシステム・イニシアティブの推進を継続し、着実に進展していることを高く評価。		
	DADCは、アーキテクチャ設計や社会実装・普及支援を継続して実施しており、ユースケースごとに個別ガイドラインの整備が進むサプライチェーン領域において、データ連携に共通する業務・機能要件を整理した「データ連携の仕組みに関するガイドラインの手引き サプライチェーン共通編(1.0版)」を公開。ウラノス・エコシステムの中核組織として、特に、下記の点を重点項目として捉え、検討体制の構築と検討を継続。			
	―社会課題解決を目指し、誰もが参加可能かつトラストあるコミュニティの形成、人間の知恵を生かし、ソリューションを創出する場の構築・運営。			
	―マーケットプレイス、データ流通基盤、データモデル参照などのサービス環境の構築・運用、AI活用を図るサービスの試行・実行、ベストプラクティスの蓄積。			
	―サービス、データ連携基盤などが信頼できるものであることを証明するための認定・認証を行う仕組み・環境の整備。			
	―官民のニーズの把握、それに基づく国際戦略の立案・コミュニティへの共有、戦術としての仲間づくり・国際標準化などの実行。			
	・【再掲】国内におけるデータ連携の促進を目的として、デジタル庁及び経団連とともに「デジタルエコシステム官民協議会」の共同事務局を運営し、当	・【再掲】当該官民協議会の共同事務局の運営を通じ、データ連携促進における官民連携に向けた協議の開始及び運営体制の構築に貢献した点を高く評		

	該協議会の立ち上げ、関係者間の調整、議論の整理、会議運営等を実施。	価。	
--	-----------------------------------	----	--

[illegible]

	e-ラーニング形式（令和7年11月）にて実施。 ・BCP（新型インフルエンザなどに係る事業継続計画）見直しの一環として、リスク見直しや事業環境変化への対応を今後進めていくための調査（他組織のBCP調査、外部コンサルサービス調査等）を実施。また、災害発生時に機構職員の安否情報を把握するための安否確認システムを用いて、全役職員を対象とした応答テストを実施（令和8年1月）。 ○監事監査／内部監査 【監事監査】 ・監事監査について、令和7年度監事監査計画を策定、実施し、必要に応じて理事長へ報告。 ・役員会などにおける審議・報告に対し、監事からの確な助言を行うとともに、契約案件については、監事回付において関連書類などのチェックを行うことにより、適正性を確保。 ・内部統制システムの整備及び運用状況については、内部統制委員会・リスク管理委員会などへの出席や直接担当者に対するヒアリングなどによって確認。 ・役員会などにおける審議事項の明確化や予算設定の適正化などへの意見を通じて審議そのものの在り方などの整理に寄与。 ・令和7年度において、内部統制上の欠陥が指摘されるような重大な事案は発生していない。 【内部監査】 ・内部監査について、令和7年度内部監査計画を策定し、過年度指摘事項のフォローアップとともに実施。監査結果については、随時、理事長及び監事へ報告するとともに、個別部署への報告・改善指導などフィードバックを行うことで、業務の効率化、適正化を行うことを要請。	・左記のとおり、BCP見直しに係る調査の実施により、現状の課題や改善余地の明確化や外部サービス利用に関する情報収集等の成果が得られ、再構築に向けた作業方針を明確化することができた点を評価。また安否確認システムでのテストを通じて、組織全体としての管理体制を再構築するとともに機構職員の非常時対応に関する意識を醸成したことを評価。 ○監事監査／内部監査 ・監事監査及び内部監査の活動における業務の改善点の指摘を通じ、業務改善及び内部統制の充実・強化に寄与した。 具体的には、執行役員制度の導入と経営企画センターの新設などの組織再編や各種会議体などの審議プロセスの改革に対して、適切に助言するなど組織運営に貢献し、内部の意思決定プロセスや役員を巻き込んだPDCAサイクルの仕組みが適切に機能していることを評価。	
--	---	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ○機構における情報セキュリティを適正に確保しているか。	＜主要な業務実績＞ [主な成果等] ○機構における情報セキュリティの確保 ・「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検などの人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上を促進。（新任者向け情報セキュリティ教育、標的型攻撃メールに関する訓練、情報セキュリティ自己点検、情報セキュリティ確認テストなど） ・外部公開しているウェブサーバなどのシステムについて、脆弱性点検のためのプラットフォーム診断を実施。 ・NCOによる「脅威ハンティング」に関する実践的実習を通じて、インシデントレスポンスに関する対応能力を強化。 ・職員を対象に標的型攻撃メール訓練を実施。 ・SIEM（Security Information and Event Management）によるログ監視環境を継続的に実施。 ・執務用端末のセキュリティ監視を可能とするEDR（Endpoint Detection and Response）を運用。外部からの侵入の試みや機密情報の流出などについて、振る舞いを検知できる環境を整備。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定（令和7年度版）に基づき、機構の情報セキュリティ関係規程の改正を令和8年3月に完了。 ―「独立行政法人情報処理推進機構情報セキュリティ対策基準」（令和7年4月施行） ―運用規程（令和7年4月施行：8本） ―実施手順（令和7年4月施行：3本）	○機構における情報セキュリティの確保 ・左記の教育・研修の実施（内容・方法の更新を含む）を通じて、機構の情報セキュリティを維持・向上させ、職員の情報セキュリティの意識の醸成に寄与したことを評価。 ・IPA-DXを実現するため、クラウド・バイ・デフォルト原則に沿った積極的なクラウド活用、ゼロトラストセキュリティの教義を取り入れた新たなセキュリティ対策を情報システム基盤に導入し、継続的なセキュリティ対策を実施した点を評価。 ・政府統一基準群の令和7年度の一部改正に対応し、情報セキュリティの確保のための土台を整備したことを評価。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞			
＜その他の指標＞	〔主な成果等〕			
＜評価の視点＞	○海外情報の収集（戦略調査分析）	○海外情報の収集（戦略調査分析）		
○デジタル分野における最新動向に係る調査分析を行い、情報発信、政策提言、機構の経営・事業戦略への企画立案に貢献しているか。	・欧州（欧州委員会、英国などを含む）、アジア、国内のデジタル化、デジタル政策最新動向の定期情報収集・定期報告（月1単位）。米国に関しては、NY共同事務所と連携。欧州に関しては、ブラッセル事務所を持つ機関との連携による情報収集を強化。 ・月1単位定期報告に加え、機構の事業に関連する海外動向を幹部連絡会に報告。調査結果を基にしたJUASアカデミー講演は184名聴講。 ・データ戦略/デジタル関連規制、AI、デジタルエコシステム事例やカンファレンスにおける情報収集分析（102事例）。 ・デジタル動向マップの整備、機構SNSによる定期情報発信。 ・欧米・アジア海外機関70機関からの海外現地1次情報の収集・意見交換の実施。	・欧米、アジアのほか国内における動向を調査対象に加え、デジタル施策に係る取組進捗や傾向などの比較を可能とした点、また積極的に海外有識者との接点を作り、意見交換や後述の検討会への招聘に繋げた点を評価。さらに、情報提供頻度を週次化し、動きが速いデジタル動向・政策動向を幹部へ迅速に提供、また機構の事業との関連性を明示化することで機構の事業戦略への企画立案への貢献度を高めた点を高く評価。 ・左記情報が機構内関連部署での施策実施における意思決定や、外部講演におけるソースとして活用されるだけでなく、AI分野の最新の海外政策動向に関する情報は、AISIへ情報提供し、外部向けに提供するに至っている点を評価。 ・欧米・アジアの海外現地機関との意見交換は、機構の事業への理解促進、ネットワーク強化による海外現地1次情報収集に貢献した点を評価。		
	○デジタルエコシステムに係る有識者検討会の設置・開催等	○デジタルエコシステムに係る有識者検討会の設置・開催		
	・本検討会は、産学の有識者、経済産業省・デジタル庁をオブザーバーとして第五期中期計画に掲げられたデジタルエコシステム創出の課題、施策などの議論の場を提供。令和7年度8月には中間とりまとめを行い、関係省庁に結果を共有。 ・検討会は令和7年8月（中間とりまとめ）、令和8年3月はフェーズ2として、AI・デジタルエコシステム検討会を開催。機構ウェブサイト上に概要を公開。 ・国内デジタル政策推進機関であるデジタル庁、欧州におけるエネルギー分野のAI・デジタルエコシステムをけん引する中核機関であるアーヘン工科大学から有識者を招聘。 ・本検討会と並行してAI共生型社会実現促進に係るにオンラインワークショップを3回開催し、主要分野におけるAI活用とガバナンスの重要性を情報発信。	・国内外のデジタル産業・政策に関する最新の知見・動向を継続的に収集・分析・提供しつつ年間を通じて開催することにより、産学官の議論を深化させた点、また海外有識者を含めたネットワーク形成にも寄与した点を評価。 ・検討会における中間取り纏めを含めた議論結果は経済産業省、デジタル庁等関係省庁に共有し、政策検討に貢献している点を評価。さらに、検討会第2期として、AIを軸としたデジタルエコシステム創出に向けた検討の場へ深化させた点も評価。		
	○重点事項の定点モニタリング（定点調査機能）	○重点事項の定点モニタリング（定点調査機能）		
	・企業DX動向に関し、DX白書調査を継承したモニタリング調査を（実査含め）実施。モニタリング結果は、「DX動向2025」として令和7年6月に公表。公表時のプレスリリースを取り上げたWebメディアは18件。アクセス数（令和7年6月26日～令和8年3月31日）は、Webページ 閲覧数78,346件、DL数は本文・	・重点施策の一つであるDX推進状況の定点モニタリング調査を実施。企業DXの進展や課題を定量的に可視化し、検討材料として情報収集ができた点を評価。 ・DX動向2025が閲覧・DLされ、また各種資料・メディアなどで引用されることで、国内全体におけるDXの推進に貢献したことを評価。		

	データ編と併せ105,324件。 ・「DX動向2025説明会」ウェビナーを令和7年7月30日に開催。DX動向の解説、有識者によるディスカッションパネルを開催。申込者950人、当日参加者698名。参加者アンケートの満足度（「とても満足」「やや満足」の合計93%。 ・プレスリリースを除くWebでの内容紹介や引用は動画を含めて24件。 ○調査分析基盤整備、情報発信（外部ネットワーク形成、情報発信等） ・調査分析ディスカッションペーパー（DP）を発行（2本）し、関係するDPについては経済産業省などと情報共有。Webページ合計閲覧数25,737件、DL数は合計12,970件。 ―DX動向2025 - 成長のためのDXに求められる取組（令和7年7月） ―DX動向2025 - AI時代のデジタル人材育成（令和7年10月） ・外部講演（5件）、計185名程度の聴講。 ・外部検討会への参画（JEITA、JISA、SAJ等）業界団体等の会議13回程度）。 ○定点調査の対象拡大による分析内容の深化 ・日米独3か国の企業を調査対象とした実査を行い、日本1,533社、米国509社、ドイツ537社からの回答を得た。日本企業の過去のデータとの経年比較に加えて日米独の結果を比較することで日本のDXの課題を含む特徴を明確化。調査結果は、国内講演、欧州・アジア（欧州委員会、ERIA等との）のデジタル政策機関意見交換に活用。	・「DX動向2025説明会」ウェビナーを開催し、調査結果の主旨を解説するとともに、外部有識者によるパネルディスカッションで様々な視点による調査結果の解釈を伝えることにより、日本のDXの推進に貢献したことを評価。 ・経済産業省のDX施策のWebページに過去の調査結果（DX白書2021～DX動向2024）のリンク記載の他、多数のWebで紹介や内容が引用されており、経年変化を把握できる信頼性の高い定点調査として位置づけられ、政府および民間企業から大いに利活用されていることを評価。 ○調査分析基盤整備、情報発信（外部ネットワーク形成、情報発信等） ・調査分析ディスカッションペーパー（DP）を通じたDX動向2025調査結果の一般向け周知や、DP作成を通じた分析結果を今後の調査設計に活用することで調査の質向上に寄与できることを評価。 ・国内外の講演・意見交換などを通じて機構のプレゼンス向上、内外のネットワーク形成に貢献したことを評価。 ・調査分析活動、有識者検討会、ワークショップの開催により外部有識者ネットワークを強化したことを評価。 ・業界団体主催の会議に参加により産業の活動に公的機関として貢献したことを評価。 ○定点調査の対象拡大による分析内容の深化 ・DXが最も進んでいると思われる米国と、日本と比較的産業構造に近いドイツの調査結果とを比較することで日本企業のDXの取組内容や成果等に関する課題が明確になったことを評価。海外とのデジタル政策に関する議論においても日本の実態・分析結果を示すことで、より深度の高い議論に寄与。	
--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価	
＜主な定量的指標＞ ①ウェブ媒体における記事掲載件数	＜主要な業務実績＞ [定量的指標に係る実績] ① 4,812件（目標値比192.5%）			
＜その他の指標＞	[主な成果等] ○リブランディングの実施および機構の魅力や価値の内外への発信	○リブランディングの実施および機構の魅力や価値の内外への発信		
＜評価の視点＞ ○機構のブランド価値向上及び事業の周知・認知度向上が訴求できているか。	・業務の追加や人員の増加など、機構が急激な変化を遂げている現状を踏まえ、リブランディング・プロジェクトを立ち上げ、実体に即した機構ブランド（機構の魅力と価値）の再定義を実施。 新たな姿を体現するためのロゴや英語名称、名刺やパワーポイントテンプレートなどのビジュアルイメージの刷新も実施。令和8年度から外部に向けた積極的な発信を実施予定。 ・機構のブランド価値向上及び事業内容の周知を目的に、8月に関西・大阪万博（主催者：日本国際博覧会協会）、10月にはCEATEC2025〔主催者：（一社）電子情報技術産業協会）〕にそれぞれ出展。 ・関西・大阪万博では、「2050年の学校と祭り」をコンセプトに、未来社会の姿を最も解像度高く描ける組織としての機構をアピールすることを目的とし、未来の学校をVR（仮想現実）で体験できる没入型の展示施設を提供。 また、周囲には未来の緑日を模した出し物を配置し、未来の生活を支える機構の活動（ウラノス・エコシステム、デジタルライフライン、未踏事業など）のアピールを行った。 来場者は4日間計で67,430名、メディア露出においてもテレビ 7件、新聞14件、Web記事 197件を獲得し、これまでアクセスが難しかった近畿圏を起点に、全国に向けての発信をすることができた。 ・CEATEC2025では、来場者はビジネス層が主であることから、事業紹介の要素を強化しパネル展示や機構を紹介する「かわら版」の配布を実施。加えて、国際会議場でのデジタル・エコシステムの未来像を語るセッションおよび展示会場内のステージを一日貸切っての事業紹介セッションを実施。 延べ809名に聴講いただくなど、機構の事業理解の場とすることができた。また、メディア露出においては、テレビ 2件、新聞 2件、Web記事 63件（海外メディア2件含む）を獲得。海外メディアへは初めての露出となった。 来場者への機構認知度調査では「もっと知りたい」「働きたい」「ビジネスをしたい」と97%が回答するなど、機構の取組への興味・理解・関心の促進に貢献。	・リブランディング・プロジェクトの立ち上げにより、事業拡大の実態に合わせた機構の魅力や価値を再定義し、大阪・関西万博や、CEATEC2025等を通じて、後述のように機構外に広く発信できたこと高く評価。 ・関西・大阪万博では、計67,000人以上の来場を得ると共にメディアにも数多く取り上げられ、首都圏の枠を越えて全国に機構の描く未来像と各事業をアピールできたことを高く評価。 ・CEATEC2025では、ビジネス層の来場者を中心に、展示やセッションを通じて機構の事業紹介を実施。海外メディアを含むメディア露出を獲得し、かつ、認知度調査において好意的評価を97%獲得するなど、認知度向上を達成できたことを高く評価。		

	・報道関係者向けの発信を強化。 具体的にはプレスリリース発信（45件、前年度比1.9倍）、記者個別説明会、イベント連携PR等により、媒体への掲載が4,812件（目標値比192.5%）と増加。取材・照会数増加を受けてマニュアルの整備を実施、対応の効率化および質の向上を確保。 大阪・関西万博やCEATECのイベントでは、事前にメディア対応プランを企画し精力的な呼びかけを行ったことで、広告換算額1.64億円を達成。 ・5種類のメールニュース（公募、入札、セキュリティ対策、イベント・セミナー、情報処理技術者試験）においてタイムリーな情報発信を行ったことに加え、SNSではX、Facebook、YouTubeを通じてプレスリリース、イベント情報、お知らせ、コンテンツをタイムリーに発信。Xで8,506件、Facebookで180件、YouTubeで2,018件の新規登録者数を獲得。 加えて、SNS投稿管理体制の見直しとツールの整備（kintone導入）を通じて、ガバナンス強化と運用効率化を実施。Xで表示回数が多かった投稿は以下。 —令和8年2月24日「令和8年度応用情報技術者試験、高度試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施予定を公表」：インプレッション数3,029,394回。 —令和8年1月29日「情報セキュリティ10大脅威2026を発表」：インプレッション数151,610回 —令和7年5月29日「2024年度『未踏IT人材発掘・育成事業』のスーパークリエイター19名を公表」：インプレッション数175,364回 ・機構内での組織のビジョン・戦略の共有や職員エンゲージメント（一体感）醸成の取組として、年度初めの令和7年4月に機構内「キックオフ」イベントを実施し、役職員434名が参加。イベント内容についてのアンケートでは満足度4.57（5点満点）を獲得、「方向性が理解できた」「他部署も含めた機構の全体像を理解できる」「モチベーションが上がるイベント」との声が多数。 ・職員によるリアルタイムでの情報発信・共有を可能にするための機構内SNS基盤を運営。 年間を通じて月間ログインユーザー数平均680、80%前後のログイン率を記録し、機構内のエンゲージメント向上のための環境を整備した。 年間の総投稿数764本、延べコメント数（スタンプ含む）242と安定した利用実績に至っており、内部コミュニケーションのためのインフラとして、価値提供を継続。 ・広報活動の見える化を目的とした、機構内向けの広報ダッシュボードを作成、展開及び継続的な機能追加を実施。 ウェブサイトの来訪者数、SNSにおける投稿毎の反応、プレスリリース件数、参照したメディア等の一覧を可能に。 ○公式ウェブサイトの機能向上 ・長期的な更なるウェブサイトの改善・改革を目指し、次の活動を実施：	・報道関係者向けの発信を強化したことで、プレスリリース発信件数の増加（前年度比1.9倍）及びウェブ記事掲載件数の増加（目標値比192.5%）を達成したことを高く評価。 ○公式ウェブサイトの機能向上 ・アクセシビリティ順守に向けたガイドラインの整備、及びウェブサイト品質
--	--	---

	ーアクセシビリティ及びウェブサイト品質を維持向上するための専門知識を持った人員1名を採用し、他職員及びウェブサイト運用に関わる派遣職員へのナレッジの共有及び、アクセシビリティとウェブサイト運用に関するガイドラインの整備を実施。 ーリブランドによる新しいデザインポリシーの反映及び現サイトでのナビゲーションなどの課題を解決するために、令和8年3月よりウェブサイトリニューアルの取組を開始。 ーリブランド後の機構の姿を発信する新たなメディアとしてのオウンドメディアの新規構築、及び採用サイトの刷新の2つを令和8年度に実施するための調達を完了。 ・ウェブサイトのアクセシビリティの改善を行うために、ウェブサイトにおけるアクセシビリティの順守状況の調査(PC/スマホ各9,000ページ以上)を令和7年3月より開始。 機械検査による指摘件数116,562件(PC:58,917件、スマホ:57,645件)、無作為に抽出した150ページを対象に目視による検査により5,777件指摘を受ける。指摘内容を精査し、原課で対応できる項目については対応期限を令和8年度末とし令和8年3月に原課に配布し、原課毎の対応計画を令和8年4月末までに提出するよう依頼。 また、アクセシビリティ順守に向けたガイドラインを、職員向けと委託事業者向けに分けて改訂し、令和7年度末に公開。	向上に向けてのサイトリニューアルやオウンドメディア、採用サイト構築に向けての動きを着実に進めている点を高く評価。	
--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
<u>I-1-(1)-①</u>	Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進 ・サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現する S o c i e t y 5. 0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化 ・ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計 ・設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進 ・上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を推進 ・国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備 ・第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはS o c i e t y 5. 0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進 ①サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合を可能とし、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現する S o c i e t y 5. 0について、エコシステム、ビジネスモデル及びユースケースの観点も含めてビジョンを具体化する。 ②ビジョンを実現するために必要なソフト・ハード・ルール・組織について、安全性・信頼性、経済性・インセンティブ及び技術・人材の観点も含めてアーキテクチャを設計する。 ③設計したアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェアの提供も含めて、その社会実装・普及を推進する。 ④上記のアーキテクチャ設計とも連動しつつ、公共・準公共分野におけるデータ標準の作成等を推進する。 ⑤国内外の産学官の幅広い関係者を巻き込みながら、ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及を実現するために必要な強いリーダーシップや高度な専門性を有する人材に関する体制を整備する。 ⑥第五期中期目標期間内に社会がその効果を実感できる成功事例を生み出すために、まずはS o c i e t y 5. 0のうち5領域でビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進が実現することに注力する。	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進 【令和7年度における重要な取組】 ①我が国の社会課題の解決や産業競争力を高めるため、政府や産業界からの要請・ニーズやこれまでの活動の成果を踏まえ、設計したアーキテクチャの社会実装に係る支援として、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベスト、サプライチェーンにおけるデータ連携の蓄電池に次ぐ領域としてC h e m i c a l a n d C i r c u l a r M a n a g e m e n t P l a t f o r m (CMP) の検討に重点的に取り組む。 - また、経済産業省と連携して、ウラノス・エコシステムを活動の中核に位置付け、海外データスペース等との相互接続を含むグローバル戦略の強化を検討する。 - さらに、効果的なアーキテクチャ設計や高度人材の育成を目的として、専門性の高い外部機関との連携を通じ、引き続きアーキテクチャ設計に関する方法論の確立や設計・社会実装支援の場を提供する。 ②政府のA I戦略やデータ戦略の方針を踏まえ、引き続きデータの整備、流通、利活用に関する基盤の整備、ソフトウェアエンジニアリングの高度化を行うとともに、特にA I利活用や安全性確保の取組を強化する。 - また、政府のD X推進方針を踏まえ、D Xの普及啓発を実施する。そして、デジタルの「2025年の崖」の先の中長期戦略を経済産業省とともに策定・推進する。 - さらに、「スタートアップ育成5か年計画」の方針及び目標の達成のため、引き続き未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向けた取組を行う (1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進 ①人流・物流に関する5領域における社会実装に向けた成果物としてのアーキテクチャ記述、技術仕様等の整備及びその社会実装を促進するための基盤整備及び普及活動を実施する。(略) ②組織、人材及びシステムのエコシステム形成を促進するため、場や方法論等の提供を通じ、コミュニティ等による検討の推進を支援する。また、海外データスペース等との相互運用性確保、

			技術仕様、OSS等の情報発信等に取り組む。また、経済産業省と連携し、公益デジタルプラットフォーム事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用を実施する。 ③社会・産業システムに係るアーキテクチャ設計の取組を加速・高度化し、産学官におけるネットワーク構築によりその取組の効用を高めていくため、外部機関等とも連携しつつ、各領域に共通して求められる安全性・信頼性設計の観点、関連法規及びガバナンス等の観点並びにアーキテクティング手法の観点からの調査研究を通じ、高度アーキテクチャ設計人材の輩出とアーキテクチャ設計ツールの開発の在り方を含めたアーキテクティング方法論の深化を図るとともに、これらの取組への適用及びフィードバックを行う。 ④相互運用性の高いデジタル社会を実現するため、社会の基盤となるデータ標準の策定及びデータ連携の取組を実施するとともに体制を整備する。 ⑤共通プラットフォームとしての水道情報活用システムの利用を促進するため、ガイドブックや事例集等を用いて普及展開を行うとともに、参画企業を増やすための取組として技術的観点からの企画、助言等を行う。
<u>I-1-(1)-②</u>	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進	(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進 ⑥デジタル社会の基盤となるソフトウェアがもたらす価値を最大化し、産業競争力の強化と社会の持続的発展を実現すべく、アジリティの高いソフトウェア開発に関する普及啓発活動を行うとともに、モデリングやオープンソース、Cloud-Edge-IoT等の活用を促進する。 ⑦我が国の基幹産業を支えるソフトウェア産業・技術の国内外の動向等を調査する。 ⑧データスペースの推進に向けた取組としてプラットフォームの構築等を行うとともに、ガイドの作成・普及を実施する。また、データ標準のための語彙体系の改修を進め、機構が保有するデジタルコンテンツの蓄積及び永続的管理のためのコンテンツの知識化を実現する。

<u>I-1-(2)</u>	(2) 安全、安心で信頼できるA I の普及に向けたA I S I 業務の遂行 ・内閣府をはじめとする関係府省庁、関係機関と協力し、A I S I の設立・運営、A I の安全性評価に係る調査・基準等の検討、安全性評価の実施手法に関する検討、他国の関係機関との国際連携（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）の推進等の業務を遂行	(2) 安全、安心で信頼できるA I の普及に向けたA I S I 業務の遂行 内閣府をはじめとする関係府省庁、関係機関と協力し、A I S I の設立・運営、A I の安全性評価に係る調査・基準等の検討、安全性評価の実施手法に関する検討、他国の関係機関との国際連携（我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む）の推進等の業務を遂行する。	(2) 安全、安心で信頼できるA I の普及に向けたA I S I 業務の遂行 信頼できるA I の開発、提供、利用を推進していくために、安全性評価に係る調査及び基準の作成等を行うとともに、技術、企画、ガイダンス、技術に関するガバナンスを確保するためのツールやテスト環境の検討を行う。 A I の安全性に関する海外機関との調整、情報交換を行う。また、産学と連携し、セミナー、教材提供などを通じて国内への普及啓発活動を行う。
<u>I-1-(3-1)</u>	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ・デジタル技術の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出した人材の発掘・育成及び突出した人材が持つイノベーティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材を育成	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ①我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出したデジタル人材が持つ高度かつイノベーティブな技術シードを更に磨き上げ、産業界をけん引し、また強力にリードしていくような新たな社会価値創出やビジネスを目指す人材を発掘・育成する。また、デジタル技術の活用によるイノベーションの創出を行うことのできる独創的なアイデアと技術等を有する突出したデジタル人材及び技術（A I ・量子コンピューティング等）の開発者・使い手を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで発掘・育成する。こうした未踏事業の運営に当たっては、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月）」において育成規模を大規模に拡大していくこととされたことを踏まえて、人材の発掘・育成規模の拡大及びそれを支える組織体制の強化等を実施する。	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 (3-1) 突出した人材の発掘・育成と社会価値創出の促進 ①ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデアや技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。 ②革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏アドバンスト事業」を実施する。また、令和7年度から2期制を導入し、円滑に業務を遂行する。 ③次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏ターゲット事業」を実施する。 ④未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向け、今後のプロモーション活動の施策や戦略的な広報体制の構築を検討、実施する。また、規模拡大に向けた体制強化等を検討、実施する。

			⑤未踏事業の目的が損なわれない自己収入策を実施する。
<u>I-1-(3-2)</u>	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ・突出した人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ②突出した人材が相互に、また産業界とのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、突出した人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。	(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 (3-2) 突出した人材の人的ネットワーク活性化促進 外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業成果等のウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。また、各地域で活躍する未踏事業修了生等に活躍の機会増加及び連携が出来るよう施策を検討、実施する。
<u>I-1-(4)</u>	(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ・民間におけるデジタル技術を活用したD Xの促進を通じた競争力の強化に向けて、D X認定・D X銘柄等の効率化・整理、主体的な実施・運営を通じた企業のD Xの促進及び情報の集約・政策へ反映 ・D X認定制度の認定件数を拡大 ・効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データによる情報提供等を通じた申請を促進	(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ①民間におけるデジタル技術を活用したD Xの促進を通じた競争力の強化に向けて、経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（D X認定制度）の認定に関する事務を着実にを行い認定件数を拡大するとともに、D Xに取り組む企業をデジタルトランスフォーメーション銘柄（D X銘柄）として選定することなど制度を通じて企業のD Xの促進及び情報の集約・政策へ反映する。また、これらの事務について、効率化・整理、主体的な実施・運営に取り組む。 ②効率的な審査フローの整備、集積した認定事業者データによる情報提供等を通じた申請を促進するとともに、経済産業省が策定した「D X推進指標」の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。	(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進 ①D X認定制度について、審査業務のほか、申請受付や問合せ対応等の制度運営に係る事務においても、システムの運用等を含め、着実に実施するとともに、認定件数の拡大に対応できる審査の枠組みについて、改善の取組を行う。 ②D X銘柄の選定に係る事務を実施するほか、発表会の運営等を行う。 ③D X推進指標の運用を行い、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。併せて、他の施策との連携のほか、先行企業の事例公開等による普及活動を実施する。

<u>I-1-(5)</u>		（５）地域コミュニティ支援による全国大のＤＸ推進 ①日本全国に渡り、サイバーセキュリティを確保した上でＤＸを面として実現していくため、コミュニティの形成を支援し、ネットワーク化を促進する。また、地域横断での共通的課題に対する協働を促進する。 ②各地域のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するＤＸやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報を一体的に提供する。また、機構事業に対する地域からの積極的参加を呼びかける。 ③各地域におけるＤＸによる課題解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報を収集整理し、各地域のコミュニティや中核組織に対し発信するとともに、意見を交換する双方向コミュニケーションを促進する。	（５）地域コミュニティ支援による全国大のＤＸ推進 ①日本全国に亘ってサイバーセキュリティを確保した上でＤＸを面として実現していくため、「地域ＤＸ推進ラボ・地方版ＩｏＴ推進ラボ」のネットワークも活かしながら、人材育成の視点も加え、地域横断での共通的課題に対する協働等を促進するための方策を検討し、必要な支援を実施していく。 ②各地域における「地域ＤＸ推進ラボ・地方版ＩｏＴ推進ラボ」等のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するＤＸやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報の一体的提供や、機構事業に対する参加呼びかけを行うとともに、各地域の共通課題等に係る情報収集を行う。
<u>I-1-(6)</u>	（５）次世代半導体の量産等に向けた金融支援 ・経済産業省と連携し、次世代半導体の量産等に向けた出資や債務保証等といった金融支援業務を適切に実施する。	（６）次世代半導体の量産等に向けた金融支援 経済産業省と連携し、次世代半導体の生産を安定的に行うために必要な取組等に対して、資金・現物出資、劣後融資、劣後債の引受け、社債の引受け・資金の借入れに係る債務保証、利子補給金の支給といった金融支援業務を遂行する。	（６）次世代半導体の量産等に向けた金融支援 機構業務として新たに出資や債務保証等といった金融支援業務が追加されたことを踏まえ、経済産業省と連携し、金融分野の専門家を含む体制や出資等業務基準等の関係規程を整備した上で、選定事業者に対する円滑かつ適切な金融支援の実行、適切なモニタリングの実施等を行う。

<u>I-2-(1)</u>	2. デジタルトランスフォーメーション（D X）を担うデジタル人材の育成推進 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ・デジタルスキル標準等の普及・活用促進に向けた事例収集・情報発信や継続的な見直しの実施、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」運用を支援	2. デジタルトランスフォーメーション（D X）を担うデジタル人材の育成推進 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ①デジタル社会への変革に向け、求められる人材や喫緊の課題等の「見える化」を図るために、デジタル人材・組織の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行い、必要に応じてその結果を踏まえたガイドラインを作成する。 ②デジタルスキル標準等について継続的な見直しや事例収集を行い順次発信すると共に、関係省庁や関係機関等と連携しこれらの利用促進を図る。 ③これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「R e スキル講座」）の運用支援を行う。	2. デジタルトランスフォーメーション（D X）を担うデジタル人材の育成推進 【令和7年度における重要な取組】 デジタル人材育成のエコシステム実現に向けて、D Xの推進やデジタル技術の発展に伴い求められる人材像・スキルの変化の観点からデジタルスキル標準（D S S）の見直しを行うとともに、スキルの可視化を通じた学習ポータル「マナビD X」の機能改善を図る。さらに情報処理技術者試験の運営改善や制度改革に係る検討を進めるとともに、D S Sをベースとしたアセスメントや学習リコメンドなどにより個人・組織のスキル向上を目指した「デジタル人材育成・D X推進プラットフォーム（仮称）」の構築を推進する。 （1）デジタルスキル標準の整備・情報発信 ①個人・組織のスキル情報を蓄積・可視化する情報基盤を構築、デジタル技術の継続的な学びを実現し、スキルが共通言語として広く労働市場で活用され、自律的なキャリア形成が図られるデジタル人材エコシステムの中核をなすプラットフォームの構築に着手する。 ②企業・組織がスキルベースで人材戦略を策定することを推進するために、デジタルスキルの最新動向を把握した上でD S Sの継続的な見直しや事例収集を迅速に行い、関係省庁や関係機関等と連携し、優先度を見極めて戦略的な利用促進を図る。 ③経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「R e スキル講座」）の拡充のための施策の企画及び運用に対する支援を行う。
<u>I-2-(2)</u>	（2）デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進 ・デジタル人材育成に資する民間事業者や大学等が提供する教育コンテンツの一元的な提示、I P Aが発行する個人I Dに紐づくデジタルスキル等の基盤整備、人材育成コンテンツの充実やデジタルスキル標準との紐づけの審査を実施	（2）デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進 ①民間事業者や大学等が提供するデジタル人材育成に資する教育コンテンツを一元的に提示する「マナビD X」の改善、着実な運営及び関係省庁や関係機関等と連携した利用促進活動、並びに機構が発行する個人I Dに紐づくデジタルスキル等の基盤（デジタル人材育成プラットフォーム）整備や人材育成コンテンツの充実を通じ、ビジネスパーソンのデジタルリテラシーの向上及びデジタル推進人材の育成・確保を推進する。また、「マナビD X」においてスキル標準の紐づけ等に係る講座の審査を行う。	（2）デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進 学習ポータル「マナビD X」について、講座検索機能の改善をはじめとするユーザ目線に立った改修を令和7年度上期に実施し、運営を着実に実施するとともに、利用者が「マナビD X」を活用することで自律的な学びを継続させていくために必要な機能・サービス・人材育成コンテンツを検討し、「デジタル人材育成・D X推進プラットフォーム（仮称）」との連携を図る。

I-2-(3-1) (3-2)	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施、並びに、情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）を実施 ・情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数の増加や利活用の拡大に向けた取組を実施	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ①情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、デジタル化の進展やＩＴをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるＩＴリテラシー、デジタル人材のさらなる需要拡大を踏まえて、着実に実施するとともに、合格証書等のデジタル化や高度試験等の見直しについて検討を行う。また、大学、高等専門学校、高等学校などに対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。 ②情報処理安全確保支援士に係る登録（更新を含む）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む）の事務を着実に実施する。	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 (3－1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等 ①令和7年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験（４月）、秋期試験（１０月）並びにＣＢＴ方式によるｉパス（ＩＴパスポート試験）、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験（いずれも随時）について、着実に実施する。その際、デジタル化の進展やＩＴをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるリテラシーなどを踏まえて、試験問題を作成する。また、経済産業省と連携して、情報処理技術者試験の抜本的な制度見直しやＣＢＴ化などについて具体化を検討する。 ②産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する試験の周知・促進を図るなど、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。また、若年層へのデジタル技術・リテラシーの理解度を測る仕組みの構築に着手するとともに、周知を図る。 (3－2) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進 ①情報処理安全確保支援士に係る登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習（特定講習）に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。また、サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会等の議論を踏まえ、講習制度の見直しを進める。 ②登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、ポータルサイトやホームページでの情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。また、サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会等の議論を踏まえ、講習制度の見直しについての周知を進める。
I-2-(3-3)	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ③国際的なデジタル人材の育成と活躍促進に資するべく、情報処理技術者試験についてのアジア各国との相互認証とアジア共通統一試験の実施及び普及を促進する。	(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 (3－3) 情報処理技術者試験のアジア展開 情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及びその相互認証に基づくアジア共通統一試験（ＩＴＰＥＣ試験）については、国際的にデジタル人材の拡充策の重要性が増す中、着実に実施する。

I-3-(1-1)	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 (1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 ・サイバー空間の脅威情勢の把握と、重大なサイバー攻撃等の未然防止・被害拡大防止に資する情報集約、安心相談窓口の運営、分析・脅威評価、情報共有体制の構築、初動対応支援 ・内閣総理大臣からの委託に基づく情報（サイバー対処能力強化法に基づく基幹インフラ事業者等による届出又は報告に係る情報等）の整理分析及びサイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知等	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 (1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ①我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 a. 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。 b. 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。 c. サイバー対処能力強化法に基づく内閣総理大臣からの委託により、同法に基づく基幹インフラ事業者等による届出又は報告に係る情報等の整理分析を行うとともに、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知等を行う。	3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保 【令和7年度における重要な取組】 ①我が国の国民、産業界及び政府機関等のニーズに即応できるよう、令和7年度においては、サイバー状況把握及び事案対処能力の強化、設計段階から脆弱性を低減させるためのセキュリティバイデザイン実現のためのセキュリティ・アーキテクチャの強化、及び「誰も取り残さないサイバーセキュリティ」の実現を目指し一般ユーザ・中小企業への対策支援の強化を行う。 ②重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（以下、「サイバー対処能力強化法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「サイバー対処能力強化法整備法」という。）に基づき機構に追加されることとなる業務の実施に向けた準備等を着実に行う。 ③実践的な演習を提供することで社会インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ人材の育成を行い、海外機関との連携強化を図るとともに、特に、海事、半導体産業分野への人材育成プログラムのプロモーション活動・情報発信を行い、受講者拡大につなげる。 (1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 (1-1) 我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応 ①深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価し、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。（略） ②国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。（略） ③サイバー対処能力強化法及びサイバー対処能力強化法整備法の施行を見据え、国家サイバー統括室と連携し、基幹インフラ事業者等による届出又は報告に係る情報等の整理分析及びサイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知業務等の実施に向けた準備を行う。
-----------	--	---	--

<u>I-3-(1-2)</u>	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ②経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 ・重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明機能 ・重要インフラ等の制御システムのリスクアセスメント支援 ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保の状況の調査 ・重要サプライチェーンを担う中小企業のセキュリティ対策 等	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ②経済安保上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 a. 高圧ガス保安法等の改正による業務追加をはじめとする重要インフラの保安に係るインシデント発生時におけるサイバーセキュリティの観点からの原因究明調査について、体制を確立し着実に運用するとともに、そこから得られる知見の産業界への共有を図る。 b. 社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、サイバーセキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。 c. 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。 d. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査を行うことで、サイバーセキュリティ戦略本部が行う重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成に協力する。 e. 重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、サイバー対処能力強化法の趣旨も踏まえつつ、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化する。	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 (1－2) 経済安全保障上の重要分野（重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン）のサイバーレジリエンス向上支援 ①経済安全保障上の重要分野に関連する各組織からの懸案について、要請に基づいて原因究明調査を行う。（略） ②制御システムの安全性・信頼性確保に向けた取組を行う。（略） ③サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査を行う。 ④重要サプライチェーン（サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン）を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、サイバー対処能力強化法の趣旨も踏まえつつ、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化するとともに、「サプライチェーンセキュリティ対策評価制度（仮称）」の制度設計を行う。
<u>I-3-(1-3)</u>	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ③政府機関等のセキュリティ対策の支援 ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく独立行政法人等の情報システムの監視 ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく独立行政法人等の情報セキュリティの監査 ・政府機関からの委託による政府プロジェクトの情報セキュリティの監査 ・政府情報システムの調達に係るセキュリティ評価制度（ISM A P）や政府調達におけるIT機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ③政府機関等のセキュリティ対策の支援 a. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。 b. サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。 c. デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。 d. 制度所管官庁からの指示等に基づき、クラウドサービスの安全性評価に係るISM A P制度の運営・審査業務、情報発信を遅滞なく着実に実施するとともに、クラウドサービスを取り巻く最新の技術・海外動向、要望把握を継続的に行い、制度運営や	(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 (1－3) 政府機関等のセキュリティ対策の支援 ①サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報システムの監視を実施する。 ②サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。 ③デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。 ④クラウドサービスの安全性評価に係るISM A P制度（ISM A P－L I Uを含む）の運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、クラウドサービスの安全性評価の枠組みや管理基準等について、最新の

		審査効率化等の改善を制度所管官庁とともに行う。 e. 政府調達における I T 機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、必要な情報提供等の取組を行う。	技術的動向や海外動向の調査を行う。さらに、制度所管省庁とともに、制度運営や審査効率化等の改善についての検討を行う。 ⑤政府調達における「I T 製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法を促すために、最新の状況に合わせた「I T 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（調達要件リスト）」の改訂を実施・公開し、必要な情報提供等を行う。
<u>I-3-(1-4)</u>	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ④国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化） a. 政府関係機関として国際関係の維持・強化に向けて、サイバーセキュリティに関する欧米等の関係機関とのネットワーク強化を行う。また、国際演習等を通じたインド太平洋地域のキャパビル支援を行う。 b. 国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行うセキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。	（１）国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 （１－４）国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化） ①産業サイバーセキュリティセンターが連携強化すべき海外主要機関を見定め、当センターの活動について海外への情報発信に取り組む。 ②経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。 ③国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議や標準化団体への参加等を通じて、セキュリティに関する最新情報の収集や国際標準化を含めた国際整合性の確保等に取り組むとともに、得られた情報について機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。
<u>I-3-(2-1)</u>	（２）「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進（情報処理安全確保支援士等の専門家の積極活用）、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運営、自治体や経済団体等との連携拡大等 ・企業や国民一般におけるサイバーセキュリティ対策の普及啓発に向けた取組	（２）「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 a. 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度および機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。 b. 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。 c. 機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大及び連携の強化を図る。	（２）「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 （２－１）中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策 ①中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士等の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の普及を行う。（略） ②広く企業及び国民一般にサイバーセキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。（略） ③ 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、標語、ポスター等の作品制作に関するコンクールの実施等により児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発に取り組み、さらに作品を活用した情報発信を実施する。また、コンクール事業に係る関係団体を

			有効に活用し、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャンネルの拡大及び連携の強化を図る。
<u>I-3-(2-2)</u>	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 - 脆弱性対策の適切な実施によるサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進（「サイバー対処能力強化法」及び「脆弱性関連情報届出受付制度」に基づく脆弱性関連情報の迅速な提供及びその活用の推進、組込み機器等の脆弱性対策、脆弱性情報や攻撃被害情報の収集分析提供等） - サイバー空間を巡る技術・環境変化を的確に捉え、各主体の自主的なセキュリティ対策に資するようなガイドラインの策定や白書等の調査分析業務及び情報提供 等	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ②自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供（システムの脆弱性に対する適切な対策の実施） a. サイバー対処能力強化法に基づく内閣総理大臣等からの委託による脆弱性に関する事務及び「脆弱性関連情報届出受付制度」を着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。 b. 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。（調査分析情報の提供） a. サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うことで、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。 b. 企業や組織のサイバーセキュリティ対策への取組を促進させる為、政策当局及び業界団体等と連携して、サイバーセキュリティ経営ガイドラインにおいてセキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法及びプラクティス集を作成し、その普及を行う。	(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 (2-2)自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ①「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、サイバー対処能力強化法及び同整備法の施行を見据え、国家サイバー統括室及び関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。（略） ②最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。（略） ③サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うとともに、ガイドラインや支援ツールの普及啓発を図り、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。（略）
<u>I-3-(3-1)</u>	(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出	(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ①社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 a. 制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する中核人材を育成する。中核人材を中心に、専門家、企業によるネットワークを構築し、サイバーセキュリティリスクに対応する組織・システム・技術を生み出していく。 b. 社会インフラ・産業基盤のうち、医療、鉄道をはじめサイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野に関して、中核人材育成プログラムや短期プログラムなどによる人材育成を強化	(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 (3-1)社会インフラ・産業基盤における中核人材育成 ①社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、制御技術（OT）及びITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するため、中核人材育成プログラム及び短期プログラムを提供する。 ②ITシステムからOTシステムまでを想定した模擬システム等を中心に、安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習プログラムのための実践的な演習環境を提供する。併せて、円滑な演習のための最先端の設備を維持するとともに、模擬システム

		できないか検討を行う。	等の拡充を行う。 ③サイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野として、石油・化学、ガス、海事、半導体産業、防衛産業などに対して、人材育成プログラムへのプロモーション活動とともに対策について情報発信を行う。 ④中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会」に受講者の参画を促し、活動が円滑に推進するよう支援する。大規模イベントを通じて中核人材育成プログラムの受講者及び修了者の成果や取組を広く社会に公表するとともに、日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出する。 ⑤情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。 ⑥府省庁等からの政策上の要請を受けて、個別の人材育成プログラムを実施する。
<u>I-3-(3-2)</u>	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ）	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ②若手人材育成（セキュリティ・キャンプ） a. サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成を行う。また、事業に参加した人材が、サイバーセキュリティ関係者やセキュリティ事業者などと有機的な繋がりを持てるよう、本育成活動への参画を促していく。	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 (3-2) 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成 ①学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプ、小中学生を対象としたセキュリティ・ジュニアキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・ミニキャンプ（地方大会）を開催する。また、セキュリティ人材の裾野拡大に向け、セキュリティ以外の特定専門領域の知見をトップレベルで併有する人材を育成する新たなキャンプ（セキュリティ・キャンプコネクト（仮称））を実施するとともに、セキュリティ・ミニキャンプ全国版（オンライン）の開催に向けた検討を行う。 ②セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ、セキュリティ・ジュニアキャンプ及びセキュリティ・ミニキャンプ（地方大会）において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会、セキュリティ・キャンプフォーラムの開催に加え、新たに修了生コミュニティを整備し、修了年次を超えて、情報交換、議論、交流、パートナーシップ構築等行うことを支援し、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。
<u>I-3-(3-3)</u>	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進	(3) 人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

	③ I T製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 ・「I T製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施等、I T機器等のセキュリティの信頼性確保に関する取組の実施 ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の動向調査及びガイドライン等による情報提供、暗号技術検討会等（C R Y P T R E C）の事務局業務の実施	③ I T製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 a. 国産 I T機器等のセキュリティの信頼性確保に資するため、国際標準に基づく「I T製品のセキュリティ評価及び認証制度」及び「暗号モジュール試験及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。並行して今後の認証制度の在り方について見直しを含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な対応を行う。 b. C R Y P T R E C暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、同リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査を行う。また、これとも連携し、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。	（３－３）I T製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進 ① I T機器等のセキュリティの信頼性確保に向け、「I T製品のセキュリティ評価及び認証制度（J I S E C）」及び「暗号モジュール試験及び認証制度（J C M V P）」の効率的な認証業務を推進する。特に、国策レベル案件での J I S E C 認証については、関係機関と調整をしつつ、政策スケジュールを踏まえた認証作業が実施できるよう進める。また、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（J C－S T A R）」については効率的な適合ラベル発行業務を推進するとともに、早期の制度普及・促進を図るため、適合基準の拡充及びプロモーション活動を行う。欧米等との相互承認に向けた交渉を行い、合意できた国との間で相互承認を始める。 ② C R Y P T R E C暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。
--	---	--	--

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
<u>Ⅱ-1-(1)-①</u>	Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項 1．機動的・効率的な組織及び人材確保等 （１）政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1．機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等 （１）機動的・効率的な組織・業務の運営 ①機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に意識し、計画の策定、実行、評価、改善のP D C Aサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、I Tを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。 ②組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論及び調整を行い、政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。 ③機構の業務を機動的・効率的に運営するため、機構が行う各事業、これに必要となる情報システムの構築・取得、人材の確保の進捗管理を行うための計画を策定し、これらの事業計画等に基づいた運営を実施する。また、調達プロセスについては、現行の運用の課題を包括的に洗い出すとともに、必要な見直しを行うなど、迅速な意思決定が行われるよう継続的な改善を行う。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 【令和7年度における重要な取組】 機構の経営戦略の中でも人材強化を最優先としつつ、政府方針等に基づく新規業務追加を踏まえ、人員・予算等の最適化、組織横断的な業務改革、持続可能な体制を目指した組織ガバナンスの仕組みの充実、新拠点整備等のワークプレイス最適化を実施する。 また、今までに講じた人事制度改革に係る措置の効果を検証するとともに、組織の安定的かつ継続的な成長を支えるための人事制度・人事事務の見直しを検討する。 また、効果的かつ効率的な予算執行を継続して行うために新財務会計システムの安定運用を実施する。 また、業務の高度化に向けて機構内のA I・データの利活用を促進するとともに、災害やセキュリティインシデントに対して強靱なI T基盤及びクラウド基盤の整備を進める。 1．機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等 （１）機動的・効率的な組織・業務の運営 ①第五期中期目標期間において、機構のミッションを有効かつ効果的に果たすため、理事長等のリーダーシップの下、機構の各事業について、業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。 業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始、組織体制の変更も検討する。 ②事業の実施に際しては、令和7年度計画における各目標の達成や各措置の適切な実施を常に意識して業務を遂行する。上期終了時点などにおいて、各措置の進捗状況や課題（前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等を含む）の把握、方針の検討、必要な対応を行う等のP D C Aを実施する。 ③機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者で構成される戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。 また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行い、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。 これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化

			を図る。 ④機構の業務を機動的・効率的に運営するため、令和7年度計画に基づき実施する事業に関する計画（事業計画）、令和7年度に実施する情報システムの整備に関する計画（情報システム全体計画）及び人材確保に関する計画（人事計画）を策定し、これらの計画に基づいた事業等が適切に実施されているかなど進捗状況を定期的に確認し、改善につなげていく。 また、調達プロセスについては、効率的な業務執行のために必要な措置について、マニュアル類の修正や職員研修等を含めて、随時に見直しを図ることで、継続的な改善活動を推進する。
Ⅱ-1-(1)-②	（2）組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営・審議プロセスの最適化・効率化に向けた継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行い、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。	（1）機動的・効率的な組織・業務の運営 ④DXを推進するための業務運営の仕組みや体制を整備するとともに、機構全体として自らのDXを継続的に推進する仕組みを構築することで、第五期中期目標期間中に、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。	（1）機動的・効率的な組織・業務の運営 ⑤機構のデジタルトランスフォーメーションに関する取組を組織横断的にけん引・支援する組織体制の構築等の施策を通じ、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル総合平均スコア2.5を目指す。（略）
Ⅱ-1-(2)	（3）IPAに期待される役割の拡大に対応するため、人材が離職しない職場づくりを行うとともに、新規及び中途採用を強化し、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、プロパー職員として適格な人材を一定数確保していく。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換するとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す人事制度・人員体制への見直しを行う。 （4）プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、官公庁や民間企業への出向や海外・国内の研修機会を拡大する等、視野の拡大を図るなど、キャリアパスモデルの見える化を行う。 （5）職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、業績／能力評価制度を改め、タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の可視化等、人事関連制度の見直しを行う。 （6）専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	（2）人材確保等 ①IT施策の専門機関・実施機関として機構に期待される役割の拡大に対応するため、引き続き組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、新規及び中途採用を含め質の高い人材の量的確保を図るとともに、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図る。中長期的には、民間企業等から迎えている研究員ポストの一部をプロパー職員に置換していくとともに、フレキシブルな雇用契約により高度人材の協力を得つつ、プロパー職員、民間企業等から迎えている研究員等と合わせて、組織全体としての最適効率（ベストミックス）を目指す。 ②外部の優秀な人材・内部の職員を惹きつけるために、民間企業や先進例を踏まえた労働環境面や処遇等制度面の見直しにより、職場の魅力度を向上させる。また、機構に求められる業務を効率的に遂行するために必要な執務環境の整備を図る。 ③機構に期待される役割を果たすため、プロパー職員の専門性・企画力等を高めるよう、キャリアパスの見える化を行い、これにそって職員が必要な知識・スキルを学べる機会を提供するとともに、官公庁や民間企業への出向や国内・海外の研修機会の拡大により、視野の拡大を図るなど、人材開発制度の充実や継続的な改善を図る。 ④機構に求められる改革を実施するとともに、職員の成長やチャレンジを促す風土を醸成するため、事業計画上の重点事項の業績評価への反映をはじめとした業績／能力評価制度の見直し、	（2）人材確保等 ①組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、期待する役割等に応じた適切な属性（プロパー・嘱託・出向等）を考慮した上で、質の高い人材の量的確保に向け、民間求人サイトの活用など、より効果的な採用手法の導入や、採用時期の適正化（機動的な採用プロセス、計画的な経験者採用）、都市部に偏らないプロモーション活動など、採用活動の強化を図り、組織全体としての最適効率を目指す。 ②令和6年度に構築した複線型キャリアパスを導入・運用開始し、新制度の効果を検証する。 また、職員の中長期的な育成、エンゲージメント向上による生産性の向上を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修の拡大、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。職員の幅広い知見の蓄積を目的とした1hセミナーの開催、キャリアパスに応じた知識・スキルを手軽に学習できるリスキルライブラリ研修、デジタルリテラシー研修（iパス等受験料補助）など、研修制度の実施及び効果を検証するとともに、研修の受講履歴をタレントマネジメントシステムで管理し、履歴情報を研修の企画等に活用する。 ③タレントマネジメントシステムを継続活用し、職員の保有スキルや業務経験等の人材情報基盤の整備、可視化を図るとともに、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置・育成等に取り組む。また、事業計画上の重

		タレントマネジメントシステム等の導入による人材情報の基盤整備、可視化等の人事関連制度の見直しを行う。 ⑤専門性、特殊性の高い業務に対応するため、市場競争の中でも優秀な人材を確保できるための処遇を含む人事制度全体の見直しを図る。なお、給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当を含め役職員給与のあり方について検証した上で、適正化するとともに、検証結果や取組状況を公表する。 ⑥官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	点事項の業績評価への反映をはじめ、業務内容やチャレンジな取組、職責等に応じた業績や能力発揮状況が適切に評価できるよう業績／能力評価制度の効果検証・改善を継続して行い、その結果に基づき職員の能力向上・人材確保を図る。 ④機構が行う専門性・特殊性の高い業務を遂行する人材を確保するため、中途ジェネラリストの一括採用や成功報酬型人材採用サービスの活用を含め、市場競争の中でも優秀な人材を確保できる採用方法・雇用形態・処遇・評価制度等、人事制度の継続的見直し・改善を図る。 また、例えば給与事務効率化など、人事業務・プロセスの見直し・改善を図っていく。 さらに、機構全体の給与水準について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業務に属する民間事業者等との比較等により、業務内容等に応じた適正なものとなっているかの検証を行い、高度人材確保のために特定任期付職員に関する規程等の給与水準を見直すなど、複線型キャリアパス・新人事制度の導入効果を継続的に検証・改善していくとともに、検証結果や取組状況を公表する。 ⑤業務内容の拡大に対応し、出向元組織からの受入れの効率化や採用チャネルの拡大に努め、多様かつ時宜を得た外部人材の確保を図る。
Ⅱ-2	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3％以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1％以上の効率化を行う。	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比3％以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1％以上の効率化を行う。	2. 業務経費等の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比3％以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について前年度比1％以上の効率化を行う。
Ⅱ-3	3. 調達効率化・合理化 （1）（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 （2）企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	3. 調達効率化・合理化 （1）（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 （2）企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	3. 調達効率化・合理化 （1）（略）毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等（競争入札、企画競争及び公募をいう。）により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予算額の考え方等について聞き取り・助言を行う。 結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

			(2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。
Ⅱ-4	4. I P A－D Xの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) (略) 情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、情報システムの整備及び管理を行うP J M O (P r o J e c t M a n a g e m e n t O f f i c e) を支援するためのP M O (P o r t f o l i o M a n a g e m e n t O f f i c e) の下、情報システムについて、投資対効果を精査した上で整備するとともに、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理を実施することとし、コスト削減の徹底を図る。(略) (2) I P Aの業務運営の効率化・最適化をより一層図るため、I P A業務のデジタルトランスフォーメーション(I P A－D X)の取組等を進め、第五期中期目標期間に、D X推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3. 0を目指す。従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、(略) パブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせ利用する、ハイブリッドクラウド構築を進める。さらに、I P Aの提供するサービスを利用する国民の利便性を向上させる(操作性、機能性等の改善を含む。)とともに、政府の政策立案に、より貢献していく観点から、I P A内のデータ利活用の促進に向けた取組(I P A－I Dの統合等)を進める。加えて、これらの取組も含め、I P Aの事業全体の効率化・最適化を支える事業運営基盤についても常時見直しを行うことで、組織として迅速かつ柔軟な意思決定につなげる。(略) (3) 生産性向上の観点から(略) ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率(ベストミックス)を図り、業務の効率化を推進する。	4. I P A－D Xの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) (略) 情報システムの整備及び管理を行うため、これまでの取組を加速させるとともに、P M O (P o r t f o l i o M a n a g e m e n t O f f i c e) の管理の下、P J M O (P r o J e c t M a n a g e m e n t O f f i c e) の実務的な支援、I Tに係る投資対効果の精査、システムライフサイクル全体を見通したコスト管理、並びに効果指標及び目標値の設定・管理等、機構のI Tガバナンス強化を通じてコスト削減を徹底する。 (2) 従来から順次進めてきた業務の電子化の促進やシステムの最適化等を通じた改善に加え、また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、クラウドへのシフトを進める。具体的には、機構の情報システムインフラをパブリッククラウドへシフトするとともに、(略) プライベートクラウドを組み合わせ利用する、ハイブリッドクラウドを構築することを通じて、セキュリティを担保した上で、機構のシステム改革及びI Tコスト削減の徹底を図り、事業継続性を向上させる。また、職員のI T環境刷新による部署横断的なインフラ整備(クラウド作業環境へのシフト、S a a Sの積極的な活用、ゼロトラストアーキテクチャーの導入等)を行い、職員の柔軟な働き方を実現するとともに業務の生産性向上を図る。 (3) データ分析を可能とするI T環境を構築するとともに、機構が外部に提供している各種サービスのユーザー登録情報等の統合を図ることにより(「I P A－I D」プロジェクト)、政策効果の向上と顧客データの収集・活用を推進するなど、デジタルを活用した利便性の高い行政サービスの実現及び政策的エビデンス情報の収集を加速させる。 (4) 機構全体の業務プロセスについて、フロー化・マニュアル化により誰にでも理解できるように可視化するとともに、自動化ツールやアプリ開発ツール等を活用し、業務効率化を推進することで、付加価値創出活動へのリソースシフトを進める。 (5) 効果的・効率的な予算執行に向け、管理会計の観点から、より精度の高い予実管理を行うため、財務会計システムの刷新・改修等を行うとともに、人事・給与・会計など各種システムのデータを連携して経営ダッシュボード等を構築することで、データに基づいた迅速な経営判断を行う。	4. I P A－D Xの推進等を通じた業務運営の効率化 (1) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、事業計画と情報システム全体計画との整合を図り、I Tガバナンス整備及びプログラム管理を実施する。(略) (2) 機構の事業継続性向上及び業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。また、機構が新規事業の開始や既存システムのリプレイスに当たってクラウド上に早期に情報システムを構築できる環境を目指し、「I P Aクラウド」の令和8年度の正式稼働に向けた整備を開始する。(略) (3) 機構のデジタルトランスフォーメーションについて、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、デジタル技術を活用した施策を実施する。(略) (4) 業務改革推進の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、職員のニーズを踏まえた上で、デジタル技術を活用した施策を実施する。(略) (5) 効果的かつ効率的な予算執行を図るべく、管理会計の観点から、より精度の高い予実管理を行うとともに、迅速な経営判断の実現に資するよう継続的な改善を行う。 (6) 新たな拠点整備を含め、業務の効率化に向けた機構全体でのワークプレイス最適化を推進する。 また、業務効率化の観点から、法人文書については、実態に即した適切な管理に加え、法人文書管理システムの効率的な運営を行う。クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、原則機構内の契約案件への適用を検討し各部門への利用展開をさらに推進することで効果的な業務運営を目指す。その他、機構内ペーパーレス化を促進し、事業部門の文書についても更なる電子化を進める。 さらに、新しい働き方の確立や業務効率の改善を図るべく、モバイルI T機器等を業務で必要とする職員に配布する。

		(6) 上記(2)から(5)の機構業務のデジタルトランスフォーメーション(I P A - D X)の取組などを進め、第五期中期目標期間に、D X推進指標の自己診断結果について成熟度レベル平均スコア3.0を目指す。 (7) 生産性向上の観点から、「働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)」を推進しつつ、I C Tも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため進めてきたテレワークの取組を引き続き推進し、リアルワークとリモートワークの最適効率(ベストミックス)を図り、更なる業務効率化を推進する。	そして、役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。
--	--	--	--

Ⅲ-1	Ⅴ．財務内容の改善に関する事項 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。 （２）（略）運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに、予算管理に反映させる。）。 （３）決算情報の公表の充実等、引き続き、ＩＰＡの財務内容等の透明性を確保する。	Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行する。 （２）（略）運営費交付金については、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、各年度期中における運営費交付金の予算管理を適切に行う（常に足下の予算執行状況を把握し、仮に、期中又は年度ごとにおいて、予算と実績の乖離が見込まれる場合、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。）。 （３）決算情報の公表の充実等、引き続き、機構の財務内容の透明性を確保する。	Ⅲ．財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1．運営費交付金の適切な執行管理 （１）運営費交付金を充当して行う事業については、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行うとともに、事業計画等に基づいて、適切かつ効率的に執行する。 （２）（略）業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、予算執行管理を適切に行う。 なお、足下の予算の執行状況については、事業計画や契約の進捗や実績などを通じて常に把握し、定期的に役員会に報告するとともに、予算と実績の乖離が見込まれる場合には、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図るなど予算管理に反映させる。 （３）機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。
Ⅲ-2・3	2．自己収入の確保及び拡大 （１）第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、ＩＰＡが運営するマナビＤＸにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏ＯＢ等からの寄付金の募集等）を検討する。 （２）情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。	2．自己収入の拡大 第一期から第四期中期目標期間においても、自己収入の確保及び拡大に向けて取り組んできたところであるが、公的取組には無償で参加しつつ、本中期目標期間においても、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビＤＸにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大を図っていくこととする。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏ＯＢ等からの寄付金の募集等）を検討する。 3．試験勘定の採算性の確保 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、ＩＴパスポート試験をはじめとする試験の一層の普及活動など、応募者の増加に向けた取組を実施するとともに、高度試験等の見直しを含む運営方法の改善などにより、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善に取り組む。	2．自己収入の拡大 公的取組には無償で参加しつつ、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営するマナビＤＸにおける講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大に向けた検討を行う。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策（未踏事業修了生等からの寄付金の募集等）を実施する。 3．試験勘定の採算性の確保 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する試験の周知を図るなどＩＴパスポート試験等の応募者の増加に資する取組を実施するとともに、支出削減や業務見直しに努め、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

<u>III-4</u>	3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （１）地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で２億５千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （２）また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。	4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （１）地域事業出資業務については、第五期中期目標期間中に関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で２億５千万円以上確保する。そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （２）以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。 ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（３期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合 ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合	4. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター） （１）地域事業出資業務については、令和４年度決算額と比較して、令和７年度末までに関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で１億５千万円以上確保する。 そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会を捉えて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 （２）以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。 ①経営改善を行っても、繰越欠損金が増加（３期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合 ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合
--------------	--	--	---

<u>IV-1</u>	VI. その他業務運営に関する重要事項 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 I P Aは、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、I P Aは、社会（人・組織）から求められる機能（※）を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、I P Aは、I P Aを取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「I P Aコミュニティ」を形成することで、S o c i e t y 5. 0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。 なお、こうしたI P Aの目指すべき将来像の実現に向けて、第5期中期目標期間を通じて、I P A自身の今後の在り方や、I P Aが担うべき機能・役割等について、I P Aは、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「I P Aコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。（略）	IX. その他業務運営に関する重要事項 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 （1）機構は、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する社会システムの中で、産学官や最先端の知が集積する中核組織となることを目指す。このため、機構は、社会（人・組織）から求められる機能（※）を有し、サービスを提供するとともに、これらを常に高度化するよう努める。これにより、機構は、機構を取り巻く人・組織とともに、「デジタル基盤」を創り、また、「I P Aコミュニティ」を形成することで、S o c i e t y 5. 0時代のデジタルエコシステムを創出し、その拡大を図っていく。 なお、こうした機構の目指すべき将来像の実現に向けて、第5期中期目標期間を通じて、機構自身の今後の在り方や、機構が担うべき機能・役割等について、自身を取り巻くステークホルダーをはじめ、「I P Aコミュニティ」との議論を深めつつ、不断に見直しを行っていく。 （2）上記（1）を機構統一的に推進するため、組織横断的な調整、調査分析、広報などを機構全体として一体的に取りまとめる体制を整備する。	IX. その他業務運営に関する重要事項 1. S o c i e t y 5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出 デジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿であるデジタルエコシステムを実現するためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としてのデジタル基盤を整備し、また、アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進、デジタル人材の育成推進及びサイバーセキュリティの確保に対応する専門的な人材などの集まりである「I P Aコミュニティ」を形成していくことが必要であり、これに向けて、機構の各事業を一体的に進めていく。 具体的には、各事業を一体的に実施する組織体制を整備するとともに、役員と各部門長が、機構に求められる機能やサービスの高度化に向けた業務の方向性や業務運営体制等について議論・共有を行い、共通認識をもって一体的に事業を進めていく。これを踏まえ、各事業を更に高度化して取り組むとともに、戦略的な調査・広報の推進などにより機構を取り巻く人・組織をつないでいくことで、デジタルエコシステムの創出に貢献する。
<u>IV-2</u>	2. 内部統制の強化 （1）引き続き、（略）内部統制の推進及び充実を図る。 （2）I P A内に設置した、内部統制委員会、リスク管理委員会、監事監査部・内部監査部により、内部統制の推進及び充実を図り、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される会議体において、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施し、第五期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のP l a n・D o・C h e c k・A c t i o n（P D C A）機能の充実を図る。	2. 内部統制の充実・強化 （1）引き続き、（略）内部統制の推進及び充実を図る。 （2）中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組みを推進するとともに、個々の職員に浸透するよう周知徹底を図る。	2. 内部統制の充実・強化 （1）リスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなどの活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、顕在化したリスク発生事象の共有を継続して行うことで職員の意識を高めてリスク軽減に向けた取組を行うとともに、例えばリスク調査票の見直しを検討するなど効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、P D C Aサイクルの定着を目指す。 （2）令和5年7月に改正した首都直下震災に係る事業継続計画（B C P）及び新型インフルエンザ等に係る事業継続計画（B C P）について、機構内の周知や訓練、継続的な見直しによって、リスク管理に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。 （3）内部統制活動の一環として、引き続き内部（外部）通報やハラスメント等に係る環境整備を図り、機構内の周知や定期的な教育によって、内部統制に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。 （4）機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具

			体的には、監事監査については、令和7年度「監事監査計画」に基づく監査等を補助する。また、内部監査については、令和7年度「内部監査計画」に基づく業務監査等を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。 その他、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。
IV-3	3. 情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、(略)引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 (2) IPAは、(略)政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。	3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、(略)引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 (2) 機構は、(略)政府方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の規定・改正を実施し、機構自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。	3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保 (1) 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。また、機構が保有する個人情報や法人文書に関して、定期的な点検や登録、廃棄などを適切に行う。 (2) 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。また、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づく、情報セキュリティ関係規程の整備等を引き続き行う。
IV-4-(1)	4. 戦略的な調査・広報の推進 (1) ITに関する調査分析 IPAが実施するITに関する調査(DXに関する調査を含む)について、組織横断的な観点から必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などの情報収集・分析を行い、また、戦略的な情報発信も行う。	4. 戦略的な調査・広報の推進 (1) ITに関する調査分析 ①機構が実施するITに関する調査(DXに関する調査を含む)について、組織横断的に必要となる情報として、ITに関する最新の業界動向や各国の政策動向などについて収集・分析を行うとともに、戦略的に実施する観点から、調査品質の向上や重複を減らすことによる適正化・効率化などを図る。 ②調査結果をとりまとめ、調査報告書を作成し、機構内外への戦略的な情報発信を行う。	4. 戦略的な調査・広報の推進 【令和7年度における重要な取組】 ①国内外のデジタル化、デジタルエコシステムの動向及びその創出に資するデジタル政策等に関する情報収集・分析・提供、海外拠点や内外関係機関との連携強化、国際戦略機能の整備による調査分析基盤強化、戦略的情報発信等を通じて情報収集のハブ化に取り組む。 ②機構のブランドを再定義して発信すべき情報・コンテンツ・メッセージを精査し、各種広報媒体を連携させて機構内外への露出を最適化することで、機構の事業のさらなる普及・周知を目指す。公式ウェブサイトの改善及び機能追加を実施する。 (1) ITに関する調査分析 (1-1) ITに関する調査の戦略調査分析、定点調査の実施 ① 施策立案支援、事業企画支援の観点から、戦略調査機能として組織横断的なテーマを中心に、デジタル分野に係る業界動向、各国の政策動向等の情報収集、デジタルエコシステム基盤等の重点テーマの調査分析を実施する。有識者検討会等を運営し、調査分析の深化を図る。 ② 施策立案支援・評価の観点から重要となる調査対象、調査項目に絞り込んだ定点調査分析を実施する。 ③ これらの取組を実施するための調査分析基盤として、海外拠

			点や内外関係機関との連携、情報収集のハブ化、国際戦略機能に係る体制整備等の取組を通じて強化し、機構のリサーチ&インテリジェンスエコシステム構想に取り組む。 （１－２）戦略的な情報発信の実施 上記（１－１）の調査分析結果等をもとに調査報告書等を作成するとともに、戦略的な情報発信の内容・方法（政策提言、白書等の発信形態）を検討し、効果的な情報発信（アピール性の高い報告書、セミナー等）を行う。また、デジタルエコシステム創出の観点から戦略的な情報発信に取り組む。
<u>IV-4-(2)</u>	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ① I P Aが実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、データとデジタルツールを活用してユーザーのニーズを把握し、求められる情報を最適な形で提供できるよう常に改善を繰り返す。同時に I P A内の情報共有や組織を横断した連携を促進し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上する。 ②すべての国民が、I P Aウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に努める。 ③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、I P Aが様々な分野で認知されるために報道発表・取材対応を積極的に行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を１２，５００件以上とする。 上記の「調査分析」及び「戦略的な広報の推進」の取組を通じて、I P Aを取り巻く人・組織を情報発信によりつないでいき、I P Aを中核組織とした「デジタルエコシステム」の創出にも貢献する。	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ①機構が実施する事業の内容及び成果を積極的に広報し広く国民の理解を得るとともに、ユーザーのニーズを把握するためのデータとデジタルツールを整備し、ユーザー視点で求められる情報を最適な形で提供できるよう広報手法を企画・立案・実行する。同時に機構内の情報共有や横断した連携のためのツールや体制、運用などを整備し、全職員にユーザー視点の広報マインドを醸成し、広報活動の価値を向上し、改善を続ける仕組みを提供する。 ②すべての国民が、機構ウェブサイトで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に継続的に取り組む。 ③国民一般に対してきめ細やかな情報発信を行うとともに、機構が様々な分野で認知されるために継続的な報道発表・取材対応に加え、外部の情報発信ツール等の活用やSNS等との連動による効果的な情報発信とデータに基づく効果測定を行い、第五期中期目標期間においてウェブ媒体における記事掲載件数を１２，５００件以上とする。なお、各年度において達成すべき目標については、年度計画において定める。	４．戦略的な調査・広報の推進 （２）戦略的な広報の推進 ①最新の機構の事業内容と社会経済環境を鑑み、機構のリブランディングを行い、発信すべき情報・コンテンツ・メッセージを精査する。また、公式ウェブサイト、SNS、オウンドメディア、報道対応、イベント（大阪・関西万博含む）、社内報等の運営・発信体制を整備するとともに、これら媒体間の連携により内外への露出を最適化し、機構の魅力や価値を広く発信する。 ②公式ウェブサイトにおける提供情報やサービスに係る利便性向上のため、機能改善及びウェブアクセシビリティ向上のための施策を進める。 ③これらの取組を通じて、令和７年度におけるウェブ媒体での記事掲載件数を２，５００件以上とする。